

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 県 支 出 金	
	1 県 補 助 金
歳 入	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
79,713,351	1,386,392	81,099,743
79,713,350	1,386,392	81,099,742
122,003,740	1,386,392	123,390,132

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	
	1 保 險 給 付 費
歳 出	合 計

補 正 前 の 額	補 正 額	計
78,817,039	1,386,392	80,203,431
78,817,039	1,386,392	80,203,431
122,003,740	1,386,392	123,390,132

令和3年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

港湾整備事業特別会計

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	1,144,517
		東扇島土地造成事業	131,070
合	計		1,275,587

令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

墓地整備事業特別会計

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事	業	名	金 額
1	墓地整備事業費	早野聖地公園整備事業			千円 4,820

令和3年度川崎市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和3年度川崎市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和3年度川崎市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(3) 主要な建設改良事業

下水幹枝線、  
ポンプ場及び  
水処理センター等  
整備事業 20,292,059千円 1,800,000千円 22,092,059千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,446,029千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,408,643千円」に、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 17,651,182千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 17,613,796千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 下水道事業 資本的収入 34,493,803千円 1,837,386千円 36,331,189千円  
第1項 企業債 27,346,000千円 148,000千円 27,494,000千円  
第3項 国庫補助金 5,500,000千円 1,689,386千円 7,189,386千円

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第1款 下水道事業 57,939,832千円 1,800,000千円 59,739,832千円  
資本的支出

第1項 建設改良費 20,292,059千円 1,800,000千円 22,092,059千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	限 度		補正後の額 千円
	補正前の額 千円	補 正 額 千円	
1 公共下水道整備事業	13,862,000	148,000	14,010,000
企業債総合計	27,346,000	148,000	27,494,000

令和4年2月14日提出

川崎市長 福田紀彦

令和4年度川崎市一般会計補正予算

令和4年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,212,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ879,725,462千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月24日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入	款	項
17 国庫支出金		
		2 国庫補助金
	歳 入	合 計

補正前の額	補正額	計
162,056,488	1,212,720	163,269,208
34,473,381	1,212,720	35,686,101
878,512,742	1,212,720	879,725,462

歳 出

歳 出	款	項
7 経済労働費		
		2 商工業費
		5 労政費
	歳 出	合 計

補正前の額	補正額	計
24,689,203	1,212,720	25,901,923
699,176	1,152,994	1,852,170
547,166	59,726	606,892
878,512,742	1,212,720	879,725,462

**川崎市告示第143号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第144号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第145号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第146号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第147号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第148号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和4年3月24日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第149号**

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

別図 (町区域の設定図)





## 町区域の設定調書

## 町区域の設定

新町名	左に含まれる現在の区域
かみさくのべいっちょうめ 上作延1丁目	上作延字北原の一部
	上作延字原間谷の一部
かみさくのべにちょうめ 上作延2丁目	上作延字北原の一部
	上作延字原間谷の一部
	上作延字南原の一部
かみさくのべさんちょうめ 上作延3丁目	上作延字原間谷の一部
	上作延字南原の一部

## 川崎市告示第150号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 届出の状況

## (1) 目的外利用

ア 市長 1件  
イ 病院事業管理者 2件

## (2) 外部提供

ア 市長 10件  
イ 上下水道事業管理者 1件  
ウ 病院事業管理者 1件  
エ 消防長 1件  
オ 教育委員会 1件

## 2 届出書

別紙のとおり（省略）

## 川崎市告示第151号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次の者に指定したので、告示します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 指定納付受託者の所在地及び名称

所在地 東京都文京区本郷三丁目33番5号  
名称 三菱UFJニコス株式会社  
代表者 代表取締役 石塚 啓  
所在地 東京都港区南青山五丁目1番22号  
名称 株式会社ジェーシービー  
代表者 代表取締役 浜川 一郎

## 2 指定納付受託者に納付させる歳入

インターネットを利用し、クレジットカードにて納

付する市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）

## 3 指定納付受託者の指定期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

## 川崎市告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

## 川崎市告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

## 川崎市告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

## 川崎市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により指定介護機関の辞退による廃止及び中国残留邦人等の円滑な

帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第156号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月28日から令和4年4月11日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	409号	川崎市中原区市ノ坪449番3先	20.00	10.71	
		川崎市中原区市ノ坪128番4先			
新	409号	川崎市中原区市ノ坪449番3先	20.00	10.71	隅切り部
		川崎市中原区市ノ坪128番10先			

**川崎市告示第157号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月28日から令和4年4月11日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	川崎府中	川崎市中原区市ノ坪128番4先	20.00	10.71	
		川崎市中原区市ノ坪449番3先			

新	川崎府中	川崎市中原区市ノ坪128番10先	20.00	10.71	隅切り部
		川崎市中原区市ノ坪449番3先			

**川崎市告示第158号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月28日から令和4年4月11日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	市ノ坪第10号線	川崎市中原区市ノ坪128番4先	3.86	6.47	
		川崎市中原区市ノ坪128番4先			
新	市ノ坪第10号線	川崎市中原区市ノ坪128番10先	4.00	6.47	
		川崎市中原区市ノ坪128番10先			

**川崎市告示第159号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月28日から令和4年4月11日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川高第71号線	川崎市高津区東野川2丁目4013番1先	2.73	35.45	
		川崎市高津区東野川2丁目4013番1先			
新	野川高第71号線	川崎市高津区東野川2丁目4013番1先	4.59 5.04	35.45	
		川崎市高津区東野川2丁目4013番1先			

旧	野川高第75号線	川崎市高津区東野川2丁目4012番3先	16.00	47.86	
		川崎市高津区東野川2丁目4006番1先	29.22		
新	野川高第75号線	川崎市高津区東野川2丁目4012番3先	16.00	47.86	
		川崎市高津区東野川2丁目4006番1先	34.76		
旧	野川高第75号線	川崎市高津区東野川2丁目4015番2先	16.00	2.75	
		川崎市高津区東野川2丁目4015番2先	23.24		
新	野川高第75号線	川崎市高津区東野川2丁目4015番2先	16.00	2.75	関係図面のとおり
		川崎市高津区東野川2丁目4015番2先	23.24		
旧	野川高第75号線	川崎市高津区東野川2丁目4014番2先	7.27	23.36	
		川崎市高津区東野川2丁目4014番2先			
新	野川高第75号線	川崎市高津区東野川2丁目4014番2先	7.67	23.36	
		川崎市高津区東野川2丁目4014番2先	10.25		

川崎市告示第160号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月29日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

名称		利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級荷さばき地	専用利用	川崎区東扇島92番地	平方メートル 54,745
	2級荷さばき地	専用利用	〃	24,368

を

名称		利用区分	位置	面積
川崎 コンテナ	1級荷さばき地	専用利用	川崎区東扇島92番地	平方メートル 54,745
	2級荷さばき地	専用利用	〃	21,820

に改める。

別表18事務所附帯施設の表中

名称	位置	構造	面積
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	9,187
	川崎区東扇島	アスコン舗装	2,273
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装、コンクリート版	1,505
川崎コンテナ入口ゲートハウス	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテナ出口ゲートハウス	〃	〃	244
川崎コンテナゲートハウス事務室	〃	鉄骨造平家建	120
川崎コンテナメンテナンスショップ	〃	鉄骨造3階建	1,321
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	インターロッキングブロック、アスコン舗装	12,584

を

名称	位置	構造	面積
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	9,187
	川崎区東扇島	アスコン舗装	2,273
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装、コンクリート版	2,465
川崎コンテナゲートハウス1	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテナゲートハウス2	〃	軽量鉄骨造平家建	44
川崎コンテナゲートハウス3	〃	鉄骨造2階建	244
川崎コンテナゲートハウス事務室	〃	鉄骨造平家建	120
川崎コンテナメンテナンスショップ	〃	鉄骨造3階建	1,321
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地、92番地及び93番地	インターロッキングブロック、アスコン舗装	12,584
洗浄場	川崎区東扇島92番地	コンクリート舗装	1,020
給油施設	〃	コンクリート舗装	600

に改める。

**川崎市告示第161号**

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年3月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用
 

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。  
(別紙省略)

**川崎市告示第162号**

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第9条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出ください。

令和4年3月29日

川崎市長 福田紀彦

行旅死亡人

- 1 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳代、身長168.7cmから180.9cm、男性、半袖Tシャツ、長ズボン、ボクサーパンツ、靴下  
上記の者は、令和2年10月11日午前10時30分ごろ、中原区上平間378番地先 多摩川河川敷にある胡桃の木の付近において、ブルーシート上に仰向けで死亡しているのを発見された。
- 2 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳代くらい、身長160cm、体格普通、男性、茶色ジャンパー、青色ジャンパー、白色トレーナー、白色半袖シャツ、紫色パンツ、黒色モモヒキ、黒色靴下、茶色運動靴、白軍手、紺色野球帽、を着用  
上記の者は、令和2年3月23日午後8時50分ごろ、川崎区新川通12番1号川崎市立川崎病院敷地内で死亡しているのを発見された。
- 3 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳以上、身長179cm、体格小肥、男性、色不明の長袖シャツ、色不明の長ズボン、白色ブリーフ、黒色靴下、黒色短靴  
上記の者は、令和元年11月24日午後7時40分、川崎区鈴木町多摩川河川敷で死亡しているのを発見された。
- 4 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢70歳以上、身長159cm、体格痩せの男性  
上記の者は、令和3年5月9日午後8時20分ごろ、川崎区貝塚2丁目5番8号で死亡しているのが発見された。
- 5 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳から40歳くらい、身長179cm、体格中肉、頭髪短髪、背部上方に縦3cm、横3.5cmの腫瘍様のものがある男性、黒色ジャンパー、黒色パーカー、紺色Tシャツ、黒色長ズボン、黒色ボクサーパンツ、黒色靴下、黒色スニーカー  
上記の者は、令和2年3月25日午後7時40分ごろ、川崎区駅前本町8番地で死亡しているのを発見された。
- 6 本籍・住所不詳、自称 森 良、生年月日 昭和14年10月13日（自称）、推定年齢70歳代、身長157cm、男性、ピンク色フリースジャンパー、青色長袖ジャージ、色不明半袖シャツ、色不明半袖肌着、ベージュ色フリースズボン、色不明パンツ、色不明靴下、色不明腹巻、黒色ネックウォーマー  
上記の者は、令和3年2月5日午前10時35分ごろ、幸区神明町1丁目18番地で死亡しているのを発見された。
- 7 本籍・住所不詳、自称タカハシミノル、男性  
上記の者は、令和3年8月23日、幸区堀川町72-1で倒れているのを発見され、令和3年8月25日、幸区大宮町31番地27川崎幸病院にて死亡が確認された。
- 8 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から70歳、身長160cm、体格中肉の男性、茶色ダウン、紺色トレーナー、ストライプ柄長袖シャツ、白色肌着、ベージュ

チノパン、黒色ステテコ、白色ブリーフ、紺色靴下、灰色ニット帽、黒色革靴、カーキ色ボストンバッグ、眼鏡、白色封筒（中に「御迷惑おかけして申し訳ありません。私はコロナ感染者ではありません 令和三年三月」と記載されたもの在中）

上記の者は、令和3年4月22日午前11時00分ころ、中原区上平間無番地多摩川緑地上平間地区のベンチ上に仰向けの状態で死亡しているのを発見された。

9 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳代から50歳代までの女性。

上記の者は、令和2年11月26日午後4時30分、多摩区登戸3508番地先多摩川河川内にて頭蓋骨の状態（第1頸椎から第6頸椎まで残存）で浮いているのを発見された。死亡推定日時は令和2年6月頃、死体には加害行為を疑わせる傷等は無い状態であった。

### 川崎市告示第163号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和4年3月29日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する区域

令和3年度川崎市告示第272号により指定した区域（中原区下沼部字玉川向1753番1の一部（別図のとおり））

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、ふっ素及びその化合物

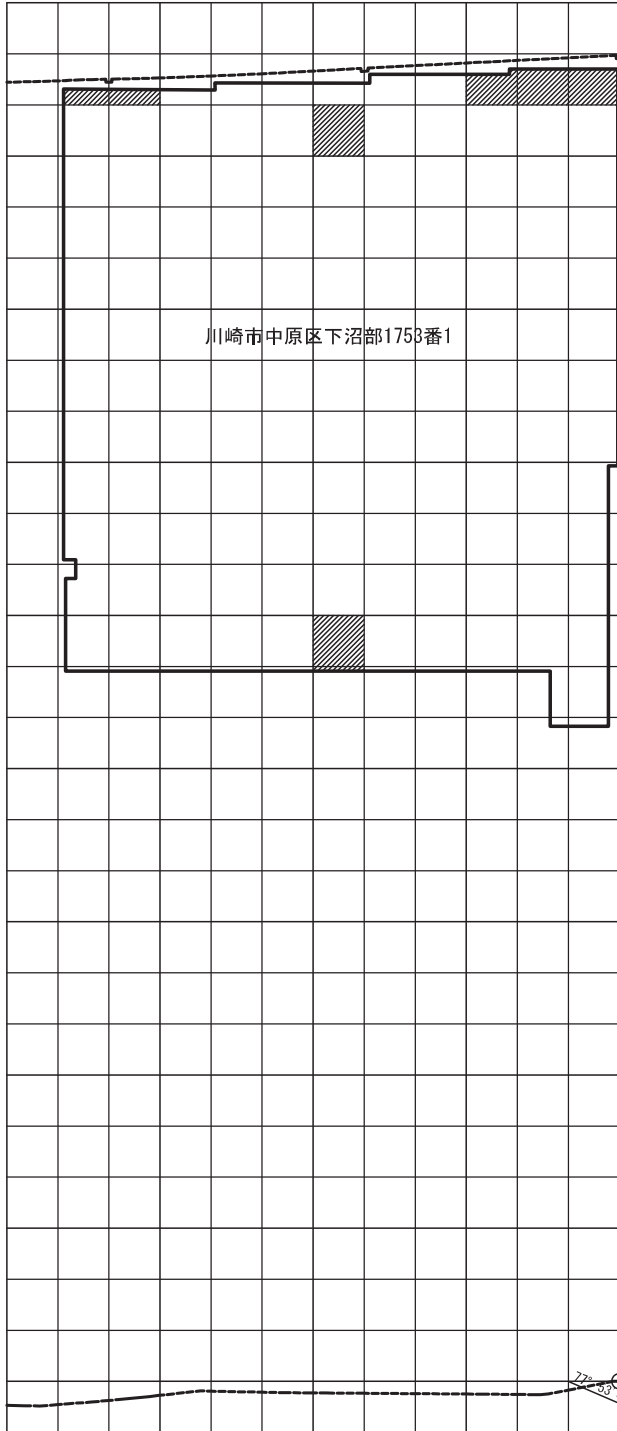
3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡 例】

- 筆境界
- 調査範囲
- ▨ 区域指定解除区画
- 単位区画

【起 点】

起点は、川崎市中原区下沼部1753番1の最北端とする。

【格子の回転角度（77度53分45秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【申請に係る土地の面積】

465,916㎡



別図 指定を解除する区域

川崎市告示第164号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月30日

川崎市長 福田紀彦

別表14ふ頭用地の表中

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（川崎コンテナふ頭用地を除く。）	平方メートル 2,507,461

を

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（川崎コンテナふ頭用地を除く。）	平方メートル 2,505,018

に改める。

川崎市告示第165号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 指定納付受託者の所在及び名称

- (1) 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号  
名称 株式会社トラストバンク
- (2) 所在地 東京都中央区日本橋室町1丁目7番1号  
名称 スルガカード株式会社
- (3) 所在地 東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス  
名称 楽天グループ株式会社

2 取り扱う歳入等の種類

寄附金

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第166号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 指定納付受託者の所在及び名称

- (1) 所在地 三菱UFJニコス株式会社  
名称 東京都文京区本郷3-33-5
- (2) 所在地 株式会社ジェーシービー  
名称 東京都港区南青山五丁目1番22号

2 取り扱う歳入等の種類

寄附金

3 指定期間

令和4年4月1日から令和7年8月31日まで

川崎市告示第167号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

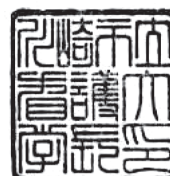
1 川崎市市民ミュージアム館長印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 14の4
- (3) 書体 てん書
- (4) 寸法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 市民ミュージアム 1個
- (6) 印影



2 川崎市立看護大学長印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日
- (2) 一般公印 ひな形番号 17の2
- (3) 書体 てん書
- (4) 寸法 方21mm
- (5) 保管場所及び個数 看護大学事務局総務学生課 1個
- (6) 印影



3 卒業証書及び賞状専用川崎市立看護大学長印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 40の2
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方30mm
- (5) 保管場所及び個数 看護大学事務局総務学生課 1個
- (6) 印 影



4 学生証専用川崎市立看護大学長印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 40の3
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方15mm
- (5) 保管場所及び個数 看護大学事務局総務学生課 1個
- (6) 印 影



川崎市告示第168号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を改刻しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 医療証専用市長職務代理者印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 40
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方15mm
- (5) 保管場所及び個数 健康福祉局保健医療政策部 1個
- (6) 印 影



2 医療証専用市長職務代理者印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日

- (2) 専用公印 ひな形番号 40
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方15mm
- (5) 保管場所及び個数 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 1個
- (6) 印 影



3 医療証専用市長職務代理者印

- (1) 使用開始日 令和4年4月1日
- (2) 専用公印 ひな形番号 40
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方15mm
- (5) 保管場所及び個数 子ども未来局子ども支援部子ども家庭課 1個
- (6) 印 影



川崎市告示第169号

川崎市公印規則（昭和39年川崎市規則第6号）第8条第1項の規定により、次の名称の公印を廃止しましたので、同規則第9条の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 確定拠出年金事務専用市長印

- (1) 廃止年月日 令和4年3月31日
- (2) 専用公印 ひな形番号 14の2
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21
- (5) 保管場所及び個数 総務企画局人事部総務事務センター 1個

2 確定拠出年金事務専用市長職務代理者印

- (1) 廃止年月日 令和4年3月31日
- (2) 専用公印 ひな形番号 14の3
- (3) 書 体 てん書
- (4) 寸 法 方21
- (5) 保管場所及び個数 総務企画局人事部総務事務センター 1個

川崎市告示第170号

令和4（2022）年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第6条第1項の規定に基づき、



令和4(2022)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

令和4(2022)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域  
川崎市全域
- 2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口 (人)	処理計画量 (トン)
計画収集	1,548,270	308,253
施設搬入		98,155
合計		406,408

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量 (キロリットル)
し尿収集	2,400	7,225
浄化槽清掃	5,422	19,084
汚泥処理		14,938
事業所汚水		1,204
処理計画総量		42,451

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

- ・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。

- ・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り資源の有効利用を図る。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 食品ロス削減推進法に対応した施策の推進

イ 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施(3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など)

ウ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フ

ードドライブ」の実施

エ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

オ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

カ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

キ 小・中・特別支援学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化

ク 食品ロス削減協力店をはじめ、民間事業者と連携した食品ロス対策の実施

ケ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収

処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収

資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。

・回収業者に対し、報償金を交付する。

・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。

ウ 対象品目 ・紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック及びミックスペーパー)・布類(衣類、古布等)・びん類(リターナブルびん)

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	52,052トン
市の処理施設からの資源回収量	1,302トン
資源集団回収量	36,995トン
資源化量合計	90,349トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光管、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役

所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,994人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本(「くらしとごみ」)の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住所
橋りサイクルコミュニティセンター	高津区新作1-20-3

(10) 市民に対する普及啓発活動等

- ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発
- イ 3Rの推進に関する行事開催
- ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請
- エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰  
カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

キ 市民まつり・区民祭への出展

(11) 事業者に対する指導等

ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導

イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成

ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進

エ 事業系ごみの適正排出の指導

オ 適正包装及びレジ袋削減の推進

カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及

キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等

ク 一般廃棄物処理業の許可事務等(更新対象業者数:82業者)

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分	収集計画量(トン)	収集方法及び収集運搬主体	搬入先	処理処分方法及び処理処分主体	市民及び事業者等の協力義務等	
家庭系廃棄物	普通ごみ	243,277	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市及び委託)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減量を行って排出すること。 排出方法は、集積所(排出する場所として利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。以下同じ。)に原則としてふた付きポリ容器又は透明・半透明袋により行うこと。竹串等鋭利なものについては折るなどし、また、ガラス・陶磁器については厚紙に包み、危険であることを表示した上排出すること。 収集後は集積所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。分別対象の廃棄物は混入しないこと。
	普通ごみ(り災ごみ)	-	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減量を行って排出すること。 「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うこと

粗大ごみ [ ]は再利用可能な家具等に限る。	12,924	収集申込みによる地域ごとの月2回の戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所)による収集を実施する。(委託) [市あるいは橋りサイクルコミュニティセンター指定管理者が引き取りを行う]	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設 [リサイクルコミュニティセンター]	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市) [市民への提供など、資源の有効利用を図る]	再利用可能なものは、排出抑制に努めること。
粗大ごみ(り災ごみ)	45	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市)	再利用可能なものは、排出抑制に努めること。 「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うこと
空き缶	7,666	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去し、ペットボトルと一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
空きびん	11,133	ステーション方式(所定の集積所に設置された空きびん入れ)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、びん内の残留物を除去し、空きびん入れに排出すること。 リターナルびんは販売店又は資源集団回収等に出すこと。
ペットボトル	5,366	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残留物を除去し、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから空き缶と一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
小物金属	2,994	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	311	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	102	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	9,857	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	14,601	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。

蛍光管	22	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
犬猫等の死体	4,278個	市民からの申込み等により、戸別収集もしくはステーション方式(所定の集積所)による収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みに際しては、段ボール箱等に収納して排出すること。
特定家庭用機器再商品化法対象品目※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。市民は、拠点回収等に出すこと。				
一時多量ごみ※4	許可業者が指定処理施設に運搬する。※5				
事業系一般廃棄物	97,440	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※6	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	582個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
食品廃棄物及び木くず※7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 新聞紙・雑誌・段ボール・牛乳パック・一部の資源集団回収登録団体により回収しているミックスペーパー
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品

化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 一時多量ごみ(一時的に多量に排出される家庭系廃棄物)の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。

市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。

※5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。

※6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限り、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物(硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火災によって瞬間的に燃え出す物質(ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物(汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

また、アスベスト含有用品、水銀含有用品が一般家庭から排出される場合は、飛散防止装置等必要な対応の上で収集を行う。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市全域
	堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
(一時多量ごみに限る) 家庭系廃棄物	浮島処理センター(粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター(資源化処理施設を含む)	川崎市全域

注1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注2 犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域				輸送計画量 (トン)							
普通ごみ 及び 破碎ごみ 可燃物	加瀬クリーンセンター	→ (車両) →	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) →	神奈川臨海鉄道末広町駅	及び	→ (車両) →	浮島処理センター	及び	→ (車両) →	堤根処理センター	73,325
ミックスペーパー	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) →	神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両) →	浮島処理センター資源化処理施設	5,987						
プラスチック製容器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) →	神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両) →	浮島処理センター資源化処理施設	8,724						
焼却灰	王禅寺処理センター	→ (車両) →	梶ヶ谷貨物ターミナル駅	→ (鉄道) →	神奈川臨海鉄道末広町駅	→ (車両) →	浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)	12,770				

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ詰め込み	300トン/5h	73,325トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島処理センター	川崎区浮島509-1	全連続燃焼式	900	177,470 (内施設搬入分53,095)	22,716
堤根処理センター	川崎区堤根52	全連続燃焼式	600	66,920 (内施設搬入分12,590)	8,633
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	全連続燃焼式	450	103,820 (内施設搬入分31,755)	12,770
計			1,950	348,210 (内施設搬入分97,440)	44,119

(イ) 破碎処理(小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町509-1	回転式、剪断式破碎機	50	7,516
王禅寺処理センター資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	回転式、剪断式破碎機	40	8,447
計			90	15,963

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量 (トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光3-1-3	空き缶	選別、圧縮・成型等	28 トン/4h	1,935
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	7 トン/1h	1,825
		空きびん	手選別	20 トン/5h	3,139

王禅寺処理センター資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	空き缶	選別、圧縮・成型等	20 トン/5h	5,731
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	12.5 トン/5h	3,541
		空きびん	手選別	25 トン/5h	7,994
計		空き缶		—	7,666
		ペットボトル		—	5,366
		空きびん		—	11,133

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量(トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	311

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力(トン/10h)	受入計画量(トン)
浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮	70	9,857

d プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力(トン/10h)	受入計画量(トン)
浮島処理センター資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮・梱包	55	14,601

e 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量(トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	22

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター動物死体処理施設	川崎区浮島町509-1	犬猫等の死体	150キログラム/5h×2炉	4,890個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)		
所在地		川崎区浮島町523番地1先		
埋立計画量	都市施設廃棄物	一般廃棄物	44,119トン	
		産業廃棄物	1,555トン	
	産業廃棄物		249トン	
	一般廃棄物		178トン	
	合計		46,101トン	
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥		

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町20-1
日本通運神奈川東支店 緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早瀬1-25-33
株式会社LNJ小泉 京浜第二倉庫	東京都大田区京浜島3-3-12

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
堤根処理センター(※)	川崎区堤根52
多摩生活環境事業所	多摩区枳形1-14-1

※ストックヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
- (イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
- (ウ) 処理の方法 埋立
- (エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処

理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
------	--

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。  
また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	収集延件数 (件)	計画量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ 収集分含む)	50,907	7,225	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
浄化槽清掃	3,414	19,084	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,361	14,938		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計画量 (キロリットル/年)
入江崎クリーンセンター	川崎区塩浜3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	500キロリットル /24h	34,825
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	100キロリットル /12h	7,626 ※

※事業所汚水排出量1,204klを含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	・原則、毎日1回以上日常清掃を行う。 ・原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

川崎市告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市アートセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市アートセンタ一条例（平成18年川崎市条例第62号）第4条第3項の規定により告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市アートセンター 川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
-------------------	--------------------------------

指定管理者	(所在地) 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー 5階 (名 称) 川崎市文化財団グループ (代表者名) 公益財団法人川崎市文化財団 理事長 多田 昭彦
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

川崎市告示第172号

道路の区域の変更に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。



その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	生田第236号線	川崎市多摩区生田4丁目2039番11先	1.82	23.41	
		川崎市多摩区生田4丁目1861番4先			
新	生田第236号線	川崎市多摩区生田4丁目2039番11先	1.82	4.53	
		川崎市多摩区生田4丁目1860番1先			

川崎市告示第173号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	多摩第10号線	川崎市多摩区生田4丁目1859番8先	8.42	8.33	
		川崎市多摩区生田4丁目1859番8先	8.49		
新	多摩第10号線	川崎市多摩区生田4丁目1861番11先	19.51	8.33	
		川崎市多摩区生田4丁目1861番11先			

川崎市告示第174号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
多摩第10号線	川崎市多摩区生田4丁目1861番11先	
	川崎市多摩区生田4丁目1861番11先	

川崎市告示第175号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	丸子中山茅ヶ崎	川崎市高津区東野川1丁目3723番1先	10.95	228.70	
		川崎市高津区東野川2丁目1202番17先	16.27		
新	丸子中山茅ヶ崎	川崎市高津区東野川1丁目3723番1先	15.00	228.70	隅切り部を含む
		川崎市高津区東野川2丁目1202番17先	19.62		

川崎市告示第176号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	高石第13号線	川崎市麻生区高石3丁目24番4先	1.82	17.26	
		川崎市麻生区高石3丁目24番4先			
新	高石第13号線	川崎市麻生区高石3丁目24番3先	2.96	17.26	
		川崎市麻生区高石3丁目24番3先			

川崎市告示第177号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
高石 第13号線	川崎市麻生区高石3丁目24番3先	
	川崎市麻生区高石3丁目24番3先	

川崎市告示第178号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	宮内 新横浜線 (IV)	川崎市高津区子母口294番6先	22.00	24.98	
		川崎市高津区子母口816番8先			
新	宮内 新横浜線 (IV)	川崎市高津区子母口801番2先	22.00	24.98	
		川崎市高津区子母口800番4先			

川崎市告示第179号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考

旧	上麻生 第155号線	川崎市麻生区上麻生5丁目455番8先	8.38	15.25	
		川崎市麻生区上麻生5丁目455番8先	8.50		
新	上麻生 第155号線	川崎市麻生区上麻生5丁目455番2先	10.00	15.25	
		川崎市麻生区上麻生5丁目455番8先	10.50		

川崎市告示第180号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	野川 第176号線	川崎市宮前区西野川1丁目3597番先	2.73	38.10	
		川崎市宮前区西野川1丁目3588番先			
新	野川 第176号線	川崎市宮前区西野川1丁目3597番先	4.47	38.10	
		川崎市宮前区西野川1丁目3588番先	4.54		

川崎市告示第181号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野川 第176号線	川崎市宮前区西野川1丁目3597番先	
	川崎市宮前区西野川1丁目3588番先	

川崎市告示第182号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定

に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	新作第116号線	川崎市高津区新作2丁目1552番9先	3.03	10.21	
		川崎市高津区新作2丁目1552番9先			
新	新作第116号線	川崎市高津区新作2丁目1552番8先	3.51	10.21	
		川崎市高津区新作2丁目1552番8先			

川崎市告示第183号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年3月31日から令和4年4月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
新作第116号線	川崎市高津区新作2丁目1552番8先	
	川崎市高津区新作2丁目1552番8先	

川崎市告示第184号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
(1) 第1期初回

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

- (2) 第1期追加  
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者  
(第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく)

- (3) 第2期  
11歳以上13歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第185号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
麻しん、風しん
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
(1) 第1期  
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者  
(2) 第2期  
5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。  
(1) 明らかな発熱を呈している者  
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者  
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者  
(4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第186号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
ロタウイルス感染症
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
  - (1) 1価  
出生6週に至った日の翌日から24週に至る日の翌日までの間にある者
  - (2) 5価  
出生6週に至った日の翌日から32週に至る日の翌日までの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有するもの（その治療が完了したものを除く。）及び重複複合免疫不全症の所見が認められる者
  - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第187号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
日本脳炎
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力

医療機関等

- 4 対象者
  - (1) 第1期初回  
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
  - (2) 第1期追加  
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（第1期初回終了後6月以上の間隔をおく）
  - (3) 第2期  
9歳以上13歳未満の者
  - (4) 特例対象者  
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第188号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
結核（BCG）
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロ

イドの認められる者

- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第189号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
H i b感染症
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第190号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第191号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
  - (1) 明らかな発熱を呈している者
  - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

**川崎市告示第192号**

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
水痘
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

- 4 対象者  
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 川崎市告示第193号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施機関  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
- (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳の者
- (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

- (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 川崎市告示第194号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類  
B型肝炎
- 2 実施期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 実施場所  
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者  
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

#### 川崎市告示第195号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う令和4年度定期予防接種（インフルエンザを除く。）については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

施設名	姓	名	住所1	住所2
川崎ひのわクリニック	中野	寿美	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	松田	文男	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	石井	誠一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
入江医院	入江	宏	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
第一病院	方波見	剛	川崎市川崎区元木2-7-2	
うすい整形外科医院	薄井	利郎	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
川崎おおつか内科・消化器内科	大塚	征爾	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
安岡クリニック	安岡	昇二	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル7F
あべクリニック	阿部	秀樹	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
川崎小児科・内科	小山	美佳	川崎市川崎区駅前本町14-1	DKビル2階
相澤整形外科	相澤	策郎	川崎市川崎区昭和1-2-12	
おおしま内科	大島	康男	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
川崎駅前眼科	阿川	哲也	川崎市川崎区日進町1	日航ホテルビル2F
川崎駅前レディースクリニック	川原	正行	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
ナビタスクリニック川崎	河野	一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
川崎駅前クリニック	古川	智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク6F
三島クリニック	三島	雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
川崎駅ふみレディースクリニック	村上	文祥	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
畑医院	畑	章一	川崎市川崎区宮前町5-1	
池上クリニック	池上	秀明	川崎市川崎区浅田3-7-15	
みずほ眼科	池田	清美	川崎市川崎区小田4-39-5	
総合新川橋病院	内海	通	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	野崎	博之	川崎市川崎区新川通12-1	
いしぐろ耳鼻科	石黒	隆一郎	川崎市川崎区池田1-6-3-3F	
阿部医院	阿部	能明	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
稲葉医院	稲葉	周作	川崎市川崎区砂子1-5-22	
かわさきデイケア・クリニック	今井	聡	川崎市川崎区南町1-8	林ビル川崎1F
川崎すずき内科クリニック	鈴木	竜司	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BILDING3階
上里整形外科	上里	元	川崎市川崎区渡田向町23-5	
由井クリニック	由井	史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
大江医院	大江	英一	川崎市川崎区川中島1-13-2	
かめだこどもクリニック	亀田	佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	佐々木	博一	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
内科小児科宮島医院	宮島	真之	川崎市川崎区池田2-7-4	
大塚眼科クリニック	大塚	宏之	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前タワーリパーク7F
太田総合病院	太田	史一	川崎市川崎区日進町1-50	
小口眼科	小口	和久	川崎市川崎区大師駅前1-5-5	ワイケイズビル201
おさふね耳鼻咽喉科	長船	宏隆	川崎市川崎区川中島1-12-11	サンウイスタリア1F
馬嶋病院	馬嶋	正和	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	宍戸	寛治	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6.7.8階
宮川病院	宮川	政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	村山	均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
菅野皮膚科	菅野	聖逸	川崎市川崎区京町1-9-11	大森ビル2F
協同ふじさきクリニック	桑島	政臣	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
きりやま眼科	桐山	通隆	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル7F
野田医院小児科内科眼科	野田	美恵子	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
平安医院	平安	良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
キノメディッククリニック川崎	渡邊	嘉久	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
青山クリニック	青山	眞一	川崎市川崎区伊勢町25-3	

総合川崎臨港病院	小田	一郎	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	木村	美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9	
港町こどもクリニック	小川	英伸	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	永野	智久	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエB棟104号
門前外科医院	阿保	雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	和田	齊	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	後藤	雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	高村	彰夫	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	櫻井	与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11	
AOI国際病院	古川	良幸	川崎市川崎区田町2-9-1	
デルマクリニック寺前	巢山	隆	川崎市川崎区大師町13-9	
鈴木医院	鈴木	真	川崎市川崎区田町1-6-15	
高野眼科医院	高野	繁	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
川崎メンタルクリニック	高橋	憲太郎	川崎市川崎区小川町2-3	川崎アオキビル第10-4F
高橋眼科医院	高橋	信久	川崎市川崎区昭和1-2-9	
昭和医院	田添	貴史	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸	尚	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
川崎協同病院	田中	久善	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	石井	貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9	
高良医院	高良	憲光	川崎市川崎区大島3-15-17	
川崎市南部地域療育センター	長	秀男	川崎市川崎区中島3-3-1	
川崎健診クリニック	塚田	一義	川崎市川崎区駅前本町10-5	クリエ川崎7階・8階
辻眼科クリニック	辻	一夫	川崎市川崎区渡田向町29-11	アソルティ渡田向町1,2F
花田内科胃腸科医院	花田	徹野	川崎市川崎区大島4-16-1	
村上外科医院	村上	俊一	川崎市川崎区大島1-5-14	
森田クリニック	森田	裕人	川崎市川崎区大島5-10-5	
真木クリニック	永光	雄造	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
川崎沼田クリニック	沼田	真一	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 402号室
渡辺外科内科医院	渡辺	健児	川崎市川崎区大島2-17-16	
田辺医院	田邊	裕明	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	大澤	慶成	川崎市川崎区渡田3-4-12	
月岡医院	春名	裕恵	川崎市川崎区小川町15-7	
元木町眼科・内科	方波見	隆史	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	横峯	憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
増田耳鼻咽喉科	増田	康一	川崎市川崎区京町1-9-11	大森ビル2F
野末整形外科歯科内科	小澤	穰	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	倉田	典子	川崎市川崎区小田5-28-15	
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	水野	浩美	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道102
川崎七福診療所	大黒	学	川崎市川崎区小田1-1-2	ソルスティス京町ビル4F
柴田医院	清水	泉	川崎市川崎区浅田3-10-12	
飯塚医院	飯塚	和弘	川崎市川崎区京町2-14-2	
望月耳鼻咽喉科医院	望月	元博	川崎市川崎区小田1-9-23	
望月皮膚科医院	望月	明子	川崎市川崎区小田1-9-23	
京町診療所	倉田	眞行	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
森田皮膚科クリニック	森田	美佳子	川崎市川崎区大島5-10-5	
森村眼科クリニック	森村	佳弘	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
京町クリニック	栗須	修	川崎市川崎区京町1-9-11	
黒坂医院	黒坂	きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17	



柳田診療所	柳田	明	川崎市川崎区中島1-13-3	
山下整形外科	山下	方也	川崎市川崎区追分町5-2	青木楽山堂ビル2F
竹内クリニック	竹内	明男	川崎市川崎区京町2-24-4	セソール川崎京町ハイライズ111
かわさき診療所	山本	保天	川崎市川崎区砂子2-6-2	川崎三恵ビル10階
安士医院	安士	達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6	
悠翔会在宅クリニック川崎	山路	仁	川崎市川崎区浜町4-6-19	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨	博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6	
日本鋼管病院	祝田	靖	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	豊間	博	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	郷田	素彦	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィーレ浜川崎1階
東扇島診療所	新井	理之	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター 2F
佐々木内科クリニック	佐々木	明德	川崎市幸区小向町3-21	
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬	好文	川崎市幸区小向町15-25	
川崎幸病院	山本	晋	川崎市幸区大宮町31-27	
青木整形外科	青木	晴彦	川崎市幸区幸町4-18	
新川崎眼科	秋山	和英	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
浅井眼科医院	浅井	美子	川崎市幸区南加瀬3-3-27	
田村外科病院	田村	哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	橋爪	誠	川崎市幸区戸手2-3-12	
さいわい整形外科	山本	憲一	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
三條医院	三條	明良	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	関	文雄	川崎市幸区幸町3-7	
ゆみメディカルクリニック	北條	裕美子	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	米田	直人	川崎市幸区中幸町3-13	
大山耳鼻咽喉科診療所	大山	義雄	川崎市幸区南幸町2-25	
大野クリニック	大野	直規	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスクエア西館2F
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸	則彦	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎222
こんどうレディース診療所	近藤	善二郎	川崎市幸区大宮町2-8	イクス川崎ザ・タワー 1-A
中村クリニック泌尿器科	中村	薫	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎227
菊地眼科クリニック	菊地	琢也	川崎市幸区下平間152-3	
ミューザ川崎こどもクリニック	游	理恵	川崎市幸区大宮町1310	ミューザ川崎2F
くちかた整形外科	朽方	秀人	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
横山クリニック	横山	勲	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
おさないクリニック	長内	佳代子	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小泉クリニック	小泉	実意子	川崎市幸区神明町2-9-5	
小林クリニック	小林	英之	川崎市幸区南幸町2-80	
眼科小鹿倉医院	小鹿倉	庸子	川崎市幸区下平間144	
川崎幸クリニック	杉山	孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1	
小林内科医院	小林	敏則	川崎市幸区紺屋町39	
いきいきクリニック	武知	由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター 1F
けいクリニック	正村	謙二	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	真下	好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	坂本	園子	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
まつくら整形外科	松倉	陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
森田医院	森田	由里	川崎市幸区南幸町3-14	
第二川崎幸クリニック	関川	浩司	川崎市幸区都町39-1	
川崎鶴見血管外科クリニック	渋谷	慎太郎	川崎市幸区大宮町5-6	コ・オリナ・ビル4階
新川崎耳鼻咽喉科医院	庄司	祐介	川崎市幸区鹿島田2-24-11	コア小島1階
あいホームケアクリニック	塗木	裕也	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
黒瀬クリニック	黒瀬	恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1	

周藤眼科クリニック	周藤	憲治	川崎市幸区河原町1-15-103	
鈴木医院	小柳	順子	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	市村	真也	川崎市幸区神明町2-68-7	
植村内科医院	植村	信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
川崎くらかた胃腸内科	倉形	秀則	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	榊井	志保	川崎市幸区塚越2-217	
高野アイクリニック	高野	和子	川崎市幸区古市場1-47	ケイワンビル1F
松葉医院	松葉	育郎	川崎市幸区塚越2-159	
みつや内科診療所	三廻	信之	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	朝倉	裕士	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	御宿	百合子	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
たけお眼科	竹尾	悟	川崎市幸区鹿島田1-1-3	新川崎スクエア3F
まつの内科クリニック	松野	久子	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
関口医院	関口	博仁	川崎市幸区古市場1-21	
パークシティ眼科	田中	真紀子	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟220
中村整形外科	中村	信之	川崎市幸区古市場1-21	
川崎たにぐち皮膚科	谷口	隆志	川崎市幸区大宮町5-6	コ・オリナ・ビル3階
ステラクリニック	塚本	利雄	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル1F
川崎セツルメント診療所	西村	真紀	川崎市幸区古市場2-67	
中林眼科医院	中林	るりか	川崎市幸区大宮町15-4	松下ビル1F
石永医院	石永	隆成	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	関	江里子	川崎市幸区下平間359	レオナV201
たつのこどもクリニック	田角	喜美雄	川崎市幸区下平間359	レオナV
ナカオカクリニック	中岡	康	川崎市幸区下平間38	
南武医院	西脇	博一	川崎市幸区下平間205	
まつやまクリニック	松山	恭輔	川崎市幸区下平間341	レオナⅢ2F
栗田病院	竹林	裕直	川崎市幸区小倉2-30-13	
パークシティクリニック	大森	慎太郎	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
アルファメディック・クリニック	林	建男	川崎市幸区堀川町580-16	川崎テックセンター 8F
南加瀬耳鼻咽喉科クリニック	平間	真理子	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール1F
柁原医院	柁原	啓一	川崎市幸区小倉3-23-4	
藤岡耳鼻咽喉科医院	藤岡	治	川崎市幸区下平間111	
藤田医院	藤田	健一	川崎市幸区南幸町2-21 2F	
ふるしょうクリニック	古荘	竜	川崎市幸区大宮町12-7	TMビルⅡ 1F
小倉かとう内科	加藤	義郎	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスガーデン川崎209号
本田眼科医院	本田	宗治	川崎市幸区南加瀬2-5-8	
木村整形外科	木村	記行	川崎市幸区小倉1-3-14	
たくま幸クリニック	詫摩	哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
生駒クリニック	生駒	光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	内山	崇	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
鎌田医院	鎌田	健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
南加瀬しらい整形外科クリニック	白井	利明	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
南加瀬ファミリークリニック	滝澤	憲一	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール2F
松本眼科医院	松本	匡彦	川崎市幸区大宮町20	
川崎南部在宅診療所	中村	努	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルパレス1F-B
高取内科医院	高取	正雄	川崎市幸区矢上13-6	
メディ在宅クリニック	高橋	保正	川崎市幸区矢上2-7	
高橋クリニック	高橋	薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20	

スキップこどもアレルギークリニック	小林	要介	川崎市幸区北加瀬2-11-3	コトニアガーデン新川崎
りえ皮膚科クリニック	山田	利恵	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬	達彦	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
ゆいクリニック	由井	郁子	川崎市幸区下平間39-2F	
鹿島田病院	月川	賢	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	木挽	貢慈	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
よしかわ耳鼻咽喉科	吉川	琢磨	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	佐藤	清二	川崎市幸区鹿島田1-4-3	CLASSIMO-BLD.
はとりクリニック	羽鳥	裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
あむろ内科クリニック	安室	尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796	
武蔵小杉レディースクリニック	飯田	信	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階452号
どうどう小児科・アレルギー科	一城	千都絵	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4F
武蔵小杉ハートクリニック	菊池	有史	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
むさし小杉内科クリニック	鈴木	健修	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	高田	茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	フーディアム武蔵小杉2F
田中内科クリニック	田中	洋一	川崎市中原区新丸子東1-774	
武蔵小杉リウマチ膠原病内科	菱山	美絵	川崎市中原区新丸子東2-925-6-1階	
もとすみ皮膚科	飯田	秀雄	川崎市中原区木月1-21-7	小山ワールドビル2F
ヒロクリニック	廣澤	彰	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東口ビル1F
飯野眼科	飯野	裕	川崎市中原区小杉町3-432	icoco201
サンマルコクリニック	南	史朗	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
池田眼科クリニック	池田	泰道	川崎市中原区木月3-16-27	ベルヴェデーレ元住吉1F
池田整形外科	池田	崇	川崎市中原区上小田中3-23-34	
富士通クリニック	石井	俊哉	川崎市中原区上小田中4-1-1	
すぎのこ皮膚科クリニック	石地	尚興	川崎市中原区小杉町1-524-2	M・H武蔵小杉シャーマゾン201
こすぎ駅前クリニック	宮脇	誠	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
渡辺こども診療所	渡邊	慎	川崎市中原区新丸子東1-788	
内川整形外科医院	内川	友義	川崎市中原区上平間1700-282	
荒田内科クリニック	荒田	浩久	川崎市中原区新丸子町747	グランイーサ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富	公明	川崎市中原区新丸子町748 1F	
えじり子供クリニック	江尻	和夫	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
新城皮膚科	海野	俊雄	川崎市中原区新城4-10-1	
前田医院	小関	克彦	川崎市中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	河井	誠	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
山出内科	柳澤	尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1	
山口外科	山口	裕史	川崎市中原区新丸子町745-3	
大沢皮膚科	大澤	純子	川崎市中原区木月1-31-3	徳植ビル2F
松本クリニック	松本	正智	川崎市中原区丸子通2-441	
おおたクリニック	大田	勝弘	川崎市中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉2F
新丸子整形外科	大坪	材	川崎市中原区新丸子東1-831	KAHALAEAST1 2F
新丸子ペインクリニック内科	宗像	和彦	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
前田記念武蔵小杉クリニック	小川	千恵	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉STMビル6F
やまと診療所武蔵小杉	木村	一貴	川崎市中原区下沼部1760	
在宅療養支援クリニック かえでの風かわさき中央	奥田	健太郎	川崎市中原区丸子通1-413	ヴィラ新丸子101
こだま診療所	児玉	文雄	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツ I 101

わたたに医院	豊田	隆世	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	中村	泰昭	川崎市中原区下沼部1930-2	
平間クリニック	金谷	通	川崎市中原区中丸子589-11	
亀谷内科クリニック	亀谷	麒與隆	川崎市中原区中丸子361	
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	金井	憲一	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3階
小杉内科ファミリークリニック	助川	慎一郎	川崎市中原区中丸子13-21	LROCKS 2階
土井小児科医院	土井	啓司	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	菊岡	正和	川崎市中原区田尻町35	
中橋メディカルクリニック	中橋	栄太	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	二宮	嵩寛	川崎市中原区北谷町693	
内田クリニック	内田	竜生	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉おさだ内科	長田	陽介	川崎市中原区市ノ坪449-3	
キャップクリニック武蔵小杉	中山	詩礼	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉1F
もくほ内科クリニック	柰保	敦子	川崎市中原区木月住吉町2-25	エバビル2 4階
宇藤内科医院	宇藤	浩	川崎市中原区荻宿24-37	
武蔵新城ブレストクリニック	國又	肇	川崎市中原区上新城2-4-5	
野口クリニック	野口	肇	川崎市中原区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	呉	晃一	川崎市中原区新丸子東3-1100-14 2F	
ますみ皮膚科	黒澤	真澄	川崎市中原区下小田中2-16-1	福康ビル1F
漆原眼科クリニック	上坂	亜樹子	川崎市中原区井田中ノ町21-11	
わかばこどもクリニック	宮沢	啓貴	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
綾部内科クリニック	綾部	晃久	川崎市中原区木月1-23-7	
元住吉こころみクリニック	大澤	亮太	川崎市中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉3F
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	片桐	秀元	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
小林医院	小林	洋一	川崎市中原区北谷町31	
北村医院	北村	修一	川崎市中原区木月2-14-6	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	小山	守	川崎市中原区新丸子町765	
ごんどう整形外科	権藤	宏	川崎市中原区新城3-2-13	ラヴィスタ5F・6F
元住吉えみ心療クリニック	三枝	恵美	川崎市中原区木月住吉町2-31 2F	
丸子クリニック	酒井	紗織	川崎市中原区新丸子東1-840	ダイアパレス新丸子1F
はぐくみ母子クリニック元住吉	狐崎	雅子	川崎市中原区木月1-24-27	
住吉診療所	佐藤	温	川崎市中原区木月3-7-3	
元住吉クリニック	高村	和大	川崎市中原区木月2-12-18	
メンタルクリニックエルデ	坂本	誠	川崎市中原区小杉町3-428	小杉山協ビル3F
さこう眼科	酒匂	丈裕	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4F
さこう耳鼻咽喉科クリニック	酒向	司	川崎市中原区木月伊勢町4-15	
徳植医院	徳植	純也	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	豊崎	信雄	川崎市中原区木月1-31-10	
元住吉レディースクリニック	堀越	裕史	川崎市中原区木月1-30-17	
宮尾クリニック	宮尾	直彦	川崎市中原区木月1-6-14	
みやぎ内科クリニック	宮城	憲一	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	毛利	誠	川崎市中原区木月3-5-33	
江島整形外科クリニック	江島	正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
久保田クリニック	久保田	勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1	
澤口内科クリニック	澤口	健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16	グランラジオ元住吉116
有田こどもクリニック	有田	二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
中島クリニック	中島	啓介	川崎市中原区井田中ノ町8-36	

川崎市立井田病院	中島	洋介	川崎市中原区井田2-27-1	
武蔵小杉ホームクリニック	鈴木	智士	川崎市中原区新丸子東2-924-8	武蔵小杉サマリアマンション301
さかもと内科クリニック	坂本	和彦	川崎市中原区井田1-36-3	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木	敏幸	川崎市中原区井田1-36-3	
島脳神経外科整形外科医院	島	浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10	
平間耳鼻咽喉科医院	須藤	光	川崎市中原区北谷町693	マルヨシビル1F
竹本小児科医院	竹本	桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48	
ほしおか内科・消化器内科クリニック	星岡	賢英	川崎市中原区井田三舞町3-5	
上杉クリニック	上杉	毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33	
なかはら内科クリニック	岸	智	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	輿石	太郎	川崎市中原区下小田中3-33-5	
高見整形外科	高見	博	川崎市中原区今井南町21-35-101	ルミエール南Ⅱ 1階(B)・2階(B)
神保内科クリニック	神保	芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビル1F
すずむらクリニック	鈴木	健太	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
中原子どもクリニック	関	隆志	川崎市中原区下小田中1-1-6	ミル・プランタン3e 1F
田代耳鼻咽喉科医院	田代	直樹	川崎市中原区木月1-31-6	
田中耳鼻咽喉科クリニック	田中	一仁	川崎市中原区下小田中2-4-29	トバダナウ式番館1F
ノア・ウィメンズクリニック	田中	宏明	川崎市中原区小杉町1-510-1 2F	
たかはし内科	高橋	正光	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
むさし整形外科	本庄	雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニックビル2F
山高クリニック	山高	浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39	
武蔵中原しくらクリニック	四蔵	朋之	川崎市中原区下新城2-1-38	キューブルⅢ101
辻沢眼科クリニック	辻沢	直子	川崎市中原区小杉町1-520-4	
回生医院	秋丸	大理	川崎市中原区新城中心町2-10	
京浜総合病院	岩崎	浩	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	大迫	宏次	川崎市中原区新城2-15-2	
春原内科クリニック	春原	経彦	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	中島	夏樹	川崎市中原区新城3-5-1	
宮崎医院	宮崎	彰	川崎市中原区新城3-13-8	
うちだ子どもクリニック	内田	啓司	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンススクエア武蔵新城1F
永井レディースクリニック	永井	孝	川崎市中原区今井南町21-35-201	ルミエール南Ⅱ
おばな内科クリニック	小花	光夫	川崎市中原区上新城2-4-8	
武蔵クリニック	小谷	富男	川崎市中原区上新城1-4-8	メゾンサンライズ107
中島耳鼻咽喉科医院	中島	博之	川崎市中原区上新城2-2-15	
新城女性のクリニック	後藤	妙恵子	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
ふじむら耳鼻咽喉科	藤村	昭子	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	山田	修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
はる内視鏡クリニック	春山	晋	川崎市中原区上新城2-11-25 3F	
さかね内科クリニック	坂根	健志	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊	富博	川崎市中原区宮内1-8-3	
長谷川診療所	長谷川	洋	川崎市中原区小杉町3-252	朝日パリオ武蔵小杉1F 102号室
小杉眼科	秦	エミ	川崎市中原区小杉町3-441	伊達ビル4階
小杉タワークリニック	林	直	川崎市中原区小杉町1-403	タワープレイスビル1F・2F
おくせ医院	奥瀬	紀晃	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムチェリー B101
新城整形外科	原田	俊隆	川崎市中原区新城4-1-4	
しまだ小児クリニック	島田	温次	川崎市中原区上小田中2-42-22	スターネスト1F
ひらと眼科	平戸	孝明	川崎市中原区新丸子東3-1135-1	グランツリー 武蔵小杉3F
だんのうえ眼科クリニック	檀之上	和彦	川崎市中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F

元住吉眼科	廣澤	恵子	川崎市中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉4F
つちや内科・循環器内科	土屋	勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7	クレシア武蔵中原1F
ふじた耳鼻咽喉科	藤田	芳史	川崎市中原区田尻町81	
ポプラメディカルクリニック	寺田	江里	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クレストシティパークコート1F
中原眼科医院	船本	速男	川崎市中原区下小田中2-16-13	
古矢整形外科医院	古矢	仁	川崎市中原区西加瀬4-12	
はらクリニック	原	浩二	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F-2
新城眼科	星川	徳行	川崎市中原区新城3-2-13	ラヴィスタビル3F
武蔵中原まちいクリニック	町井	克行	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	大熊	喜彰	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ザガーデンタワーズウエスト
加藤順クリニック	加藤	順一	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
武蔵小杉整形外科	小谷野	康彦	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
さとうクリニック	佐藤	牧	川崎市中原区小杉町3-8-6	プリスト武蔵小杉1F
みのわ耳鼻咽喉科	養輪	仁	川崎市中原区小杉町3-257-4	小杉第二山協ビル2F
こすぎレディースクリニック	椎名	邦彦	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟305B
柴崎整形外科	柴崎	慎一	川崎市中原区小杉町1-529-15	
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	鈴木	毅	川崎市中原区小杉町3-441-1	
コスギコモンズクリニック	高木	誠	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
塚原クリニック	塚原	浩章	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
のなみクリニック	沼波	良太	川崎市中原区小杉町1-547-83	
ひまわり小児科	深澤	ちえみ	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
むらた内科クリニック	村田	亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
こすぎ小児科	村田	篤彦	川崎市中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ武蔵小杉101
こすぎ皮膚科	山本	亜偉策	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
はなまるクリニック	山本	英世	川崎市中原区小杉町2-313	ボン・ルテール小杉1階
聖マリアンナ医科大学東横病院	古畑	智久	川崎市中原区小杉町3-435	
山越泌尿器クリニック	山越	昌成	川崎市中原区小杉町3-252	朝日パリオ武蔵小杉104
岡島クリニック	岡島	一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南Ⅱ1階A
さかい医院	堺	浩之	川崎市中原区今井南町9-34	
清水医院	清水	歩	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	田口	宏和	川崎市中原区今井仲町10-18	
よこせ耳鼻咽喉科クリニック	横瀬	裕義	川崎市中原区木月2-16-6	
たむらクリニック	田村	義民	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
わたなべ眼科医院	渡邊	博	川崎市中原区北谷町45-3	アズハウス1F
神田クリニック	神田	東人	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	寺戸	孝之	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
ハートフル川崎病院	大坪	明子	川崎市高津区下野毛2-1-3	
関東労災病院	根本	繁	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	谷合	信彦	川崎市中原区小杉町1-383	
総合高津中央病院	小林	進	川崎市高津区溝口1-16-7	
子母口整形外科	青柳	充	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
ちとせ眼科クリニック	秋丸	明子	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ千歳201
溝の口クリニック	井出	真弓	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
優ウィメンズクリニック	大井	理恵	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷	昌司	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
鈴木医院	鈴木	宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46	
洲之内内科	洲之内	建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102	

いとう眼科	伊東	靖人	川崎市高津区下作延2-4-15	Mラインタワー 2階
稲毛眼科医院	稲毛	道憲	川崎市高津区千年641-7	SK Bldg.I 1階
梶ヶ谷耳鼻咽喉科	巖	文雄	川崎市高津区末長1-40-1-103	姿見台スカイハイツ
住永クリニック	住永	雅司	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマヤ栄橋ビル2F
田園二子クリニック	高崎	啓孝	川崎市高津区溝口2-16-5	アイピー溝の口ビル2F
溝ノ口眼科	上農	史子	川崎市高津区溝口2-7-27	溝の口マルテイビル5F
梶ヶ谷うえの整形外科	上野	豊	川崎市高津区末長1-23-17 2F	
上原眼科	上原	章能	川崎市高津区末長146-1-A-102	
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	谷口	雄一郎	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
ふじクリニック	藤下	昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6	
ひっぽこどもアレルギークリニック	保崎	一郎	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
宮川内科医院	宮川	浩	川崎市高津区溝口1-6-1	
子母口耳鼻咽喉科医院	岡坂	吉記	川崎市高津区子母口970-1	
緒方整形外科	緒方	庸男	川崎市高津区坂戸1-7-2	
三輪内科おなかクリニック	三輪	純	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
おぐま小田切眼科医院	小熊	建一郎	川崎市高津区末長3-12-6	
高津内科クリニック	上田	裕司	川崎市高津区二子3-33-20	
安藤整形外科	加藤	篤史	川崎市高津区溝口1-5-2	
金子整形外科	金子	修	川崎市高津区久地4-24-30	
溝の口メンタルクリニック	上村	誠	川崎市高津区溝口2-14-3	MSビル2階
かやま眼科クリニック	嘉山	尚幸	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
ブレストケア高津	小林	隆司	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2 3階
かわごえ眼科	川越	真美	川崎市高津区久本2-5-1	イースト溝の口1F
河村クリニック	河村	由理	川崎市高津区下作延2-9-9	MSB201
高津駅前クリニック	堺	崇	川崎市高津区二子5-2-5	井上ビル2A
窪田医院	田中	美砂子	川崎市高津区二子5-10-1	
二子クリニック	山田	恭司	川崎市高津区二子1-11-15	
木下耳鼻咽喉科医院	木下	俊之	川崎市高津区下作延6-5-11	
二子新地ひかりこどもクリニック	久保田	亘	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
まみこ皮ふ科クリニック	桐谷	麻美子	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷Jビル3F
高橋内科医院	高橋	重人	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館101
はじめかの医院	初鹿野	誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A	
はっとりファミリークリニック	服部	隆志	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいメディカルモール1F
溝の口慶友クリニック	岩田	憲治	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
おかの小児科・アレルギー科	岡野	裕二	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルタワー 1F
レディースクリニック溝の口	熊澤	哲哉	川崎市高津区久本3-3-3	ザ・344ビル203
みぞのくちファミリークリニック	高木	博	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
さるや皮フ科	猿谷	佳奈子	川崎市高津区溝口4-13-5	北條ビル1F
つるや内科クリニック	鶴谷	孝	川崎市高津区久本1-6-5	
柴崎医院	柴崎	慎一	川崎市高津区溝口3-9-4	
高山クリニック	豊田	哲鎬	川崎市高津区久本3-2-3	ヴェルヴェ溝の口1F
廣津医院	廣津	伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212	
宿谷クリニック	宿谷	哲史	川崎市高津区溝口3-8-7	第一鈴勝ビル4F
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立	学	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
坂戸診療所	竹内	啓哉	川崎市高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	俵	美河	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503
そうま整形外科	相馬	忠信	川崎市高津区溝口4-1-17	高津駅前ビル I -2F
溝の口胃腸科・内科クリニック	野崎	雄一	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
アクアこどもクリニック	田内	留美	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3階
そめや内科クリニック	染谷	貴志	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階

梶が谷駅前内科クリニック	長町	誠嗣	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷MALL6F
Sunnyこどもクリニック	中村	英明	川崎市高津区末長1-9-1	スタイリオ梶が谷モール7F
梶ヶ谷クリニック	羽生	健	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷Jビル1F
福住医院	福住	亮雄	川崎市高津区末長3-12-3	
山本整形外科医院	山本	茂樹	川崎市高津区末長1-8-20	
片倉病院	豊島	秀男	川崎市高津区新作4-11-16	
田辺整形外科医院	田辺	雅久	川崎市高津区梶ヶ谷5-3-23	
溝の口駅前皮膚科	玉城	有紀	川崎市高津区溝口2-9-12	マルヒロビル6-2F
新城・新作こどもクリニック	池上	英	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野	景海	川崎市高津区新作3-1-4	
かたおか小児科クリニック	片岡	正	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
ねむのき皮膚科	中須	一郎	川崎市高津区溝口1-7-5	末広堂ビル3F
あおば内科クリニック	難波	康夫	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
千年診療所	大関	一裕	川崎市高津区千年新町29-5	
ハタカズコ婦人クリニック	秦	和子	川崎市高津区千年新町28-9	
いずみ泌尿器科皮膚科	泉	博一	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ千歳203
桐村医院	桐村	拓明	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	林	ゆき子	川崎市高津区千年637-4	グランドウールチトセ1階
かわかみ小児科クリニック	川上	章弘	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	鳶村	健	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	山本	均	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	伊藤	達也	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	森	久美子	川崎市高津区久末9-1	
林眼科クリニック	林	福子	川崎市高津区久地4-13-3-202	
大久保クリニック	大久保	賢治	川崎市高津区東野川2-36-5	
野川整形外科	嶋崎	宣孝	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川1F
田中クリニック	田中	柳水	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビレッジA棟1F
成宮医院	成宮	達善	川崎市高津区東野川1-17-5	
ゆめこどもクリニック	林	毅陸	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビレッジB棟2F
福西内科クリニック	福西	康夫	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
久地さとう医院	佐藤	浩則	川崎市高津区宇奈根637-5	
京浜保健衛生協会診療所	藤田	隆則	川崎市高津区上作延811-1	
華アイクリニック	朴	智華	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル5F
内田内科	内田	和仁	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
久地診療所	喜瀬	守人	川崎市高津区久地4-19-8	
三木クリニック	三木	幸次郎	川崎市高津区子母口411-14	エクレール105
三島眼科医院	三島	宣彦	川崎市高津区溝口1-9-1	三井住友銀行ビル4F
くじこどもクリニック	丸山	啓子	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア2F
村川内科クリニック	村川	裕二	川崎市高津区久地4-24-5	新川屋センタービル2階
北浜こどもクリニック	北浜	直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
国島医院	國島	友之	川崎市高津区下作延3-22-7	
木暮クリニック	木暮	悦子	川崎市高津区下作延2-4-3	
武井クリニック	武井	裕	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
ノクティプラザあすなろ眼科	森田	史朗	川崎市高津区溝口1-4-1	ノクティプラザ2 地下1階
耳鼻咽喉科山口医院	山口	直弘	川崎市高津区溝口1-6-3	
長瀬クリニック	長瀬	良彦	川崎市高津区下作延3-3-10	スルバリエ梶ヶ谷2F
椿クリニック	野中	勇志	川崎市高津区下作延2-4-6	溝口鈴木歯科ビル2F
メディクスクリニック溝の口	南	陸彦	川崎市高津区下作延5-11-12	
津田山クリニック	横山	護	川崎市高津区下作延6-4-1	



渡辺クリニック	渡辺	茂	川崎市高津区下作延2-9-10	
渡部産婦人科医院	渡部	秀哉	川崎市高津区久末1933	
にし医院	伊藤	園子	川崎市高津区上作延151-4	
武田病院	武田	龍太郎	川崎市多摩区登戸3193	
帝京大学医学部附属溝口病院	原	眞純	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	宇田川	晴司	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
稲田堤メンタルクリニック	足立	淳	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-204	
きたじま内科・脳神経クリニック	北島	和人	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
あんどう眼科向ヶ丘遊園クリニック	安藤	一郎	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園201
菅野耳鼻咽喉科	菅野	澄雄	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	本村	智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
森島小児科内科クリニック	森島	昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
有馬病院	大沼	秀樹	川崎市宮前区有馬3-10-7	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	石川	良子	川崎市宮前区有馬5-17-21	
さがらクリニック	相良	憲彦	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
鷺沼診療所	行形	毅	川崎市宮前区有馬1-22-16	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川	丈之	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	石川	雅也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	プレール鷺沼ヴェルエスタ203
井上医院	井上	奈津彦	川崎市多摩区宿河原4-25-2	
岩城整形外科	岩城	裕	川崎市多摩区菅1-5-15	
キッズクリニック鷺沼	加藤	真由美	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
上野眼科	上野	宏樹	川崎市多摩区南生田4-20-2	
川崎・多摩アイクリニック	上杉	康雄	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4階
こにしクリニック	小西	一男	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
たま耳鼻咽喉科	及川	貴生	川崎市多摩区登戸1842	M's core 1F
大串整形外科	大串	一彦	川崎市多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
原クリニック	原	俊雄	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
本田医院	本田	智嗣	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
ともこ皮ふ科	今井	知子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
丸田クリニック	丸田	和夫	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
山口整形外科	山口	祐一郎	川崎市宮前区鷺沼1-8-10	フレンドベース4階
ひとみ・山口眼科	緒方	ひとみ	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル205
田園都市クリニック	横田	雅史	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーサエステレーヤ1F
宮前平医院	青山	弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30	
かじもと整形外科	梶本	陽司	川崎市多摩区宿河原4-28-8	エスポワール宿河原1F
向ヶ丘メンタルクリニック	柏田	勉	川崎市多摩区登戸2663	東洋ビル3F
河野医院	河野	勝驥	川崎市宮前区土橋3-3-4	
すずか小児科・皮ふ科クリニック	鈴鹿	隆久	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・バルディア2F
きしろメンタルクリニック	木代	眞樹	川崎市多摩区登戸2710-6	第2ネスト向ヶ丘102
木下医院	木下	藤英	川崎市多摩区登戸新町98	
登戸きむら皮フ科クリニック	木村	聡子	川崎市多摩区登戸3356-1	ルークス1F-A
木村耳鼻咽喉科	木村	元俊	川崎市多摩区中野島6-26-1	フジヨシハイム2F
みよしこどもクリニック	三吉	智子	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
むとう小児科クリニック	武藤	真二	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	矢川	裕介	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルバルディア1F
宮前平内科クリニック	伊東	克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
中野島くろかわ眼科	黒川	克雄	川崎市多摩区中野島3-14-37	ステラガーデン102
神奈川ひまわりクリニック	小野	龍太	川崎市宮前区宮前平3-3-26	

K-クリニック	河上	哲	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	川本	守	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸	達郎	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
福島内科医院	福島	淑隆	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
三倉医院	三倉	亮平	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平第2クリニック	山田	耕永	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネバーランド3F
稲田堤耳鼻咽喉科	重田	恵一	川崎市多摩区菅1-2-31	
クリニックのびのびキッズピア	山本	弘子	川崎市宮前区宮前平2-15-3	ダイチビル201
鷺沼透光診療所	氏家	茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビジネスパーク601・602号室
白岩耳鼻咽喉科医院	白岩	恒男	川崎市多摩区登戸2777-2	N100ビル203
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	新谷	敏晴	川崎市多摩区登戸3356-1	
川崎ヒューマンクリニック	小野寺	直樹	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101
菊岡医院	菊岡	理	川崎市宮前区小台2-22-7	
東方医院	佐々木	健一	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
宮前平すがのクリニック	菅野	雅彦	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	出川	寿一	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
たかはしメモリークリニック	高橋	正彦	川崎市宮前区犬蔵2-7-1	
北部市場クリニック	藤野	喜理子	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	福井	俊哉	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	植木	茂年	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンヒルズ潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳	昭彦	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	荒井	健利	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
五所塚診療所	浜島	秀典	川崎市宮前区五所塚1-21-4	
いしだ内科外科クリニック	石田	孝雄	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	大竹	普	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
たちばな耳鼻咽喉科	橋	伸哉	川崎市多摩区登戸2130-2-207	
たま稲田堤眼科	棚橋	玲子	川崎市多摩区菅1-2-31	プラザクリエイト103号
鎌田クリニック	鎌田	正広	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊	由美子	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
向ヶ丘PEDスポーツクリニック	出沢	明	川崎市多摩区登戸2141	
鎌田クリニック南平台	富樫	秀生	川崎市宮前区南平台3-30	
みやびクリニック	中田	雅弘	川崎市宮前区南平台3-17	
山本内科クリニック	山本	一哉	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	藤田	美弥子	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	栗生	和幸	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザA-2
宮崎台クリニック	泉	正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
宿河原津田眼科クリニック	中村	亜季子	川崎市多摩区宿河原3-12-7	大津医療ビル
いのうえクリニック	井上	純	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	加藤	浩之	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮前つばさクリニック	幸田	恭子	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ショッピングパーク2F
たかはしクリニック	高橋	俊光	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
宮崎台耳鼻咽喉科	細井	広道	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラペズ宮崎台2F
ニコットこどもクリニック	三森	謙一	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッサハ1階
もぎ循環器科内科医院	茂木	純一	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
多摩泌尿器科クリニック	野村	栄	川崎市多摩区登戸3055-1	ライフピュア手塚B号
橋本眼科医院	橋本	武光	川崎市多摩区登戸1739	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	山田	良宣	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
藤井整形外科	藤井	壯一	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ2F
ふじえ眼科	藤江	敬子	川崎市多摩区中野島3-27-34	バードタウン7番館

大野医院	大野	祐子	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
小野田医院	小野田	恵一郎	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケーエービル1F2F
かねこクリニック	金子	光延	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
前田医院	前田	暢彦	川崎市多摩区布田10-8	
川原小児科	川原	千鶴子	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
好生堂医院	田村	俊	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	馬目	晃匡	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	佐治	正勝	川崎市宮前区南野川3-6-2	
野川クリニック	亀谷	雄一郎	川崎市宮前区野川台1-21-15	
宮部耳鼻咽喉科医院	宮部	聡	川崎市多摩区生田7-2-7	
風の道クリニック	須藤	みか	川崎市宮前区野川台3-7-1	
こども元気!内科クリニック	手塚	勝也	川崎市宮前区西野川1-4-17	
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	村上	恭平	川崎市多摩区登戸2052	ヨシザワプラザビル3階
たま皮フ科	村上	正之	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル208
村上循環器科内科皮膚科	村上	康文	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
聖マリアンナ医科大学病院	大坪	毅人	川崎市宮前区菅生2-16-1	
中野島整形外科	山田	浩司	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム1F
稲田堤メディカルクリニック	安彦	篤	川崎市多摩区菅2-15-5	
よしざわ皮フ科クリニック	吉澤	公人	川崎市多摩区登戸2710-6	第2ネスト向ヶ丘201
清水小児科クリニック	清水	晃	川崎市多摩区菅6-13-20	
コハル内科	鈴木	春彦	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
渡辺耳鼻咽喉科	渡辺	昭司	川崎市多摩区宿河原4-25-2 101	
東横恵愛病院	石垣	達也	川崎市宮前区有馬4-17-23	
関口内科医院	関口	信哉	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
てづか内科・循環器クリニック	手塚	尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12	エピソード稲田堤1A
西村クリニック	西村	真	川崎市多摩区菅2-4-2	サニーサイド202
まつもと小児クリニック	松本	廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31	プラザクリエイト2F
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司	光彦	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
サントスマイル耳鼻科クリニック	飯田	浩	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター 2F
前原医院	前原	真司	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	上野	紀子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	大倉	聡	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	辻	正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
いずみ皮フ科クリニック	泉	裕乃	川崎市宮前区宮崎6-15-1	
ことぶきクリニック	前田	壽哉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田小児科医院	大出	集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
宮前平トレイン耳鼻咽喉科	伊東	祐永	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3階
宮前いとうクリニック	伊東	優	川崎市宮前区菅生2-1-6	日向園ビル2F
土井医院	土井	義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
宮前平いわなみ眼科	岩波	将輝	川崎市宮前区土橋7-1-3	メディカルプラザ宮前区役所前2F
稲田登戸クリニック	松本	秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オークヒルズ101号
多摩クリニック	桜井	淳	川崎市多摩区布田2-24	
SOL整形外科スポーツクリニック	内田	繕博	川崎市宮前区東有馬5-1-2	メディカルプラザD3F,2F
鷺沼産婦人科	漆畑	博信	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
中野島小児科クリニック	池上	香	川崎市多摩区中野島6-22-9	
大関眼科	大関	尚志	川崎市宮前区宮崎1-12-2	
池田小児科医院	生駒	雅昭	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島糖尿病クリニック	大津	成之	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジ A 2F

宮前平おがわ眼科クリニック	小川	智一郎	川崎市宮前区南平台19-14	
中野島北口コガワクリニック	古河	哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム2F
中野島診療所	高橋	伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	滝口	修平	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルヴィレッジA101
ありま眼科	御宮知	達也	川崎市宮前区東有馬5-23-22	
藤田クリニック	藤田	毅	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	牧野	秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34	バー ドタウン7番館1F
多摩ファミリークリニック	大橋	博樹	川崎市多摩区登戸新町337	エニービル1F
登戸内科・脳神経クリニック	加茂	力	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	鈴木	雅之	川崎市多摩区登戸新町188	
中村医院	中村	全	川崎市多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	山本	勝	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
登戸プライマリケアクリニック	赤川	直之	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
あさい内科医院	浅井	洋貴	川崎市多摩区登戸538	
多摩脳神経外科	諫山	和男	川崎市多摩区登戸1654	
えがわ療育クリニック	江川	文誠	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage1F
北見整形外科	北見	圭司	川崎市宮前区野川3000	野川メディカルセンター 1F
木下皮膚科	木下	誠司	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラベズ宮崎台2F
くさか整形外科クリニック	日下	達夫	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン1F
あおぞら眼科クリニック	草野	良明	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ201
さぎぬまくボタ眼科	久保田	治	川崎市宮前区小台1-17-5	サンマンション鷺沼1F
桜クリニック	岡野	公一	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
岡野内科医院	岡野	敏明	川崎市多摩区登戸1737	
鷺沼整形外科クリニック	古梶	正洋	川崎市宮前区鷺沼3-2-6-2F	
向ヶ丘久保田内科	久保田	章	川崎市多摩区登戸2708-1	YMビル3F・4F
まい皮膚科クリニック	小林	理美	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	鷺沼メディカルモールⅡ2F
公文内科クリニック	公文	大輔	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
佐久間耳鼻咽喉科クリニック	佐久間	惇	川崎市宮前区菅生2-1-6	日向園ビル1F
こう内科クリニック	洪	基哲	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
宮崎台ささもと眼科	笹元	威宏	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・バツハ2F-A
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井	丈	川崎市多摩区登戸2662-1	プラザ向ヶ丘遊園3F
里村整形外科	里村	俊彰	川崎市宮前区有馬4-12-14	
川崎西部地域療育センター診療所	柴田	光規	川崎市宮前区平2-6-1	
さぎぬま脳神経クリニック	島崎	賢仁	川崎市宮前区鷺沼3-2-6	
ささき腎泌尿器クリニック	佐々木	秀郎	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	鈴木	健吾	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスタワー向ヶ丘遊園208
たまふれあいクリニック	鈴木	忠	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
鈴木産婦人科	鈴木	真	川崎市多摩区登戸3355	
バルズレディースクリニック	鈴木	由美	川崎市多摩区登戸3351-203	
ひまわり眼科	高橋	史子	川崎市宮前区宮崎3-13-12	アーバンハイツ宮崎1階
たけもとレディースクリニック	竹本	由美	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
宮前平整形外科クリニック	田中	達朗	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール2F
たけやま呼吸器・内科クリニック	武山	廉	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナカ3F
つじ耳鼻咽喉科クリニック	辻	富彦	川崎市宮前区土橋3-3-1	ドゥーエ・アコルデ203
津田眼科クリニック	津田	玄一郎	川崎市宮前区小台2-6-8	
登戸クリニック	友廣	忠寿	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
豊田クリニック	豊田	博史	川崎市多摩区登戸3200	
登戸なかに消化器・糖尿病内科	中谷	行宏	川崎市多摩区登戸2565-1	
なかむらこどもクリニック	中村	俊紀	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F 401

つちはし整形外科リウマチ科	菜畑	剛一	川崎市宮前区土橋7-26-6	
登戸ハナミズキ内科	根本	憲一	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
すばる診療所	堀	秀之	川崎市多摩区登戸598-2	
原医院	原	亨	川崎市宮前区宮崎2-10-9	オーミヤ宮崎台ビル1F
のぼりとキッズクリニック	武藤	淳一	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マーレ3F
石原内科医院	石原	浩	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオITO
久保田診療所	久保田	風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
宮崎台スキンクリニック	藤井	真未	川崎市宮前区宮崎1-8-21	宮崎台南シティハウス101
コクボ診療所	國保	久光	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
本橋内科クリニック	本橋	信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	高橋	章	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	櫛笥	永晴	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	西根	晃	川崎市多摩区枳形1-8-38	
在宅療養支援クリニック かえでの風たま・かわさき	宮本	謙一	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイツミ106号室
黒須内科クリニック	黒須	知二	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207
五十嵐レディースクリニック	五十嵐	豪	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモール1F
大森医院	石川	信子	川崎市多摩区南生田7-20-21	
南生田レディースクリニック	石川	雅一	川崎市多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	須田	直史	川崎市多摩区南生田4-20-2	
土屋医院	土屋	広明	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	野内	俊彦	川崎市多摩区南生田4-11-8	
きっとスマイルこどもクリニック	吉村	淑子	川崎市多摩区南生田4-6-6	
八木整形外科クリニック	八木	啓介	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザB棟1階
サギヌマ耳鼻咽喉科	山口	雅士	川崎市宮前区鷺沼1-9-20	
サギヌマ眼科	山口	訓子	川崎市宮前区鷺沼1-9-20	
生田病院	岡田	昇	川崎市多摩区西生田5-24-1	
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤	博喜	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレール読売ランド前202～203
岸内科胃腸科医院	岸	忠宏	川崎市多摩区西生田2-2-5	
読売ランド前すわクリニック	諏訪	敏之	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
原田内科クリニック	原田	契一	川崎市多摩区西生田4-16-24	
向ヶ丘整形外科	山本	穰	川崎市宮前区犬蔵1-23-7	
水上内科医院	水上	純一	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノルビル2F
山崎クリニック	山崎	晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7	
吉田皮膚科	吉田	秀也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	プレール鷺沼ヴェルエスタ202
れいんぼう川崎診療所	齋藤	薫	川崎市宮前区東有馬5-8-10	
中込内科クリニック	中込	健郎	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
中村クリニック	中村	健	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサピノ1F
石田整形外科	石田	保夫	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア1F
渡辺小児科医院	渡邊	明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
川崎市立多摩病院	長島	悟郎	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	松浦	健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	池内	信人	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
しんゆり耳鼻咽喉科	赤澤	吉弘	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
芥川バースクリニック	芥川	修	川崎市麻生区上麻生5-47-1	
あべ皮膚科	安部	正瑞	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-3	ウエストプラザ102
さくらクリニック	岡村	弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新ゆり眼科	安西	欣也	川崎市麻生区上麻生1-3-4	WAKAビル5F
新ゆりクリニック	小野田	肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101

光中央診療所	小幡	純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
にじいろ子どもクリニック	潟山	亮平	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
新百合ヶ丘こどもクリニック	重永	博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3	
新ゆり山手通りこどもクリニック	東芝	直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合ヶ丘スマイルメンタルクリニック	井上	由美子	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山	裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	福本	学	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル206
あさおクリニック	前波	輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
新ゆり大塚レディースクリニック	大塚	博光	川崎市麻生区上麻生1-3-4	WAKAビル6F
リスホームケアクリニック	岩崎	拓也	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
おばた小児クリニック	小幡	俊彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイプラザ1-A
フィールファインクリニック	岡本	浩一	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモリノビル5F
栗平おさだ皮フ科	長田	雅子	川崎市麻生区白鳥3-5-1	シャンテ102
嶋崎内科医院	嶋崎	美奈子	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
いしだクリニック	石田	和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	下山	丈紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
百合ヶ丘診療所	竹岡	知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12	サンラフレ百合ヶ丘8-101
百合丘外科産婦人科	中原	優人	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
はるひ野整形外科	替地	恭介	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジB棟-1F
あさお整形外科	香川	晃太郎	川崎市麻生区金程1-34-10	
葛西皮膚科医院	葛西	庸子	川崎市麻生区王禅寺東4-13-5	
かじもと耳鼻咽喉科	梶本	正子	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
林整形外科	林	央介	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
かとう整形外科	加藤	英治	川崎市麻生区上麻生5-39-15	ハルグラン柿生1階
かねこ眼科クリニック	金子	敏雄	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル3F
ふるたクリニック	古田	一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
メディカルスキヤニング新百合ヶ丘	川村	泉	川崎市麻生区上麻生1-7-1	シティキューブ3階
百合ヶ丘駅前クリニック	三瓶	正史	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合丘水野クリニック	水野	泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
光永医院	光永	忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田	高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
こにし・もりごね眼科	小西	美奈子	川崎市麻生区上麻生1-3-2	壺番館ビル7F
吉松クリニック	吉松	信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
みねき内科クリニック	峯木	仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
川崎みどりの病院	桑野	稔啓	川崎市麻生区王禅寺1142	
セントラル整形外科	笹尾	三郎	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
かきお北口皮ふ科クリニック	佐藤	雅道	川崎市麻生区上麻生5-40-4	
たま日吉台病院	鈴木	敏夫	川崎市麻生区王禅寺1105	
玉川内科クリニック	玉川	恭士	川崎市麻生区白山4-1-119	
あさお・百合クリニック	佐野	順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	五味潤	誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
新ゆり内科	高橋	央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
鈴木耳鼻咽喉科医院	鈴木	毅	川崎市麻生区上麻生5-38-5	
王禅寺公園クリニック	中原	広明	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	米田	禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
しんゆり皮フ科クリニック	藺部	陽	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
だいとうたじま眼科	大東	正和	川崎市麻生区万福寺1-2-2	新百合21ビルB1F
岡崎医院	岡崎	大武	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	

ゆうクリニック	木村	孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9	
藤木内科医院	藤木	博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	堀野	誠	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
ミオ医院	三尾	英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
新ゆり整形外科	田中	英俊	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
柿生駅前眼科	棚橋	智	川崎市麻生区上麻生5-38-7	サープラス柿生2F
麻生リハビリ総合病院	菅	直樹	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
津田眼科	津田	則子	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-20	クリエートビル102
麻生総合病院	菅	泰博	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	関田	則昭	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
新百合ヶ丘なかもむらクリニック	中村	博幸	川崎市麻生区上麻生1-3-2	TNビル5F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川	結美香	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
野村眼科	野村	征敬	川崎市麻生区上麻生1-4-1	小田急新百合ヶ丘エルミロード6F
新百合ヶ丘石田クリニック	石田	一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
柿生眼科	長谷	英樹	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
おおたクリニック	太田	篤	川崎市麻生区上麻生6-31-1	ドウェルイナリヤマ1F
上麻生内科	小関	新	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
平井内科クリニック	平井	洋一	川崎市麻生区五力田2-2-1-103	
あさお診療所	清田	実穂	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
ひろわたり眼科	廣渡	崇郎	川崎市麻生区百合丘1-5-1	ボヌール百合丘1F
クロキ形成外科クリニック	黒木	信雄	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	小林	明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤	光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
柿生内科クリニック	菅田	文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
ともクリニック	鈴木	知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
柿生すずき内科循環器内科	鈴木	宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋	啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	武内	宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
にもり内科クリニック	二森	浩行	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
ガイアクリスタルクリニック	水間	哲郎	川崎市麻生区万福寺1-7-1	TWビル2F
たくこどもクリニック	橋本	卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平ビル柿生201
みぞぶちクリニック	溝渕	昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ピアシティ晃和1F
渡辺クリニック	渡邊	寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
渡辺内科消化器科医院	渡辺	義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
キウイファミリークリニック	宮田	大揮	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
かきお整形外科	山田	広志	川崎市麻生区下麻生3-21-5	麻生メディカルセンター 2F
川崎田園都市病院	邊見	仁	川崎市麻生区片平1782	
井上医院	井上	園子	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
すこやかこどもクリニック	小野木	恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガーデンヒルズ白鳥1-B
きむら内科クリニック	木村	謙介	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	笹沼	仁一	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	龍	祥之助	川崎市麻生区古沢7	
はるひ野皮膚科クリニック	渡部	秀憲	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟-2F
池内クリニック	杉山	伸也	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急マルシェ栗平1F
栗木台かわぐちクリニック	川口	文夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
はるひ野内科クリニック	荒木	康史	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジA棟-1F
聖マリアンナ医科大学プレスト&イメージングセンター	福田	護	川崎市麻生区万福寺6-7-2	

いばらきレディースクリニック	茨木	保	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
ニコニコこどもクリニック	宮下	好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F

## 公 告

### 川崎市公告第528号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区万福寺四丁目15番9  
ほか3筆  
4,473平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市西区高島一丁目1番2号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
執行役員 横浜支店長 岡本 達哉
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：29戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和2年12月14日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第91号  
令和4年2月9日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第99号(変更)

### 川崎市公告第529号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区細山五丁目228番12  
ほか2筆の一部  
788平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和3年9月9日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第56号

### 川崎市公告第530号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月16日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 宮前スポーツセンター大体育室・小体育室天井改修その他工事
	履行場所 川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
	履行期間 契約の日から令和4年12月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p>



参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名 川崎総合科学高等学校トイレ改修その他その2工事
	履行場所 川崎市幸区小向仲野町5番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月17日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 長沢中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市麻生区東百合丘4丁目12番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p>

参加資格	<p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名	川崎市男女共同参画センター空調和其他設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区溝口2丁目20番1号
	履行期間	契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p>	

参加資格	<p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。                  また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。                  本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。                  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 高津区役所空気調和その他設備改修工事
	履行場所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。</p>

参加資格	<p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月15日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

## (案件6)

競争入札に付する事項	件名 稲田中学校校舎改修その他その3工事
	履行場所 川崎市多摩区宿河原4丁目1番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件7)

競争入札に付する事項	件名 向丘中学校校舎改修その他その1工事
	履行場所 川崎市宮前区神木本町5丁目11番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月16日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p>

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件8)

競争入札に付する事項	件名 田島小学校校舎改修その他その2工事
	履行場所 川崎市川崎区渡田1丁目20番1号
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。。</p>

参加資格	<p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月19日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件9)

競争入札に付する事項	件名 五反田川放水路施設整備（その2）工事
	履行場所 川崎市多摩区生田8丁目地内
	履行期間 契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p>



参加資格	<p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※上記 a 以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(エ) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>イ 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(イ) 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1200点以上であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>ウ 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。  ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(ウ)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(エ)については主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>イ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月15日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」に定めるところによるものとします。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区内平瀬川護岸改修(その5)工事
	履行場所 川崎市高津区上作延439番地先
	履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下、「特定JV」という。)又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 特定JVの資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>a 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記a以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(エ) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(オ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p> <p>イ 特定JVの代表者に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(イ) 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>ウ 特定JVの構成員2に必要な条件</p> <p>(ア) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(イ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(ウ) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p>

参加資格	<p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>(2) 単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(ウ)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(エ)については主任技術者でも可とします。</p> <p>なお、本工事に監理技術者補佐を専任で配置する場合は、当該配置予定監理技術者は、2現場までの兼任を可とします。</p> <p>イ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月15日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」に定めるところによるものとします。</p> <p>(3) 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

## (案件11)

競争入札に付する事項	件名 等々力緑地Jリーグ開催時対応施設補修（緊急）工事
	履行場所 川崎市中原区等々力1-1
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和4年3月31日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件12)

競争入札に 付する事項	件 名 市道菅北浦87号線道路補修 (切削) 工事
	履行場所 川崎市多摩区菅北浦4丁目12番地先他1箇所
	履行期間 契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月31日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 市道多摩第6号線舗装道補修 (切削) 工事
	履行場所 川崎市多摩区登戸3203番地先
	履行期間 契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。

参加資格	<p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月31日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件14)

競争入札に付する事項	件 名 市道登戸駅線舗装道補修（切削）工事
	履行場所 川崎市多摩区登戸2698番地先ほか1箇所
	履行期間 契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年3月31日 13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

## (案件15)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市高津区北見方2丁目36番地先
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年3月31日13時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

川崎市公告第531号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和4年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

令和4年度グリーンイノベーションの案件創出に向けた研究会設置支援の業務実施委託

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 履行期間

契約締結日～令和5年3月24日

(4) 業務概要

ア 業務目的

国による環境ビジネス創出支援事業の多くは事業化戦略の策定や事業創出に係る支援が中心であり、事業化アイデアの獲得は事業者自身によるところが大きく、事業者と行政が環境ビジネスに関するテーマで意見交換を行う機会は限られています。

そこで、行政だけでは解決が難しい環境分野の社会的課題をテーマとして、本市と事業者が協働し、環境分野における事業化アイデア獲得を促進させ、将来的に市内外に展開可能なグリーンイノベーション関連案件を持続的に創出していくことを目指す研究会を開催します。

イ 業務概要

(ア) 研究テーマ検討支援

(イ) 研究会開始に向けた支援

(ウ) 研究会の運営支援

(エ) 研究会の活性化に向けた支援

ウ 委託金額の上限

総額6,204,000円(消費税相当額含む)

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 評価委員会実施時(令和4年4月)に、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「20調査・測定」で登録されていること。

(4) 過去5年間で、川崎市及び他官庁並びに民間のいずれかにおいて環境ビジネスに関する業務等について契約実績を有すること。

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 目的等の理解度

(2) テーマ設定

(3) 研究会運営支援

(4) 企画力

(5) 実現性

(6) 積極性

(7) 専門的知識

(8) 人員配置

(9) 提案内容と見積書の整合性

4 参加意向申出書の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、参加意向申出書(様式1)及び環境ビジネスに関する業務等の契約実績を証する書類を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎17階

川崎市環境局地球環境推進室

(令和4年4月1日以降は、「川崎市環境局脱炭素戦略推進室」)

担当: 今井、佐藤

午前9時～午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

電話044-200-2169(直通)

FAX 044-200-3921

電子メール 30tisui@city.kawasaki.jp

参加意向申出書(様式1)は上記窓口で配布するほか、川崎市ホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000138132.html>)からのダウンロードも可能です。なお、環境ビジネスに関する業務等の契約実績を証する書類については、様式の定めはありません。

(2) 配布期間

令和4年3月16日(水)～令和4年3月25日(金)

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

(4) 提出期限

令和4年3月25日(金)午後5時

ただし、郵送の場合は令和4年3月25日(金)午後5時必着とします。

※令和4年3月25日(金)午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

5 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書(様式1)を提出した者には、令和4年3月29日(火)までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4(1)」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

6 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

(1) 質問方法

質問書(様式2)を持参または電子メールにて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、上記「4(1)」に記載のとおりです。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

(2) 受付期間

令和4年3月29日(火)~令和4年3月31日(木)午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

令和4年4月4日(月)までに、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、上記「4(1)」まで直接受け取りに来ようお願いいたします。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) A4サイズ、片面14枚以内(表紙は含まず。)

(イ) 正1部と副9部の計10部(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

イ 見積書

(ア) A4サイズ、枚数は任意(見積額とその積算の根拠を示すこと。)

(イ) 正1部と副9部の計10部(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

ウ 業務実績及び担当者の経験等を示す書類

(ア) A4サイズ、枚数は任意

(イ) 正1部と副9部の計10部(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)。(窓口については上記「4(1)」参照)

(3) 提出期限

令和4年4月15日(金)午後3時

ただし、郵送の場合は令和4年4月15日(金)午後3時必着とします。

※令和4年4月15日(金)午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

8 評価委員会の開催

(1) 開催日

令和4年4月27日(水)(予定)

(2) 評価項目・配点

評価区分	評価項目	評価の着眼点	配点
企画提案	①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか	5
	②テーマ設定	提案テーマは、社会的な課題であり行政だけでは解決できない脱炭素に関するものであるか	15
	③研究会運営支援	活発な議論を展開させるための具体的且つ魅力的な提案が示されているか	15
	④企画力	本業務の目的達成に向けた、創意工夫を凝らした具体的且つ魅力的な提案が示されているか	15
	⑤実現性	現実的なスケジュールに基づく実現性の高い提案となっているか	10
	⑥積極性	業務に対して意欲的に取り組む姿勢があるか	10
実施体制等	⑥専門的知識	本業務の遂行にあたり、魅力的な知見等を有しているか	10
	⑦人員配置	安定かつ確実に業務を遂行できる人員配置となっているか	5
見積	⑧提案内容 と見積書の 整合性	提案内容と見積額とのバランスは取れているか	5

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

採点結果のうち、評価項目②、③及び④は3倍、評価項目⑤、⑥及び⑦は2倍にして計算します。

(3) 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

ア 評価項目②、③及び④の合計点が最も高い事業者

イ アに該当する事業者が複数ある場合、評価項目⑤、⑥及び⑦の合計点が最も高い事業者

ウ イに該当する事業者が複数ある場合、評価項目①及び⑧の合計点が最も高い事業者

上記により選考が難しい場合は、協議により順位を決定します。

(4) その他

ア 当日は、事務局で用意するモニターを使用できます。ただし、端末(パソコン等)は各自で持参してください。



イ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催方法を変更する場合は、別途連絡します。

9 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届(様式3)を令和4年4月15日(金)午後3時まで上記「4(1)」に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)してください。

ただし、郵送の場合は令和4年4月15日(金)午後3時必着とします。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(6) 審査結果の通知

令和4年4月下旬～5月上旬に通知します。

(7) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 各種書類提出先・問い合わせ先

4(1)と同じ。

(10) その他

ア 詳細につきましては、募集要領を御参照ください。

イ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

ウ 当該落札決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

エ 当室は、令和4年4月1日の組織改正により、脱炭素戦略推進室となるため、令和4年4月1日以降の通知は脱炭素戦略推進室から送付します。

川崎市公告第532号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区東百合丘二丁目7607番

ほか2筆の一部

611平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

麻生区東百合丘二丁目40番7号

松澤 貢

3 予定建築物の用途

戸建賃貸住宅

計画戸数: 4戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年8月6日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第40号

川崎市公告第533号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	相模原市緑区橋本3-11-8 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満		
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区浜町一丁目6番40の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	16.04メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第215号	指定 年月日	令和4年 3月18日	

川崎市公告第534号

川崎じもと応援券(第3弾)発行運営業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件名

川崎じもと応援券(第3弾)発行運営業務委託

(2) 業務事項

川崎じもと応援券(第3弾)の発行に係る応援券の販売、応援券利用店舗の募集、応援券の換金・精算業務等。

- (3) 委託期間  
契約締結日～令和5年3月31日
- 2 提案書の提出者の資格  
次の条件をすべて満たしていること。
- (1) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」種目「99 その他」に登録されている者。※参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合、業者決定後に同名簿への登録を行うことを条件として、登録申請している者と同等に扱います。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者。
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (5) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者。
- 3 提案者を特定するための評価基準
- (1) 企画提案内容の実現性・妥当性
- (2) 業務遂行能力の妥当性
- (3) 事業実績の有無
- (4) 見積額の妥当性
- 4 担当部局  
川崎市経済労働局産業振興部川崎じもと応援券担当（令和4年4月1日から、「経済労働局観光・地域活力推進部」となります。住所・電話番号は変更ありません）  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2  
川崎フロンティアビル10階  
電話番号（直通） 044-200-2361  
F A X 番号 044-200-3920  
E - m a i l 28kjimoto@city.kawasaki.jp
- 5 公募要領の交付の期間、場所
- (1) 配布期間  
令和4年3月18日(金)～3月25日(金)
- (2) 配布場所  
4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法

- (1) 受付期限  
令和4年3月25日(金)17時
- (2) 受付場所  
4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）
- 7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法
- (1) 受付期限  
令和4年4月1日(金)17時
- (2) 受付場所  
4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類  
ア 企画提案書（任意様式）  
・ A 4横版（A 3版の折り込み可）とし、表紙を除き10頁以内で作成してください。  
・ 概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。  
イ 見積書  
・ 様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。  
・ 金額は事務委託分に係る経費のみで計算してください（プレミアム分を合算しないこと）。
- (4) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否  
要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口  
4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 概算予算額  
プレミアム分 800,000,000円  
業務委託分 350,000,000円  
合計 1,150,000,000円  
※見積書の提出の際は、業務委託分に係る経費のみ計算してください。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無  
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、公募型企画提案参加者の負担とします。
- (3) その他  
ア 選考結果の発表は4月上旬を予定しています。  
イ 詳細につきましては、実施要領を御参照ください。

川崎市公告第535号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月22日

川崎市長 福田紀彦

建造主	川崎市多摩区登戸2202番地1
住所・氏名	川崎都市計画事業登戸土地地区画整理事業 施行者 川崎市 代表者 川崎市長 福田紀彦

道路位置の 地名・地番	多摩区登戸2572-5、2572-6、2574-1、 2575-3、2576-1、2576-2、 無地番地の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	46.80メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第611号	廃止 年月日	令和4年 3月22日	

川崎市公告第536号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月23日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	橘高等学校ほか2校校舎改修その他工事
	履行場所	川崎市中原区中丸子562番地ほか2校
	履行期間	契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>	

参加資格	<p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 橋小学校ほか1校校舎改修その他工事
	履行場所 川崎市高津区千年1024番地ほか1校
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 東扇島内質21・22・23号荷さばき照明設備改修工事
	履行場所 川崎市川崎区東扇島10番1地先
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月6日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件4)

競争入札に付する事項	件 名 長沢中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所 川崎市麻生区東百合丘4丁目12番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月11日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	市道上丸子八幡町2号線道路補修(切削)工事
	履行場所	川崎市中原区上丸子八幡町562番地先
	履行期間	契約の日から100日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年4月6日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	市道荊宿小田中線(Ⅱ)舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市中原区井田三舞町6番地先
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p>	

参加資格	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月6日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市公告第537号

令和4年3月25日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	タブレット端末賃貸及び保守管理
	履行場所	川崎市幸区小倉4丁目30番1号 川崎市立看護短期大学
	履行期間	令和4年5月1日から令和8年3月31日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」に登載されていること。 (4) 平成29年4月1日以降に、本市または他の官公庁、他の大学等と類似の賃貸借の契約実績があること。 (5) 仕様書の内容を遵守し、確実に物品を納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市健康福祉局市立看護短期大学事務局看護大学設置準備担当 (〒212-0054 川崎市幸区小倉4-30-1) 電話番号 044-587-3534	
入札日時等	入札予定日時：令和4年4月8日（金）10時川崎市立看護短期大学	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a></li> <li>・ 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。</li> <li>・ 前記を理由に発注者が、本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。</li> </ul>	



川崎市公告第538号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市申請管理システム構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第三庁舎9階 他

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 調達概要

詳細については、入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本市又は他官公庁において、過去2年間以内に類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 藤原、菊池、山田

電話：044-200-2074(直通)

FAX：044-200-3752

E-Mail：17syskan@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年3月25日(金)から令和4年4月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等

の写し

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法  
持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 日時

令和4年4月6日(水) 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は上記3(1)の場所において令和4年3月25日(金)から令和4年4月1日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 日時

上記4(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和4年4月6日(水)から令和4年4月13日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年4月20日(水)までに、FAX又は電子メールにより全社宛て送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

### (1) 入札方法

本契約に要する経費の総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

### (2) 入札・開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和4年4月25日(月) 午前11時

#### イ 場所

川崎市役所第3庁舎9階開発室 I

### (3) 入札保証金

免除とします。

### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

### (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

### (1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

### (2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

### (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

## 川崎市公告第539号

### 入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市役所新本庁舎展示物等設計制作業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市役所新本庁舎は、基本目標の一つに「文化・おもてなし」を掲げ、「川崎市の文化などの情報を発信すると共に、国内外からのお客様をもてなし、市民からも親しまれる庁舎」を実現するために、川崎市の歴史や多様な魅力、最新情報などを発信する展示空間を計画している。

本業務委託は、川崎市への理解を深め、愛着を育み、新しい川崎を生み出していくことに資する展示空間を演出する展示物の設計、制作及び設置を行うものである。

### 【展示空間面積】

- 1 復元棟1階展示コーナー(床面積約30㎡)
- 2 復元棟2階旧市長室復元(床面積:約70㎡)
- 3 超高層棟1階情報発信コーナー(床面積:約50㎡)

## 2 一般競争入札参加資格に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。

(4) 過去10年以内(平成24年4月1日以降)に、本市その他の官公庁における常設展示(歴史人文系、整備対象面積150㎡以上)の什器造作・映像・映像音響照明機器・グラフィックを含む総合的な整備を、元請として履行した実績を有すること。

(5) 自社所属の者(1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係のある者)のうち、学芸員有資格者で過去に展示整備経験を有する者を技術者として配置すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布及び提出  
一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記2(4)の実績が確認できる書類の写し(提出する書類、書式等は任意)並びに配置予定技術者届(上記2(5)の技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)を提出し

なければなりません。

(1) 配布場所

一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定技術者届は、川崎市ホームページ内「川崎市役所新本庁舎展示物等設計制作業務委託の一般競争入札について(令和4年3月25日公表)」のページにおいて、本件入札公表詳細からダウンロードすることができます。

(参照先URL <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000138407.html>)

(2) 配布・提出期間

令和4年3月25日(金)午前9時から令和4年3月31日(木)午後5時まで

(平日正午から午後1時まで及び土曜日、日曜日を除きます。)

(3) 提出場所・提出方法

提出場所は次のとおりとします。

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎4階

総務企画局本庁舎等整備推進室

電話 044-200-0281

提出方法は持参とします。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 2(4)の実績が確認できる書類の写し

ウ 配置予定技術者届(上記2(5)の技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。)

4 仕様書の配布

一般競争入札参加資格確認申請書等の配布に併せて、3(2)の期間、3(3)の場所で、無償で仕様書の電子化CDを配布すると共に、仕様書を縦覧に供します。また、川崎市ホームページ内「川崎市役所新本庁舎展示物等設計制作業務委託の一般競争入札について(令和4年3月25日公表)」のページにおいて、本件入札公表詳細からダウンロードすることができます。

(参照先URL <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000138407.html>)

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和4年4月5日(火)午後5時までに令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(3)に同じ

(2) 交付日時

令和4年4月5日(火)午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除きます。)

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(3)に同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17seibi@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-2110

(2) 受付期間

令和4年4月8日(金)午前9時から令和4年4月11日(月)午後4時まで

(持参の場合は、土日を除き両日とも午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。))とします。)

(3) 質問回答縦覧

質問に対する回答は3(3)の場所において、令和4年4月14日(木)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除きます。))縦覧に供するとともに、令和4年4月14日(木)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び配置予定技術者について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年4月18日(月)午前10時

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階 総務企画局会議室

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合には、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者としてします。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(3)の場所及び川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

3(3)に同じ

川崎市公告第540号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 民間スイミングスクールを活用した水泳学習事業委託
- (2) 履行場所 受注者所有施設
- (3) 履行期間 令和5年2月28日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」または「準市内」、業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
- (4) 本市または他官公庁において平成24年以降の小学生を対象とした類似の水泳指導等の契約実績があること。
- (5) 児童向けの水泳教室を安全かつ確実に実施する上で必要不可欠な設備や備品等（浮具・プールフロア等）を備え、1年以上の児童向けスクールの水泳指導実績及び指導者を有していること。
- (6) 川崎市立西有馬小学校の所在地である宮前区内で屋内温水プールの管理運営を行っていること。
- (7) 川崎市立西有馬小学校から受託者が所有するプール施設までで歩行距離が1km以内であること。（安全かつ効率的な経路とする。）

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 上記2(5)に関する資料

※ 書類の提出に不備がある場合、実績等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。

一般競争入札参加資格確認申請書等は、令和4年3月25日(金)～令和4年3月31日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から一般競争入札参加資格確認申請書をダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年3月25日(金)～令和4年3月31日(木)

午前9時～午後5時

(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

明治安田生命ビル5階

電話：044-200-3057 (施設整備担当 鈴木)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得し閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 令和4年3月25日(金)～令和4年3月31日(木)

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年3月25日(金)～令和4年4月5日(火)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年4月6日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を4月4日(月)迄に送

付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和4年4月11日(月)  
午前10時30分

(3) 入札・開札の場所 第4庁舎4階第2会議室  
(川崎区宮本町3番地3)

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格(総額)を定めます。当該予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%とします。

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 川崎市公告第541号

## 入札公告

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 件名

川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託

## (2) 履行場所

川崎市川崎区千鳥町及び東扇島地内

## (3) 履行期間

契約日から令和5年3月31日まで

## (4) 業務概要

海底トンネル内に雨水等と共に流入する土砂の分離効果を向上させ、排水施設(水中ポンプ)の故障等による障害を防止し、施設を良好に維持するため、川崎港海底トンネル内の排水施設を浚渫清掃して、汚泥等の産業廃棄物を収集し、保管場所まで運搬するものです。

詳細については、「川崎港海底トンネル排水施設浚渫業務委託仕様書」によります。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」、種目「産業廃棄物収集運搬業」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。

(4) 川崎市もしくは神奈川県より、汚泥の収集運搬許可を受けていること。

## 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

## (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階

川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課

電話番号 044-287-6014

FAX 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) におい

て、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## (2) 配布・提出期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

## (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し(汚泥を含む)

## (4) 提出方法

持参とします。

## 4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

## 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

## (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## ア 交付場所

3(1)に同じ

## イ 交付日時

令和4年4月7日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

## (2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

## ア 交付場所

3(1)に同じ

## イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年4月7日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先等

## (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

## (2) 質問受付期間

令和4年4月8日(金)午前9時から令和4年4月12日(火)午後4時まで

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

- (4) 質問受付方法  
電子メール又はFAXに限りです。  
電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp  
FAX 044-287-6038
- (5) 回答方法  
令和4年4月19日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
  - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
  - (1) 入札方法 持参
  - (2) 入札・開札の日時及び場所
    - ア 入札日時  
令和4年4月22日(金) 午前10時
    - イ 入札場所  
川崎市川崎区東扇島38-1  
川崎マリエン3階会議室
  - (3) 入札保証金  
免除
  - (4) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者としてします。
  - (5) 入札の無効  
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続き等  
次により契約を締結します。
  - (1) 契約保証金は免除とします。
  - (2) 契約書作成の要否  
契約書を作成することを要します。
  - (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
  - (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
  - (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

### 川崎市公告第542号

入札公告

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
川崎港内浄化槽保守点検業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市川崎区東扇島ほか
- (3) 履行期間  
契約日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要  
本業務は、港湾局の管理する次の浄化槽を良好な状態に維持することを目的として行うものです。  
ABC物揚場前、Fゲート前、大川町緑地内、千鳥町換気所、ちどり公園、東扇島機械棟トイレ、東扇島1号トイレ、東扇島4号トイレ、東扇島8号トイレ、東扇島8号作業員休憩所、東扇島30号トイレ、東扇島北公園トイレ、東扇島西公園トイレ1、東扇島西公園トイレ2、東扇島東公園1、東扇島東公園2、東扇島東公園3、東扇島東公園4、東扇島東公園5、東公園管理事務所、東扇島Aゲート詰所、上屋共同便所

詳細については、「川崎港内浄化槽保守点検業務委託仕様書」によります。

#### 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「浄化槽保守点検」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注する浄化槽保守点検業務を、過去5年にわたり、1年以上継続して履行した実績(元請けに限る)を有すること。

#### 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要書類を提出しなければなりません。

## (1) 配布・提出場所

〒210-0869

川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階  
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課  
電話番号 044-287-6014

F A X 044-287-6038

E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp

なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## (2) 配布・提出期間

令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

## (3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証する書類(契約書の写し等)

## (4) 提出方法

持参とします。

## 4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

## 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

## (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年4月7日(木)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

## (2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年4月7日(木)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付

します。

## 6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年4月8日(金)午前9時から令和4年4月12日(火)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はF A Xに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

F A X 044-287-6038

(5) 回答方法

令和4年4月19日(火)までに、文書(F A X又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

## 7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年4月25日(月) 午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金は免除とします。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、



川崎市のホームページの「入札情報かわさき」  
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第543号

一般競争入札について、次のとおり公表します。  
令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 東菅小学校ほか3校 衛生器具設備改修その他工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立東菅小学校(多摩区菅馬場2丁目19番1号)ほか3校
- (3) 履行期間 令和4年8月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年3月25日(金)～令和4年4月1日(金)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年3月25日(金)～令和4年4月1日(金)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

明治安田生命ビル5階

電話:044-200-3319(トイレ快適化担当:富田)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年3月25日(金)～令和4年4月8日(金)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

## ア 回答日

令和4年4月12日(火)

## イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年4月6日(火)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

## 8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

## 9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年4月13日(水)  
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階  
第2会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

## 10 落札者の決定及び参加資格の審査等

## (1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を

落札者とします。

## (2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

## (3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

## 11 契約手続等

次により、契約を締結します。

## (1) 契約保証金 要

※契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または記入期間若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

## (2) 前払金 無

## (3) 契約書作成の要否 要

## 12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 関連する「東菅小学校ほか3校衛生器具設備改修その他工事」に係る令和4年4月1日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

## 川崎市公告第544号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 川崎市立看護大学カラー複合機の賃貸借及び保守管理
	履行場所 川崎市幸区小倉4丁目30番1号 川崎市立看護大学
	履行期間 令和4年5月1日から令和9年4月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」に登録されていること。 (4) 平成29年4月1日以降に、本市または他の官公庁、民間企業等と類似の賃貸借の契約実績があること。 (5) 仕様書の内容を遵守し、確実に物品を納入できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市健康福祉局市立看護短期大学事務局総務学生課総務担当 (〒212-0054 川崎市幸区小倉4-30-1) 電話番号 044-587-3500
入札日時等	入札予定日時：令和4年4月8日(金) 11時 川崎市立看護大学
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・ 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html">https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html</a> ・ 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。 ・ 前記を理由に発注者が、本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求できます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

**川崎市公告第545号**

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

## 1 件名

令和4年度環境配慮型船舶の導入検討及び基本設計等委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

## 3 履行場所

川崎市川崎区東扇島38-1

## 4 事業概要

川崎市港湾局清掃船「つばき」の代替船を新造するにあたり、現行「つばき」の諸元を基本とした環境配慮型船舶の導入検討について比較検討し、その検討結果をもとに基本設計、建造価格調査を行うものである。

## 5 契約上限額

25,800千円（消費税及び地方消費税含む）

## 6 参加資格

(1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の当該契約に対応するとして定めた業種(99その他)・種目(99その他)について登録済であること。  
※令和4年5月1日時点で上記業者名簿に登録済であることが必要となります。

(2) 環境配慮型船舶に係る調査研究、基本設計及び造船のいずれかの分野で最低一つ以上の受注実績(官民間問わず)が過去5年間にあること。

(3) 事業目的・趣旨等を理解し、業務を遂行できる者。

(4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

## 7 提案者を特定するための評価基準

(1) 業務目的及び内容の理解度

(2) 企画作成力・企画視点

(3) 企画専門的知識・能力

(4) 提案内容の実現性

(5) 業務実施体制

(6) 業務への積極性

- (7) 実績
- (8) 企画提案内容と見積額の整合性
- 8 参加意向申出書
  - (1) 配布場所・提出先  
〒210-0869  
川崎市川崎区東扇島38-1  
港湾局川崎港管理センター港営課保安対策担当  
電 話 044-277-5533  
F A X 044-277-5566  
電子メール [58kouei@city.kawasaki.jp](mailto:58kouei@city.kawasaki.jp)  
※川崎市ホームページからダウンロード可能
  - (2) 配布・提出期間  
令和4年3月30日(水)から令和4年4月13日(水)まで  
(ただし土・日曜日、祝日を除く。)
  - (3) 提出方法  
持参又は郵送(令和4年4月13日(水)必着)
  - (4) その他  
参加意向申出書を配布する際、「令和4年度環境配慮型船舶の導入検討及び基本設計等委託技術提案書作成・応募要領」も併せて配布します。(川崎市ホームページからもダウンロード可能)
- 9 提出書類
  - (1) 提出書類
    - ア 技術提案書(様式自由)
    - イ 見積書(様式自由) ※消費税及び地方消費税は合計10%で見積書を提示すること。
    - ウ 担当予定技術者の経歴等(様式あり)
    - エ 会社概要(パンフレット等)
  - (2) 提出期間  
令和4年4月25日(月)から令和4年5月6日(金)
  - (3) 提出場所  
8(1)に同じ
  - (4) 提出部数
    - ア 技術提案書 11部
    - イ 見積書 原本1部 写し10部
    - ウ 担当予定技術者の経歴等 11部
    - エ 会社概要 3部
  - (4) 提出方法  
持参又は郵送(令和4年5月6日(金)必着)
- 10 問合せ
  - (1) 問合せ先  
8(1)に同じ
  - (2) 質問受付期限  
令和4年4月15日(金)午前8時30分から令和4年4月19日(水)午後5時15分到着分まで
  - (3) 質問書の様式  
任意
  - (4) 質問受付方法

- 電子メールのみ
- (5) 回答方法  
全ての応募者あてに電子メールで送付
- 11 ヒアリング
  - (1) 日時  
令和4年5月11日(水)(予定)(時間、会場等の詳細は、決定次第応募者に連絡)
  - (2) 場所  
8(1)に同じ
  - (3) 時間  
各者35分(プレゼンテーション20分、質疑応答15分)

**川崎市公告第546号**

道路の指定に関する訂正について  
令和3年1月8日川崎市公告第13号を次のとおり訂正します。  
令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

誤

延 長	10.01メートル
	以下余白

正

延 長	10.10メートル
	以下余白

**川崎市公告第547号**

一団地の総合的設計制度の認定について  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定による認定をいたしましたので、同条第8項の規定に基づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を一般の縦覧に供します。  
令和4年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

対象区域	川崎市多摩区登戸字庚耕地2779番1の一部
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住 所 氏 名	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役社長 松尾 大作
認定年月日及び 認定番号	令和4年3月25日 川崎市指令ま建指第702号

**川崎市公告第548号**

道路位置の廃止について  
建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第

5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市川崎区小田五丁目10番25号		
住所・氏名	畑 富子		
道路位置の地名・地番	川崎市川崎区小田五丁目75番3の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	1.77メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第612号	廃止年月日	令和4年3月25日	

川崎市公告第549号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権				利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所
麻生区岡上 字天神谷戸982	畑	639	山梨 真澄 縮脇 美穂	川崎市麻生区 細山5-5-1 神奈川県藤沢市 鶴沼松が岡2-15-8	賃借権	普通畑	令和4年 4月1日	令和9年 3月31日	円 14,200	12月20日までに 地権者口座に振り込み	公益社団法人 神奈川県農業公社 会長 佐藤 光徳	横浜市中区 山下町2

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

## (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

## (6) 借賃の減額

ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法（昭和27年法律第229号）第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由による場合は、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

## (7) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明

示する。

## (8) 障害の除去等

甲は、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

## (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務を負う。

イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。また、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

## (11) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

(12) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(13) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。

(14) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(10)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(15) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(17) 機構関連基盤整備事業の実施

乙が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(18) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

1 各筆明細

利用権を設定する土地	利用権を設定する者		設定する利用権				利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係		
	所在	現況地目	面積(m <sup>2</sup> )	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)		借賃の支払方法	氏名又は名称
麻生区岡上 字天神谷戸982	畑	639	賃貸借権	普通畑	令和4年 4月1日	令和9年 3月31日	円 14,200	12月10日までに 公社口座に振り 込み	株式会社CarnaEst 代表取締役 山田 貢	川崎市麻生区 岡上2-14-2	賃貸借

## 2 共通事項

この農用地利用配分計画（以下、「本計画」という。）の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 転貸又は譲渡

本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）を受ける者（以下「乙」という。）は、賃借権の設定等を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

## (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構（以下「甲」という。）及び賃借権の設定又は移転を受ける者は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

## (3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

## (4) 遅延損害金

ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (5) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (6) 借賃の減額

ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額

前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲及び乙が協議して定める。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を取去する義務を負う。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。また、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、甲は土地所有者に対して取去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

## (9) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表



2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

1の各筆明細に定める甲による賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第1項の規定による報告をしな

いとき。

ウ 農地法6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 賃借権又は使用貸借の終了

本計画の定めるところにより、賃借権の設定等が行われた土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃借権又は使用貸借は終了する。

(12) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(附属物の取扱いについては(8)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 賃借権又は使用貸借権による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び神奈川県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 乙は、甲から「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の

利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。

(15) 機構関連基盤整備事業の実施

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び神奈川県が協議して定める。

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権				利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払 方法		氏名 又は名称
麻生区黒川 字宮添186-1	田	762	梅澤 桂	川崎市麻生区 はるひ野 1-4-9	使用借権	収穫体験ほ場 として利用	令和4年 5月1日	令和6年 4月30日	円 -	-	川崎市 川崎市長 福田 紀彦	川崎市川崎区 宮本町1
麻生区黒川 字宮添186-2	田	762					令和4年 5月1日	令和6年 4月30日	円 -	-		
麻生区黒川 字宮添213	田	477					円 -	-				
麻生区黒川 字宮添195-1	畑	675	立川 光芳	川崎市麻生区 黒川287	使用借権	収穫体験、試 験栽培ほ場と して利用	令和4年 4月1日	令和6年 3月31日	円 -	-	川崎市 川崎市長 紀彦	川崎市川崎区 宮本町1
麻生区黒川 字宮添195-2	畑	565					令和4年 4月1日	令和6年 3月31日	円 -	-		
麻生区黒川 字宮添216-1	田	476	洲藤 毅彦	川崎市麻生区 黒川683	使用借権	稲作学習ほ場 として利用	令和4年 5月1日	令和7年 4月30日	円 -	-	川崎市 川崎市長 紀彦	川崎市川崎区 宮本町1
麻生区黒川 字宮添216-2	田	422					令和4年 5月1日	令和7年 4月30日	円 -	-		
麻生区黒川 字施道1361	畑	1,198	市川 民世 市川 修	川崎市麻生区 黒川1775-11	使用借権	ボランティア 育成研修会の 実習ほ場とし て利用	令和4年 4月1日	令和5年 3月31日	円 -	-		

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者(以下「甲」という。)は、利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物(以下「目的物」という。)が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条(明治29年法律第89号)によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事(平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知(12構改B第404号)、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上)と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月、川崎市)第5-3-1(3)農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

## (2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

**川崎市公告第550号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区西野川三丁目3214番3  
の一部  
999平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17  
株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：6戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
令和3年8月16日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第43号

**川崎市公告第551号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年3月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市中原区小杉町一丁目304番2  
ほか76筆の一部（第2工区）  
17,275平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都文京区千駄木一丁目1番5号  
学校法人 日本医科大学 理事長 坂本 篤裕
- 3 予定建築物の用途  
公衆便所、病院・立体駐車場、高齢者向け福祉サービス施設、高齢者向け住宅、健康増進施設等  
計画戸数：1500戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成30年5月7日  
川崎市指令 ま宅審 (イ)第14号

平成31年3月5日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第165号（変更）

令和3年4月14日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第4号（変更）

**川崎市公告第552号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月29日

川崎市長 福田紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度 人権啓発に係る広報業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期限 令和4年7月29日まで
- (4) 委託概要 発注者の指示に従いポスターを制作し、市内鉄道路線主要駅に掲示するとともに、川崎駅前の大型デジタルサイネージで動画を放映する。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」（種目「広告代理店」）で登録されている者。

## 3 一般競争入札参加申込書等の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

## (1) 配布・提出場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局人権・男女共同参画室

電話 (044) 200-2359

FAX (044) 200-3914

E-mail 25zinken@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

令和4年3月29日(火)から4月4日(月)まで

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、正午～午後1時を除く。)

来庁する場合は、必ず事前に3(1)へ電話連絡し、来庁日時について、指示を受けてください。

なお、一般競争入札参加申込書等の書類は、次のウェブページからダウンロードすることもできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000138884>

htmlを参照してください。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ その他添付書類

(4) 提出方法

持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）とします。ただし、郵便とする場合、提出期限は、3(2)によらず、令和4年4月4日(月)必着とします。

(5) その他

- ア 提出された一般競争入札参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された一般競争入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 一般競争入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書等を提出した者には、一般競争入札参加資格について審査の上、令和4年4月6日(水)までに、確認通知書を電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配布・提出期間

令和4年4月6日(水)から令和4年4月7日(木)まで

午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く。）

ウ 質問書の提出方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)までFAX又は電子メールで提出してください（提出後は必ず電話で御一報ください。）。

(2) 回答

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和4年4月8日(金)までに、参加者全てにFAX又は電子メールで回答します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参

加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年4月12日(火)午前11時00分
- イ 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2  
川崎フロンティアビル9階  
市民文化局会議室

(2) 入札書の提出方法

持参に限ります。

(3) 入札金額等

- ア 入札書に記載する金額は、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
- イ 入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

- ア 入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。
- イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。なお、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません（入札の際に委任状を提出してください）。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 前払金 無
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) その他問合せ窓口は3(1)に同じです。

### 川崎市公告第553号

農工商等連携推進事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和4年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

#### 1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件 名 農工商等連携推進事業実施委託
- (2) 委 託 期 間 契約締結日～令和5年3月20日
- (3) 参 考 価 格 2,310,000円（消費税及び地方消費税含む）

#### 2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 企画提案会期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目「99その他業務 01イベント」に登録されていること

なお、当該名簿への登録において、意向申出者が参加意向申出書を提出した時点で当該契約に対応するとして定めた業種・種目（「99その他業務 01イベント」）に登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日（企画提案会）までに当該業種・種目に登録されていることを条件として、その者の提案資格を満たしているものとする

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

#### 3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制

(4) 取組意欲・積極性

(5) 経費の妥当性

#### 4 担当部局

川崎市経済労働局都市農業振興センター農業振興課  
〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階

電 話（直通） 044-860-2462 FAX 044-860-2464

メールアドレス [28nogyo@city.kawasaki.jp](mailto:28nogyo@city.kawasaki.jp)

#### 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和4年3月29日(火)～4月7日(木)17時  
(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

#### 6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和4年3月29日(火)～4月7日(木)17時  
(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）

#### 7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和4年4月19日(火)～4月25日(月)17時  
(持参の場合は平日8時30分～12時、13時～17時)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

- (3) 提出書類 企画提案書（6部）、見積書（6部）、会社概要（6部）、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの（1部）、直近の決算書（1部）

- (4) 提出方法 持参又は郵送（必着）

#### 8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

#### 9 契約書作成の要否

要する

#### 10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

#### 11 その他必要と認める事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

- (2) その他

ア 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。

仕様書に定める項目以外に、創意工夫による独自の提案等があったときは、市と協議のうえ契約内容に加味する場合があります。

イ 民法の一部改正等に伴う川崎市契約約款の改正

のお知らせをご一読ください。

ウ 選定結果の発送は令和4年5月18日(水)を予定して  
おり、文書により全ての参加者に通知します。  
電話等による問合せには一切応じません。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態  
宣言の発出等、不測の事態が発生した場合は、内  
容やスケジュール等を変更することがあります。  
その場合は進捗状況に応じて、変更した内容をホ  
ームページ等で公開します。

**川崎市公告第554号**

一団地の総合的設計制度の認定の取消しに  
ついて

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2  
項の規定による認定の取消しをしましたので、同条第4  
項の規定に基づき次のとおり公告します。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 幸高等学校トイレ改修その他その2工事
	履行場所 川崎市幸区戸手本町1丁目150番地
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。  また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。  ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>

令和4年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

対象区域	川崎市麻生区王禅寺西七丁目2014番の一部、 2028番1の一部、2028番3、4000番4
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住所 氏 名	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
認定年月日及び 認定番号	令和4年3月29日 川崎市指令ま建指第703号

**川崎市公告第555号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格	<p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に付する事項	件名 栗木台小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市麻生区栗木台5丁目15番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p>



参加資格	<p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名 下作延小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市高津区下作延5丁目19番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (10) 外壁複合改修工法（ピンネット工法）の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年年5月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

**川崎市公告第556号**

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月30日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原二丁目26番1号 株式会社TAKI HOUSE 代表取締役 奥山 武志		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区菅六丁目1549番3の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	16.48メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第216号	指定 年月日		令和4年 3月30日

**川崎市公告第557号**

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市麻生区高石一丁目18番26号 石塚 トク子		
道路位置の 地名・地番	川崎市麻生区高石一丁目1101番10の一部、 1103番6の一部、1103番9の一部、無地 番地の一部 別図省略		

幅員	4.50メートル	延長	5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第217号		指定 年月日	令和4年 3月31日

**公告（調達）****川崎市公告（調達）第147号**

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年4月11日

川崎市長 福田紀彦

- 調達の名称  
川崎市国民年金事務システムに係るサーバ及び端末機等の賃貸借及び保守
- 契約事務担当部局の名称及び所在地  
健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課  
川崎市川崎区東田町8（パレール三井ビル12階）
- 契約の相手方を決定した日  
令和4年3月10日
- 契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース株式会社横浜支店  
支店長 谷頭 洋一  
横浜市西区高島一丁目1番2号
- 契約金額（税抜きリース総額）  
202,800,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札の公告を行った日  
令和4年1月25日

**川崎市公告(調達)第148号****入札公告**

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年4月11日

川崎市長 福田紀彦

**1 一般競争入札に付する事項**

- (1) 件名 家庭学習用インターネット通信回線に関する契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター及び川崎市立学校等
- (3) 履行期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日
- (4) 概要 仕様書によります。

**2 一般競争入札参加資格に関する事項**

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に記載されていること。

なお、令和3・4年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」に記載のない者(入札参加業種に記載のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年4月26日(火)までに行ってください。

- (4) 過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

**3 一般競争参加申込書の配布及び提出**

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書配布及び提出場所  
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3  
川崎市総合教育センター 3階  
情報・視聴覚センター  
電話 044-844-3658
- (2) 配布及び提出期間  
令和4年4月11日(月)から令和4年4月26日(火)まで  
午前8時30分から正午及び午後1時から5時  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出方法  
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードがで

きない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

**4 競争入札参加資格確認通知書の交付**

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和4年5月10日(火)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録していない場合は、令和4年5月10日(火)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、3(1)にて、書類を交付します。

**5 仕様・入札に関する問合せ先**

- (1) 問合せ場所

3(1)と同じ。

- (2) 問合せ期間

令和4年5月10日(火)午前8時30分から令和4年5月13日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。電話による質問には応じられません。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和4年5月18日(水)までに、競争入札参加資格があると認められる者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。また、競争入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

**6 競争入札参加資格の喪失**

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

**7 入札手続等**

- (1) 入札方法等

入札金額は、1回線当たりの月額単価(消費税及び地方消費税を除く。)となります。回線の登録料、

解約料等の経費が発生する場合は、これらの金額も含めて1回線の月額単価を見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和4年5月23日(月)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室  
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和4年5月20日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)アに同じ

(4) 開札の場所 7(1)イに同じ

(5) 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通書を持参してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としてします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(9) 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申立てることができます。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 支払方法 使用回線数に応じた額を月額払いとします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required:

Procurement of internet communication lines for home study

(2) Time-limit for tender:

10:00 AM, 23 May 2022

(3) Time-limit for tender by mail:

20 May 2022

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,

Kanagawa 213-0001, Japan

TEL: 044-844-3658

川崎市公告(調達)第149号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年4月11日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

道水路台帳平面図等管理・閲覧システム運用業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

建設緑政局道路管理部管理課

川崎市川崎区駅前本町12番地1

タワーリパーク14階

3 契約の相手方を決定した日

令和4年3月24日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
国際航業 株式会社 神奈川支店  
支店長 小林 誠  
横浜市中区日本大通17番地  
J P R横浜日本大通ビル
- 5 契約金額  
¥30,448,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第150号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称  
子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の軽減措置の導入における改修等業務委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年3月10日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気 株式会社 神奈川支社  
支社長 米本 期子  
横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号  
クイーンズタワーC
- 5 契約金額  
82,929,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第151号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び予定数量  
アンモニア水 約655トン
- 2 契約に関する事務担当部局  
財政局資産管理部契約課  
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日  
令和4年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 ホンダ  
代表取締役 本田 啓子  
川崎市川崎区池田1丁目13番8号
- 5 落札金額(1トンあたりの単価、消費税及び地方消費税を除く。)  
72,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年1月25日

川崎市公告(調達)第152号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年4月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
川崎市地図情報システムに係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約
  - (2) 履行場所  
本市の指定する場所
  - (3) 履行期間  
令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
  - (4) 調達物品の概要  
詳細については、入札説明書によります。
- 2 一般競争入札参加資格者に関する事項  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において、令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登録されており、かつ、A以上の等級に格付けされていること。  
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登載のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和

4年4月19日(火)までに行ってください。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物品について、過去2年間で本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び数量を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できること。

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

#### (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局情報管理部情報化施策推進室

電話：044-200-2074

F A X：044-200-3752

E-Mail：17jouhou@city.kawasaki.jp

#### (2) 配布・提出期間

令和4年4月11日(月)から令和4年4月19日(火)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

#### (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等の写し

(契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。)

ウ 本業務の実施体制

#### (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法 持参してください。

### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

#### (1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

#### (2) 日時

令和4年4月27日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

#### (3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は上記3(1)の場所において令和

4年4月11日(月)から令和4年4月19日(火)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

### 5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

#### (1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

#### (2) 日時

上記4(2)に同じ

### 6 仕様に関する問い合わせ

#### (1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

#### (2) 問い合わせ期間

令和4年4月27日(水)から令和4年5月9日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

#### (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のF A X番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

#### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年5月16日(月)までに、F A X又は電子メールにより全社宛て送付します。

### 7 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を、令和4年5月19日(木)午後5時15分までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

また、入札の参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

### 8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

### 9 入札の手続等

#### (1) 入札方法

本契約に要する経費の総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

#### (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時  
令和4年5月24日(火) 午後1時30分

イ 場所  
川崎市役所第3庁舎9階開発室I

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先  
ア 期限

令和4年5月23日(月)必着

イ 宛先  
上記3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、上記3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金  
免除とします。

(5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金  
ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。  
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否  
契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。  
(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。  
(3) 詳細は、入札説明書によります。  
(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この

契約を変更又は解除することができるものとします。  
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。  
(5) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
The contract for the lease and maintenance of Kawasaki City Integrated-Geographic Information system
- (2) Time-limit for tender:  
01:30 P.M. May 24, 2022
- (3) Time-limit for tender by mail:  
May 23, 2022
- (4) Contact point for the notice:  
KAWASAKI CITY OFFICE  
Digitalization Policy Promotion Office  
Information Management Department  
General Affairs and Planning Bureau  
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,  
Kanagawa 210-8577, Japan  
TEL: 044-200-2074 FAX: 044-200-3752  
E-Mail: 17jouhou@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第34号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

川崎市税公告第35号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

### 川崎市税公告第36号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月11日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

### 川崎市税公告第37号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月14日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	市民税 ・ 県民税 (普通徴収)	2月随時分以降	令和4年 3月31日 (2月随時分)	計24件
令和3年度 (令和2年度課税分)	市民税 ・ 県民税 (普通徴収)	2月随時分	令和4年 3月31日 (2月随時分)	計1件

(別紙省略)

### 川崎市税公告第38号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月17日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

### 川崎市税公告第39号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

### 川崎市税公告第40号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

### 川崎市税公告第41号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)

### 川崎市税公告第42号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦  
(別紙省略)



川崎市税公告第43号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により滞納処分着手し得る日	件数備考
令和3年度	市民税 ・ 県民税 (普通徴収)	12月 随時分	令和4年 4月4日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第44号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第45号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第46号

差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第

226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第1号

庁中一般  
各 かい

川崎市危機管理推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市危機管理推進会議規程の一部を改正する訓令

川崎市危機管理推進会議規程（平成16年川崎市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の指名する副市長とし」を「を」に改め、「他の」を削り、同条第3項中「危機管理監、」を削る。

第6条第1項中「本部」の次に「（危機管理本部を除く。）」を加え、同条第3項第3号中「総務企画局危機管理室」を「危機管理本部」に改める。

第7条第4項中「総務企画局危機管理室長」を「危機管理本部危機管理部長」に改める。

第10条中「総務企画局危機管理室」を「危機管理本部」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市訓令第2号

庁中一般  
各 かい

川崎市総合計画策定推進本部設置規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市総合計画策定推進本部設置規程等の一部を改正する訓令

(川崎市総合計画策定推進本部設置規程の一部改正)

第1条 川崎市総合計画策定推進本部設置規程（平成15年川崎市訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、川崎市事務分掌条例」を「並び

に川崎市事務分掌条例」に改め、「並びに危機管理監」を削る。

(川崎市事務決裁規程の一部改正)

第2条 川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、所」及び「、保健所副所長」を削り、同条第4号中「中央卸売市場の課長」の次に「(担当課長を含む。)」を加える。

第6条第1項中「危機管理監、技監」を「技監」に改める。

第9条第4項中「保健所長」を「川崎市保健所長に充てられた担当部長」に、「保健所副所長」を「川崎市保健所副所長に充てられた担当部長」に改める。

(川崎市事業所等事務決裁規程の一部改正)

第3条 川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童相談所」の次に「、看護大学」を加え、同条第3号中「並びに」の次に「看護大学及び」を加える。

第3条第1項中「並びに」の次に「看護大学及び」を加える。

別表1一般事項(2)看護短期大学、同表2人事事項(2)看護短期大学及び同表3財務事項(2)看護短期大学中「看護短期大学」を「看護大学及び看護短期大学」に改める。

(川崎市職員研修規程の一部改正)

第4条 川崎市職員研修規程(昭和47年川崎市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 人材育成課研修

第12条の見出しを「(人材育成課研修)」に改め、

同条中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に、「総務企画局行政改革マネジメント推進室」を「総務企画局人事部人材育成課」に改める。

第14条中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に改める。

第15条第1項中「総務企画局行政改革マネジメント推進室」を「総務企画局人事部人材育成課」に改める。

第16条、第17条(見出しを含む。)及び第18条(見出しを含む。)中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市訓令第3号

総務企画局  
経済労働局  
健康福祉局  
こども未来局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程(昭和35年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表総務企画局の部危機管理室の款を削り、同表経済労働局の部都市農業振興センターの款及び公営事業部の款を次のように改める。

公営事業部		公営事業部に勤務する職員	38時間45分 (公営事業部長)	1 日勤 8:30~17:15 2 変則勤務 (1) 8:45~17:30 (2) 12:45~21:30 (3) 15:15~24:00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
都市農業振興センター	農業技術支援センター	農業技術支援センターに勤務する職員(用務に従事する職員を除く。)	38時間45分 (所長)	8:30~17:15	12:00~13:00	4週間を通じ8日

別表健康福祉局の部保健所の款を次のように改める。

保健医療政策部		療養支援業務に従事する職員	38時間45分 (保健医療政策部長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 10:00～18:45 (2) 10:45～19:30	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	1週間のうち2日
		動物愛護センターに勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 7:00～15:45 (2) 7:30～16:15 (3) 9:30～18:15 (4) 11:00～19:45 (5) 12:00～20:45	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
		中央卸売市場食品衛生検査所に勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 4:30～13:15	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 8:00～9:00	日曜日及び4週間を通じ4日

別表健康福祉局の部総合リハビリテーション推進センターの款の次に次のように加える。

看護大学		事務局に勤務する職員	38時間45分 (学長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 9:45～18:30	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 13:30～14:30	日曜日及び土曜日
		教員(学長を除く。)	38時間45分 (学長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 8:00～16:45 (2) 9:45～18:30 (3) 13:00～21:45	1 日勤 12:10～13:10 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日

別表こども未来局の部児童家庭支援・虐待対策室の款を次のように改める。

児童家庭支援・虐待対策室	こども家庭センター	こども家庭センターに勤務する職員(保護係に勤務する職員を除く。)	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 13:00～21:45	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		保護係に勤務する職員(係長及び看護師を除く。)	38時間45分 (所長)	交替勤務 (1) 8:30～17:15 (2) 16:30～翌日の9:00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
	中部児童相談所	中部児童相談所に勤務する職員(保護係に勤務する職員を除く。)	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 13:00～21:45	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
		保護係に勤務する職員(係長及び看護師を除く。)	38時間45分 (所長)	交替勤務 (1) 8:30～17:15 (2) 16:30～翌日の9:00	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
北部児童相談所	北部児童相談所に勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 13:00～21:45	1 日勤 12:00～13:00 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日	

別表建設緑政局の部の次に次のように加える。

危機管理本部	危機対策部	危機対策部に勤務する短時間勤務職員	28時間30分 (危機対策部長)	交替勤務 (1) 8:30～19:00 (2) 8:30～ 翌日の8:30 (3) 16:45～ 翌日の8:30 (4) 19:00～ 翌日の8:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において5時間 (3) 勤務時間の途中において6時間15分 (4) 勤務時間の途中において4時間	4週間を通じ8日以上
--------	-------	-------------------	---------------------	--	---	------------

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市訓令第4号

庁中一般  
各 かい

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程（昭和35年川崎市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中ホをマとし、ネからへまでをノからホまでとし、ヌの次に次のように加える。

ネ 不妊治療のための休暇

- (ア) 1日を単位としたもの 特休19
- (イ) 半日を単位としたもの 半特19
- (ウ) 時間を単位としたもの 時特19

別表市民文化局の項中

平和館	館長
-----	----

を

平和館	館長
市民ミュージアム	庶務を担当する担当課長

に改め、同表健康福祉局の項中

わーくす大島	所長
動物愛護センター	所長

を

動物愛護センター	所長
----------	----

に、

看護短期大学	総務学生課長
--------	--------

を

看護大学	総務学生課長
看護短期大学	総務学生課長

に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市訓令第5号

庁中一般  
各 かい

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「住居届」の次に「(川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）第13条第4項に規定する届出書をいう。次項において同じ。)」を加える。

様式目次を次のように改める。

様式番号	名称	関係条文
1	履歴事項変更届	第4条第2項
2	職員証	第5条
3	職員き章	第6条
4	職員ICカード	第11条第2項
5	職務専念義務免除承認	申請書 第16条第2項、 第25条
	営利企業等従事許可	
6	職務専念義務免除承認書 営利企業等従事許可書	第16条第2項、 第25条
7	時間外勤務者報告書	第19条第1項
8	時間外登退庁簿	第19条第2項
9	宿日直勤務命令簿	第33条

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第

3号様式から第10号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び

勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正

する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の

支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の

一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程(昭和43年川崎市水道局規程第21号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所	技術職員(課長及び所長)	2-1	1-1	2-1	2-2				3-1	
	技術職員(作業長を除く係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	3-1	
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	作業長、技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-1	1-4	3-1	4-1	4-1	2-1	

」

を

「

水道整備課、第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所	技術職員(課長及び所長)	2-1	1-1	2-1	2-2				3-1	
	技術職員(作業長を除く係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1	4-1	3-1	
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
	作業長、技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-2	1-3	3-1	4-1	4-1	2-1	

」

に改める。

別表第4中

「

水道管理課	給水装置工事台帳等業務			1						
水道整備課	市内水圧測定及び水質調査等業務(水道整備課)	1	1	1	4	1	1	1	1	

」

を

「

水道整備課	市内水圧測定及び水質調査等業務(水道整備課)	1	1	1	4	1	1	1	1	
水道整備課	業務委託監督及び設計積算関係業務	1	1	1	2	1	1	1	1	

」

に、

「

水道施設管理課	維持管理業務(水道施設管理課南部)	1	1	1	3	1	1	1	2	
---------	-------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--

」

を

水道施設管理課	維持管理業務（水道施設管理課南部）	1	1	1	3	1	1	1	1	2
水運用センター	維持管理業務（水運用センター）	1	1	1	2	1	1	1	1	2

に、

管路保全課	公共下水道台帳の調製及び窓口相談業務			1						
-------	--------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

を

管路保全課	公共下水道台帳の調製及び窓口相談業務			1						
西部下水道管理事務所	管理係事務等業務（西部）	1	1	1	1					

に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

所属	職の名称（業務内容）	貸与品（配属時に貸与）								
		夏 作業服	半袖 作業服	冬 作業服	作業 ズボン	防風衣	防寒衣	防寒 ズボン	保安靴	作業靴
庶務課	上下水道局公用車運転業務（庶務課）	1	1	1	2	1				2
管財課	貯蔵品出納保管等業務	1	1	1	2	1	1		1	
水道水質課	水道水質検査業務	1	1	1	3	1	1			2
水道水質課	上下水道局公用車運転業務	1	1	1	2	1				2
下水道管理課	上下水道局公用車運転業務（下水道管理課）	1	1	1	2	1				2
北部下水道管理事務所	下水道施設管理業務（北部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
南部下水道事務所・管理課	下水道施設管理業務（南部）	1	1	1	2	1	1	1	1	
中部下水道事務所・管理課	下水道施設管理業務（中部）	1	1	1	2	1	1	1	1	

備考

- 1 本表中の数字は、会計年度任用職員に貸与する被服の貸与数量を表す。
- 2 本表に記載のない会計年度任用職員には、冬作業服を1着貸与する。
- 3 貸与期間は5年とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎  
川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を  
改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条経営戦略・危機管理室の事務分掌第7号中「及び働き方・仕事の進め方改革」を「働き方・仕事の進め方改革及び事務改善」に改める。

第2条庶務課の事務分掌第7号中「庁中取締り」を「庁内管理」に改め、同条庶務課の事務分掌第8号中「業務改善」を「局の内部統制」に改める。

第2条サービス推進課の事務分掌中第13号を削り、第14号を第13号とする。

第2条施設整備課の事務分掌第3号中「土木構造物の整備及び」を「送水管、配水本管、連絡管路等及び土木構造物の整備並びに」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎  
川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改  
正する規程

川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第12条関係)

区分	種類	呼び径及び規格							
管・継手類	水道用ダクタイル 鋳鉄管	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450						
		規格	直管	J W W A G 113 (1種管 NS形)					
				J W W A G 120 (1種管 GX形)					
			異形管	J W W A G 114 (NS形 内面粉体塗装)					
				J W W A G 121 (GX形)					
				本市で規格するもの					
		呼び径	500 600 700 800 900 1000						
		規格	直管	J W W A G 113 (NS形)					
			異形管	J W W A G 114 (NS形 内面粉体塗装)					
	水道用ダクタイル 鋳鉄管及び異形管 用接合部品	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450 500 600 700 800 900 1000						
		規格	J W W A G 113及びG 114の附属書B及び附属書C (NS形及びフランジ形)						
			J W W A G 120及びG 121の附属書B及び附属書C (GX形)						
			本市で規格するもの						
	ダクタイル鋳鉄管 用特殊押輪	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450 500 600 700 800 900 1000						
規格		本市で規格するもの							
不断水用割T字管	呼び径	取り出し口径 75 100 150 200 250 300 350 400 450 500 600 700 800 900 1000							
	規格	本市で規格するもの							
不断水用溶接短管	呼び径	取り出し口径 75 100 150 200 250 300 350 400 450 500 600 700 800 900 1000							
	規格	本市で規格するもの							
弁類	水道用ソフトシー ル仕切弁	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450 500						
		規格	NS形・GX形			J W W A B 120 (3種 内ねじ式 右回り開き)			
			その他の接合形式			J W W A B 120 (2種 内ねじ式 右回り開き)			
			本市で規格するもの						
	水道用ダクタイル 鋳鉄(メタルシー ト)仕切弁	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450 500						
		規格	J W W A B 122 (2種 内ねじ式 右回り開き)						
	水道用歯車付仕切 弁	呼び径	400 450 500 600 700 800 900 1000						
		規格	J W W A B 131 (右回り開き 内面粉体塗装)						
	水道用補修弁	呼び径	75 100						
		規格	J W W A B 126 (2種 レバー式ボール弁 上側GF形フランジ 外面粉体塗装)						
本市で規格するもの									
水道用急速空気弁	呼び径	75 100 150							
	規格	J W W A B 137 (2種 内外面粉体塗装)							
その他の 用具	鉄蓋(円形)	規格	本市で規格するもの						
	仕切弁・空気弁 ボックス(円形)	規格	J W W A K 148						
		本市で規格するもの							
	ポリエチレンス リーブ	規格	J W W A K 158						
	ポリエチレンス リーブ固定用ゴム バンド及び締め具	規格	J W W A K 158の附属書A及び附属書B						
	管明示テープ	規格	本市で規格するもの						
管明示シール	規格	本市で規格するもの							

別表第2 (第17条関係)

区分	種類	呼び径及び規格	
弁類	水道用ソフトシー ル仕切弁	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450 500
		規格	J W W A B 120 (フランジ形 2種、3種 右回り開き)

水道用ダクティル 鋳鉄(メタルシ ート)仕切弁	呼び径	75 100 150 200 250 300 350 400 450 500
	規格	J W W A B 122 (2種、3種 右回り開き)
水道用歯車付仕切 弁	呼び径	400 450 500 600 700 800 900 1000
	規格	J W W A B 131 (右回り開き 内面粉体塗装)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月24日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎  
川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程第28号)の一部を次のように改正する。

第18号様式委託契約約款第31条(注)を次のように改める。

(注) 長期継続契約を設定する場合は、次の項を付け加える。

第18号様式委託契約約款第31条に次の1項を加える。

2 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

第18号様式委託契約約款に次の(注)及び3条を加える。

(注) 債務負担行為を設定する場合は、次の条項を付け加える。ただし、特定業務委託契約を締結しない場合は、第41条を第33条とし、第42条を第34条とし、第43条を第35条として付け加える。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第20条中「契約期間」とあるのは「契約書記載の業務

完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、「委託代金」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における業務既済部分の相当金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に内払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第20条の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第20条の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分( 円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における業務既済部分の相当金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第20条の規定にかかわらず、受注者は、業務既済部分の相当金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における業務既済部分の相当金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長し、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の内払の特則)

第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務既済部分の相当金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について内払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に内払の支払を



請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の内払金の額については、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{内払金の額} &\leq \text{委託契約金} \times 9 / 10 \\ &\quad - (\text{前会計年度までの支払金額} \\ &\quad + \text{当該会計年度の内払金額}) \\ &\quad - \{ \text{委託契約金} - (\text{前年度までの出来高予定額} \\ &\quad + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} \\ &\quad / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

第23号様式中

「監督員 \_\_\_\_\_  
職氏名 \_\_\_\_\_ 印」

を

「監督員 \_\_\_\_\_  
職氏名 \_\_\_\_\_ 印」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程第18号様式の規定は、この規程の施行の日前に公告その他の契約の申込みの誘引を行った契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

**川崎市上下水道局規程第9号**

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎  
川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第75条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 税金預り金

第91条を次のように改める。

第91条 削除

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市上下水道局規程第11号**

川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎  
川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年川崎市水道局規程第23号）の一部を次のように改正する。

第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 工事打合せ簿

第14条中第12号を削り、第13号を第11号とする。

第17条第3項中「第14条に定める協議書、打合せ簿又はその他監督員の指示により必要と考えられる資料等」を「工事打合せ簿等」に改める。

第1号様式中「請負人」を「受注者」に改める。

第3号様式中

「  
請 負 人  
」

を

「  
受 注 者  
」

に改める。

第5号様式中

「  
変更工期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで  
」

を

「  
変更工期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで  
」

に改め、同様式一般監督員の項、主任監督員の項及び総括監督員の項中「印」を削る。

第7号様式中

「  
変 更 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 から \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで  
」

を

「  
変 更 工 期 \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで  
」

に、

「  
請 負 人  
」

を

「  
受 注 者  
」

に改め、同様式一般監督員職氏名の項、主任監督員職氏名の項、総括監督員職氏名の項及び完成検査員職氏名の項中「印」を削り、

④完成検査員評定点	点
⑤法令遵守等	点
⑥評 定 点 計	点

を

④完成検査員評定点	点
⑤法令遵守等	点

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正前の川崎市上下水道局請負工事監督規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

### 川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局委託業務監督規程の一部

を改正する規程

川崎市上下水道局委託業務監督規程（平成18年3月31日水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

- 第4条中「工程等」を「日程等」に改める。
- 第9条、第10条及び第13条中「受託者」を「受注者」に改める。
- 第14条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。
  - 業務日程表
    - 第14条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。
- 委託打合せ簿
  - 第14条中第10号及び第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。
  - 第15条の見出し中「受託者」を「受注者」に改め、同条中「受託者」を「受注者」に、「工程表」を「日程表」に改める。

第16条中「受託者」を「受注者」に改める。

第17条第1項中「受託者」を「受注者」に改め、同条第3項中「それぞれ協議書又は打合せ簿等」を「委託打合せ簿等」に改める。

第18条、第20条、第22条、第24条及び第27条中「受託者」を「受注者」に改める。

第1号様式中「受託者」を「受注者」に改める。

第3号様式中

「  
受 託 者  
」

を

「  
受 注 者  
」

に改める。

第4号様式中一般監督員の項、主任監督員の項及び総括監督員の項中「印」を削る。

第6号様式中

「  
受 託 者  
」

を

「  
受 注 者  
」

に改め、同様式総括監督員職氏名の項、主任監督員職氏名の項、一般監督員職氏名の項及び検査員職氏名の項中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規程による改正前の川崎市上下水道局委託業務監督規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

### 川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局企業職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員研修規程の一部

を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員研修規程（平成元年川崎市水道局規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 人材育成課研修 総務企画局人事部人材育成課に



この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市上下水道局規程第16号**

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第5中

11 骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
12 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
13 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
14 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの（以下「短期の介護に係る要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間

を

11 会計年度任用職員の配偶者等の出産	配偶者等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までに
---------------------	--

12 骨髄又は末梢血幹細胞の提供	3日の範囲内の期間 その都度必要と認める期間
13 夏季における健康保持	1の年の7月1日から10月31日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
14 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
15 会計年度任用職員の育児参加	配偶者等が出産する場合であってその分べん予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子を養育するとき、当該期間内において5日の範囲内の期間
16 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの（以下「短期の介護に係る要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
17 不妊治療	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲以内の期間

に改め、同表備考に次の3項を加える。

11関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

15関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が

6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

17関係

- (1) この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。
- (2) 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合（管理者の定める場合を含む。）の日数は、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数（0日を下回るときは、0日）とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」を削る。

第18条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第10号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和4年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指 定 番 号 第1841号

氏名又は名称 株式会社アップ総合企画

住 所 川崎市川崎区元木二丁目5番16号

代表者氏名 田中 勇人

指 定 年 月 日 令和4年4月1日

有 効 期 限 令和9年3月31日

2 指 定 番 号 第1842号

氏名又は名称 株式会社CREW

住 所 横浜市西区平沼二丁目1-9  
コーポ平沼301

代表者氏名 鈴木 直人

指 定 年 月 日 令和4年4月1日

有 効 期 限 令和9年3月31日

3 指 定 番 号 第1843号

氏名又は名称 株式会社住まいる安心レスキュー

住 所 東京都足立区入谷九丁目31番8号

代表者氏名 川内 敏広

指 定 年 月 日 令和4年4月1日

有 効 期 限 令和9年3月31日

川崎市上下水道局告示第11号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指 定 番 号 第422号

氏名又は名称 株式会社昭和技研

住 所 東京都品川区平塚一丁目11番17号

代表者氏名 (新) 中村 彰男

(旧) 中村 潔

- 変更年月日 令和4年2月1日
- 2 指定番号 第1259号  
氏名又は名称 株式会社ライフサポート  
住 所 (新) 東京都三鷹市牟礼五丁目8番18号信濃ビル  
(旧) 東京都渋谷区大山町45番18号代々木上原ウエストビル3階
- 代表者氏名 田辺 功  
変更年月日 令和3年9月21日
- 3 指定番号 第1396号  
氏名又は名称 (新) ティーケイケイエンジニアリング株式会社  
(旧) 都市拡業株式会社  
住 所 横浜市南区三春台25番地
- 代表者氏名 田尻 晴也  
変更年月日 令和4年1月26日
- 4 指定番号 第1488号  
氏名又は名称 株式会社TCS  
住 所 (新) 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目3番17号  
(旧) 神奈川県座間市ひばりが丘三丁目24番32号
- 代表者氏名 加藤 良文  
変更年月日 平成28年7月13日

#### 川崎市上下水道局告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、川崎市上下水道局財務規程(昭和39年水道局規程第8号)第38条の2第3項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和4年3月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 名称  
ヤフー株式会社
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 3 納付させる収入  
水道料金及び下水道使用料
- 4 納付の対象とするクレジットカード  
VISA  
MasterCard  
JCB  
American Express  
Diners Club
- 5 指定日  
令和4年3月25日
- 6 指定納付受託開始日  
令和4年4月1日

#### 川崎市上下水道局告示第13号

川崎市排水設備指定工事店の更新について  
川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第9条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定を更新したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和4年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定有効期間  
令和4年 5月1日から  
令和9年 4月30日まで
- 2 指定工事店
  - 指定番号 866  
商号又は名称 有限会社山口商会  
営業所所在地 神奈川県愛甲郡愛川町中津1918番地  
代表者氏名 木藤 和範  
指定番号 864  
商号又は名称 株式会社シティスケープ  
営業所所在地 横浜市港北区新横浜2丁目14番地30  
代表者氏名 川野 優  
指定番号 483  
商号又は名称 有限会社ハマ工業  
営業所所在地 横浜市瀬谷区南瀬谷1丁目57番地の13  
代表者氏名 青木 宏彰  
指定番号 480  
商号又は名称 有限会社トウシン工業  
営業所所在地 相模原市南区相模大野7丁目26番2号  
代表者氏名 伊藤 勝久  
指定番号 486  
商号又は名称 株式会社トラスト住宅設備  
営業所所在地 神奈川県大和市上草柳3丁目19番7号  
代表者氏名 山根 純一郎  
指定番号 692  
商号又は名称 星崎設備工業株式会社  
営業所所在地 横浜市青葉区たちばな台2丁目3番地64  
代表者氏名 星崎 学  
指定番号 695  
商号又は名称 有限会社シチグ設備工業  
営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区川島町651番地ハイム向台1-303  
代表者氏名 七宮 宏治  
指定番号 498  
商号又は名称 株式会社田辺水道工務店

営業所所在地 横浜市保土ヶ谷区仏向西17番14号  
 代表者氏名 田邊 徹二  
 指 定 番 号 1026  
 商号又は名称 洋設備設計事務所  
 営業所所在地 川崎市宮前区潮見台14番11-1号  
 代表者氏名 高田 洋士  
 指 定 番 号 484  
 商号又は名称 ソウシン産業株式会社  
 営業所所在地 相模原市緑区二本松1丁目20番6号  
 代表者氏名 山崎 敏男  
 指 定 番 号 497  
 商号又は名称 日比工業株式会社  
 営業所所在地 横浜市南区大岡5丁目23-24-104  
 代表者氏名 松原 哲人  
 指 定 番 号 1023  
 商号又は名称 三共住販株式会社  
 営業所所在地 横浜市港南区港南台1丁目10番2号  
 川之上ビル壱番館2階  
 代表者氏名 村岸 市郎  
 指 定 番 号 479  
 商号又は名称 ワンタイ建設株式会社  
 営業所所在地 横浜市都筑区池辺町1723番地  
 代表者氏名 坂口 征夫  
 指 定 番 号 685  
 商号又は名称 有限会社イワマ設備  
 営業所所在地 相模原市緑区根小屋2573番地9  
 代表者氏名 岩間 裕文  
 指 定 番 号 690  
 商号又は名称 有限会社杉崎水道  
 営業所所在地 相模原市緑区城山3丁目1番24号  
 代表者氏名 杉寄 貴之  
 指 定 番 号 1029  
 商号又は名称 ひなゆ合同会社  
 営業所所在地 横浜市神奈川区反町2丁目14番地1  
 マジORITYービル2F  
 代表者氏名 依田 博樹  
 指 定 番 号 865  
 商号又は名称 豊建設株式会社  
 営業所所在地 神奈川県伊勢原市東富岡959番地10  
 代表者氏名 渡辺 宇之助  
 指 定 番 号 1028  
 商号又は名称 株式会社和社工業  
 営業所所在地 川崎市幸区小向仲野町4番14号  
 代表者氏名 脇田 基  
 指 定 番 号 686  
 商号又は名称 株式会社杉崎管工  
 営業所所在地 横浜市旭区今宿西町377番地19  
 代表者氏名 杉崎 久志

指 定 番 号 867  
 商号又は名称 有限会社中央エアコン  
 営業所所在地 川崎市宮前区西野川1丁目20番24号  
 代表者氏名 平山 正知  
 指 定 番 号 868  
 商号又は名称 矢島建設工業株式会社  
 営業所所在地 川崎市多摩区東生田4丁目8番30号  
 代表者氏名 矢島 秀一

川崎市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

令和4年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
令和4年3月31日
- 2 終末処理場の位置及び名称
 

(1) 幸区南加瀬4丁目40番22号	加瀬水処理センター
(2) 中原区宮内3丁目22番1号	等々力水処理センター
(3) 麻生区上麻生6丁目15番1号	麻生水処理センター
- 3 排除施設の方法
  - (1) 合流式
  - (2) 分流式
- 4 下水を排除及び処理する区域
  - (1) 分流式（加瀬水処理センター）  
高津区久末の一部
  - (2) 分流式（等々力水処理センター）  
高津区久地2丁目の一部  
高津区東野川2丁目の一部  
宮前区有馬7丁目の一部  
宮前区東有馬2丁目の一部  
宮前区東有馬5丁目の一部  
宮前区野川本町1丁目の一部  
宮前区西野川2丁目の一部  
宮前区犬蔵1丁目の一部  
宮前区犬蔵2丁目の一部  
宮前区菅生2丁目の一部  
宮前区平3丁目の一部  
宮前区初山1丁目の一部  
多摩区登戸の一部  
多摩区生田8丁目の一部  
麻生区高石3丁目の一部

麻生区高石6丁目の一部  
 多摩区栞形1丁目の一部  
 麻生区東百合丘4丁目の一部  
 (3) 分流式(麻生水処理センター)  
 麻生区上麻生6丁目の一部  
 麻生区岡上の一部

5 縦覧

- (1) 開始日時  
 令和4年3月31日
- (2) 場所  
 川崎市上下水道局中部下水道事務所

川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所  
 川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所

**上下水道局公告**

**川崎市上下水道局公告第22号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 菅北浦地区下水枝線第60号工事
	履行場所 川崎市多摩区菅北浦1丁目、2丁目地内
	履行期間 契約の日から265日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。                  ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。                  イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。                  ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。                  ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。                  また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。                  ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません)。                  ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。                  本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。                  なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>



契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月18日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 有馬地区下水枝線第211号工事
	履行場所 川崎市宮前区有馬4丁目、有馬7丁目地内
	履行期間 契約の日から215日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年4月18日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名 江川ポンプ場ほか建設電気その7工事
	履行場所 川崎市中原区井田1-35-1ほか
	履行期間 契約の日から令和5年7月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成18年4月1日以降に有すること。</p> <p>下水道法第2条2の「下水道」に定義される下水道施設における運転操作設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年4月18日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

## 川崎市上下水道局公告第23号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 麻生ふれあいの広場屋外トイレ新築工事
	履行場所 川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期間 契約の日から令和4年9月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年5月9日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階）)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第5号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原秀夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和29年交通部規程第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表中

定期乗車券	営業所又は車庫、乗車券発売所
-------	----------------

を

定期乗車券	営業所、乗車券発売所
-------	------------

に改める。

第26条第5項中「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当。))」を削る。

別表第1中

〃	木月四丁目・平間駅前	上平間
小杉駅東口	元住吉・木月四丁目	井田病院

を

小杉駅東口	元住吉・木月四丁目	井田病院
-------	-----------	------

に、

神木本町		〃
------	--	---

を

神木本町		〃
蔵敷団地	蔵敷(浄水場通り)・向丘出張所	〃

に、

--	--	--

菅生車庫	犬蔵・向丘出張所	〃
北部市場前	〃	〃
宮前平駅	犬蔵	白幡八幡前

を

宮前平駅	犬蔵	白幡八幡前
------	----	-------

に、

北部市場前	犬蔵	宮前平駅
宮前区役所前	清水台・蔵敷(浄水場通り)・長沢	聖マリアンナ医科大学前

を

宮前区役所前	清水台・蔵敷(浄水場通り)・長沢	聖マリアンナ医科大学前
--------	------------------	-------------

に、

菅生車庫	犬蔵	宮前平駅
〃	犬蔵・宮前平駅	宮前区役所前
聖マリアンナ医科大学前	長沢・清水台・犬蔵	鷺沼駅

を

聖マリアンナ医科大学前	長沢・清水台・犬蔵	鷺沼駅
-------------	-----------	-----

に、

〃	登戸駅多摩川口・五所塚	菅生車庫
〃	〃	鷺ヶ峰営業所前

を

〃	登戸駅多摩川口・五所塚	鷺ヶ峰営業所前
---	-------------	---------

に、

中野島多摩川住宅	登戸駅多摩川口・五所塚	菅生車庫
〃	〃	鷺ヶ峰営業所前

を

中野島多摩川住宅	登戸駅多摩川口・五所塚	鷺ヶ峰営業所前
----------	-------------	---------

に改める。

別表第2中

菅生車庫	〃	〃
白幡八幡前		〃

を

白幡八幡前		〃
-------	--	---

に改める。

別表第9中

〃	木月四丁目・平間駅前	上平間
横須賀線小杉駅	小杉駅東口・木月四丁目	井田営業所前

を

横須賀線小杉駅	小杉駅東口・木月四丁目	井田営業所前
---------	-------------	--------

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月27日から施行する。ただし、第13条第1項及び第26条第5項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第6号

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月25日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局広告取扱規程（平成27年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

車内額面 広告	上平間営業所	7日間	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ)	18,600
		14日間		31,000
		1箇月間		46,500
	塩浜営業所	7日間		27,300
		14日間		45,500
		1箇月間		68,250
	井田営業所	7日間		16,200
		14日間		27,000
		1箇月間		40,500
	鷺ヶ峰営業所	7日間		22,500
		14日間		37,500
		1箇月間		56,250
鷺ヶ峰営業所 菅生車庫	7日間	8,100		
	14日間	13,500		
	1箇月間	20,250		

を

車内額面 広告	上平間営業所	7日間	縦36.4cm×横51.5cm (B3サイズ)	18,600
		14日間		31,000
		1箇月間		46,500
	塩浜営業所	7日間		27,300
		14日間		45,500
		1箇月間		68,250
	井田営業所	7日間		16,200
		14日間		27,000
		1箇月間		40,500
	鷺ヶ峰営業所	7日間		30,600
		14日間		51,000
		1箇月間		76,500

に、

ラッピングバス広告(塩浜営業所・上平間営業所・井田営業所)	1年間	前面及び屋根以外の外面とし、当該定期路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色とする。	1,000,000
	6箇月		600,000
	3箇月		370,000
	1箇月		200,000
ラッピングバス広告(鷺ヶ峰営業所・鷺ヶ峰営業所菅生車庫)	1年間	車体の窓、扉等のガラス部分に表示しない。 1車体には1広告とする。	800,000
	6箇月		480,000
	3箇月		300,000
	1箇月		160,000

を

ラッピングバス広告(塩浜営業所・上平間営業所・井田営業所)	1年間	前面及び屋根以外の外面とし、当該定期路線バスの車体窓から上部は、広告物の地色1色とする。	1,000,000
	6箇月		600,000
	3箇月		370,000
	1箇月		200,000
ラッピングバス広告(鷺ヶ峰営業所)	1年間	車体の窓、扉等のガラス部分に表示しない。 1車体には1広告とする。	800,000
	6箇月		480,000
	3箇月		300,000
	1箇月		160,000

に改める。

附 則

この規程は、令和4年3月27日から施行する。

### 川崎市交通局規程第7号

川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市個人情報保護条例施行規程の一部を  
改正する規程

川崎市個人情報保護条例施行規程（昭和60年交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当))」を削る。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### 川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程

川崎市交通局分課分掌規程（昭和27年交通部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

企画管理部

庶務課

- (1) 職員の勤務条件に関する事。
- (2) 労働組合との調整に関する事。
- (3) 職員の給与に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員の被服の貸与に関する事。

庶務係

- (1) 局内の連絡調整に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。
- (3) 条例、規程等の調整及び審査に関する事。
- (4) 公文書の收受発送及び保管に関する事。
- (5) 公印の総括管理に関する事。
- (6) 市議会に関する事。
- (7) 危機管理の総合調整に関する事。
- (8) 広報及び広聴の総合調整に関する事。
- (9) 局報の発行に関する事。
- (10) 庁内管理に関する事。

(11) 乗用自動車の管理に関する事（他の所管に属するものを除く。）

(12) 局内他課の主管に属しないこと。

職員係

- (1) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他身分取扱いに関する事。
- (2) 職員計画に関する事。
- (3) 職員の選考に関する事。
- (4) 職員の人事評価に関する事。
- (5) 職員の研修に関する事（安全・サービス課の所管に属するものを除く。）
- (6) 職員の公務災害に関する事。
- (7) 職員の衛生管理及び安全管理に関する事。

経営企画課

- (1) 経営計画の策定、調整及び進行管理に関する事。
- (2) 経営の分析及び改善に関する事。
- (3) 企画及び総合調整に関する事。
- (4) 局の行財政改革の推進に関する事。
- (5) 国庫補助金に関する事。
- (6) 情報化推進の総合調整に関する事。

経理課

- (1) 工事その他の請負契約に関する事。
- (2) 物件の購入及び修繕契約に関する事。
- (3) 物件の売却契約に関する事。
- (4) その他用度に関する事。

出納係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 預金現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (3) 会計証拠書類及び会計帳簿の審査保管に関する事。
- (4) 出納及び収納取扱金融機関に関する事。
- (5) 資金調達（企業債を除く。）に関する事。
- (6) 債券の管理、保管及び受取利息に関する事。
- (7) 固定資産の総括管理及び減価償却に関する事。
- (8) 財産の損害保険に関する事（安全・サービス課が所管するものを除く。）
- (9) 不用品の処分に関する事。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 企業債に関する事。
- (3) 財務諸表の作成に関する事。

自動車部

管理課

- (1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理に関する事。
- (2) 乗車券類に関する事。

- (3) 乗車料金に関する事。
- (4) 運輸収入等の精算に関する事。
- (5) 乗車券発売所に関する事。
- (6) 停留所施設の整備及び維持管理に関する事。
- (7) 営業所施設の管理、改修等に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 広告に関する事。
- (10) その他営業推進に関する事。
- (11) 部内他課の主管に属しない事。

運輸課

運輸係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 運行に関する事。
- (3) 運行計画の策定、変更及び実施に関する事。
- (4) 走行環境整備に関する事。
- (5) 自動車運転手及び誘導員の配置計画に関する事。
- (6) 車内放送及び方向幕に関する事。
- (7) 貸切バス事業に関する事。
- (8) 課内他係の主管に属しない事。

車両係

- (1) 営業車両の維持管理に関する事。
- (2) 営業車両の整備及び検査の計画に関する事。
- (3) 営業車両の仕様に関する事。
- (4) 営業所整備係との指導連絡調整に関する事。
- (5) 営業所の整備係員の配置計画に関する事。

安全・サービス課

- (1) 輸送の安全の確保に係る基本的な方針及び計画の策定並びに事業の実施に関する事。
- (2) 輸送の安全の確保に係る内部監査の実施及び業務の改善に関する事。
- (3) 輸送の安全に係る文書等の管理及び情報の公表その他運輸安全マネジメントに関する事。
- (4) 自動車運転手の指導教育に関する事。
- (5) 自動車の保険及び事故に関する事。
- (6) お客様サービスの向上に係る調査、分析及び企画に関する事。
- (7) 広聴に関する事。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市交通局事務決裁規程（昭和55年交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 課長 分課分掌規程第2条に掲げる課の長（担当課長を含む。）及び川崎市交通局現業機関設置規程第2条第2項に掲げる営業所の長をいう。

別表中「営業所長等」を「営業所長」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局公印規程の一部を改正する規程  
川崎市交通局公印規程（昭和54年交通局規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

(ク)	分任企業出納員印	〃	方18	分任企業出納員（管理課長及び安全・サービス課長）名で発する領収書	管理課長	管理課
-----	----------	---	-----	----------------------------------	------	-----

」

を

「

(ク)	分任企業出納員印	〃	方18	分任企業出納員（管理課長、運輸課長及び安全・サービス課長）名で発する領収書	管理課長	管理課
-----	----------	---	-----	---------------------------------------	------	-----

」

に、

「

(コ)	分任企業出納員印	〃	方18	分任企業出納員（鶯ヶ峰営業所担当課長（管生車庫担当）名で発する領収書	鶯ヶ峰営業所担当課長（管生車庫担当）	鶯ヶ峰営業所管生車庫
(サ)	契印	〃	縦34横14角なし	一般公文書の割印	庶務課長	庶務課

」

を

(コ) 契印	縦34横14 角なし	一般公文書 の割印	庶務課長	庶務課
--------	---------------	--------------	------	-----

に改める。

別表第2中

(コ)	(サ)
川崎市交通 局分任企業 出納員印	川崎 市交通 局之印
鷺ヶ峰営業所 菅生車庫	

を

(コ)
川崎 市交通 局之印

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正  
する規程

川崎市交通局公文書取扱規程（昭和36年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び車庫」を削り、同条第5号中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）」を削る。

第6条第1項中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫担当を除く。）」を削る。

第8条第3項中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所と同一のもの）」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改  
正する規程

川崎市交通局現業機関設置規程（昭和30年交通部規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、鷺ヶ峰営業所に車庫を」を削り、同条第2項中「及び車庫」を削り、同項の表中

川崎市交通局鷺ヶ峰営業所	川崎市宮前区菅生ヶ丘41番1号
川崎市交通局鷺ヶ峰営業所菅生車庫	川崎市宮前区犬蔵3丁目5番1号

を

川崎市交通局鷺ヶ峰営業所	川崎市宮前区菅生ヶ丘41番1号
--------------	-----------------

に改める。

第3条第2項中「及び車庫」を削る。

第5条本文中「及び車庫」を削り、同条中第16号から第18号までを削り、第19号を第16号とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第13号

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「9月30日」を「10月31日」に改め、同表に次のように加える。

19 不妊治療	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
---------	---

別表第3備考18関係の次に次のように加える。

19関係

(1) 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。



(2) 短時間勤務職員が受けることができる期間は、5日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とし、当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とする。

(3) 付与日数の単位は、第10条第11項の規定を準用する。この場合において、同項後段中「8時間」とあるのは「7時間45分」と読み替えるものとする。

(4) この休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。  
別表第3の付表第2を次のように改める。

別表第3の付表第2

短時間勤務職員を除く職員に適用する夏季における健康保持による休暇日数表

採用等の日の属する月	7月	8月	9月	10月
休暇の日数	5日	3日	1.5日	—

短時間勤務職員に適用する夏季における健康保持による休暇日数表

1週間当たりの勤務日数	採用等の日の属する月別の休暇の日数			
	7月	8月	9月	10月
5日	5日	3日	1.5日	—
4日	4日	2.5日	1日	—
3日	3日	2日	1日	—
2日	2日	1日	0.5日	—
1日	1日	0.5日	—	—

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第11条関係）

特別休暇の基準

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	その都度必要と認める時間
2 地震、水害、火災その他の災害による会計年度任用職員の現住居の滅失又は損壊	1週間を超えない範囲内での都度必要と認める期間
3 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における事故発生防止のための措置	その都度必要と認める時間
4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭	同上
5 選挙権その他公民としての権利の行使	同上
6 会計年度任用職員の結婚等	結婚等の日の5日前の日から当該結婚等の日後1月を経過する日までの期間内に連続する5日の範囲内の期間
7 会計年度任用職員の出産	分べん予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
8 女性会計年度任用職員の生理	女性会計年度任用職員が請求した期間
9 会計年度任用職員の育児	会計年度任用職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合において1日2回それぞれ1回45分以内の時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間が4時間以内の日にあっては、1日1回45分以内の時間）
10 忌引	付表第1に定める日数の範囲内において必要と認める期間
11 会計年度任用職員の配偶者等の出産	配偶者等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までに3日の範囲内の期間

12 骨髄又は末梢血幹細胞 <small>しょうけつかんせう</small> の提供	その都度必要と認める期間
13 夏季における健康保持	1の年の7月1日から10月31日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
14 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
15 会計年度任用職員の育児参加	配偶者等が出産する場合であってその分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子を養育するとき、当該期間内において5日の範囲内の期間
16 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
17 不妊治療	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の局長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

備考

- 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- この表に定める期間には、週休日等を含むものとする。
- 特別休暇の基準は、この表に定めるもののほか勤務時間規程第2条の適用を受ける職員の例による。

11関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

15関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

17関係

(1) この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

(2) 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合(局長の定める場合を含む。)の日数は、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数(0日を下回るときは、0日)とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第15号

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程(平成13年交通局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び担当課長」を削る。

第4条第3号中ホをマとし、ネからへまでをノからホまでとし、ヌの次に次のように加える。

ネ 不妊治療のための休暇

(ア) 1日を単位としたもの 特休19

(イ) 半日を単位としたもの 半特19

(ウ) 時間を単位としたもの 時特19

第5条中「及び担当課長」を削る。

別表中

「	鷺ヶ峰営業所	所長
	鷺ヶ峰営業所営生車庫	担当課長

を

「	鷺ヶ峰営業所	所長
---	--------	----

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第16号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)。以下同じ。)」を削る。

別表第1担当課長の項を削る。

別表第6中「9月30日」を「10月31日」に改め、「鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第17号

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)。以下同じ。)」を削る。

別表第3中「9月30日」を「10月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年交通局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第19号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程（平成7年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当)。以下同じ。)」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市交通局規程第20号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者

交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年交通局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第21条中「(鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長(菅生車庫担当))」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局規程第21号**

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和40年交通局規程第11号）の一部を次のように改正する。第5条中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局規程第22号**

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程

川崎市交通局被服規程（昭和43年交通局規程第19号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）」を削る。

別表中「又は車庫」、「（鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）を含む。以下同じ。）」及び「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫の整備を担当する課長補佐・担当係長を含む。）」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局規程第23号**

川崎市交通局会計規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局会計規程等の一部を改正する規程

（川崎市交通局会計規程の一部改正）

第1条 川崎市交通局会計規程（平成25年交通局規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「管理課長」の次に「、運輸課長」を加え、「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰

営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）」を削り、同条第6項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 運輸課長 所管に属する諸収入金の収納  
第2条第7項中「又は車庫」を削る。

（川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程の一部改正）

第2条 川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程（平成26年交通局規程第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局規程第24号**

川崎市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局遺失物取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局遺失物取扱規程（昭和55年交通局規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）」を削る。

第3条中「又は車庫」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**交 通 局 告 示****川崎市交通局告示第1号**

川崎市交通局公印規程（昭和54年交通局規程第5号）第6条の規定により、次の名称の公印を廃止しますので、同規程第7条の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

分任企業出納員印

1 保管場所及び個数

交通局自動車部鷺ヶ峰営業所菅生車庫 1個  
 2 廃止年月日  
 令和4年3月31日

**川崎市交通局告示第2号**

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 篠原秀夫

1 受託者の所在地及び名称  
 所在地 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号  
 名称 川崎北部市場輸送サービス株式会社  
 代表者 代表取締役 沖島 由二郎

2 委託業務の種類  
 上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務

3 委託期間  
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**川崎市交通局告示第3号**

公金徴収業務の委託について

東急バス武蔵小杉案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 篠原秀夫

1 受託者の所在地及び名称  
 所在地 東京都目黒区東山三丁目8番地1  
 名称 東急バス株式会社  
 代表者 取締役社長 古川 卓

2 委託する業務の種類  
 東急バス武蔵小杉案内所における公金の徴収

3 委託期間  
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 履行場所  
 東急バス武蔵小杉案内所  
 (中原区小杉町3-492-1)

**川崎市交通局告示第4号**

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭

和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 篠原秀夫

1 受託者の所在地及び名称  
 所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5  
 名称 小田急バス株式会社  
 代表者 取締役社長 早川 弘之

2 委託する業務の種類  
 小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収

3 委託期間  
 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 履行場所  
 小田急バス新百合ヶ丘案内所  
 (麻生区上麻生1-20-1)

**川崎市交通局告示第5号**

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局鷺ヶ峰営業所乗車券販売窓口における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 篠原秀夫

1 受託者の所在地及び名称  
 所在地 東京都港区芝1-5-12  
 TOP浜松町ビル7階  
 名称 株式会社 TEI  
 代表者 代表取締役 三橋 弘

2 委託する業務の種類  
 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所乗車券販売窓口における公金の徴収

3 委託期間  
 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

**川崎市交通局告示第6号**

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局鷺ヶ峰営業所臨時定期券発売窓口における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 篠原秀夫

1 受託者の所在地及び名称  
 所在地 東京都港区芝1-5-12

TOP浜松町ビル7階  
名称 株式会社 TEI  
代表者 代表取締役 三橋 弘

2 委託する業務の種類

川崎市交通局鷺ヶ峰営業所臨時定期券発売窓口における公金の徴収

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市交通局告示第7号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局塩浜営業所乗車券販売窓口における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市高津区溝口3丁目1番1号  
名称 株式会社 坂口ビルクリーン  
代表者 代表取締役 坂口 幸一

2 委託する業務の種類

川崎市交通局塩浜営業所乗車券販売窓口における公金の徴収

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市交通局告示第8号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号  
名称 川崎鶴見臨港バス株式会社  
代表者 取締役社長 平位 武

2 委託する業務の種類

川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市交通局告示第9号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 平塚市八重咲町6番18号  
名称 神奈川中央交通東株式会社  
代表者 取締役社長 飯田 淳彦

2 委託業務の種類

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市交通局告示第10号

公金徴収業務の委託について

MaaSアプリ「EMot」による1日乗車券発売における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和4年3月31日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都新宿区西新宿1丁目8番3号  
名称 小田急電鉄株式会社  
代表者 取締役社長 星野 晃司

2 委託する業務の種類

MaaSアプリ「EMot」による1日乗車券発売における公金の徴収

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

交通局公告(調達)

川崎市交通局公告(調達)第4号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年4月11日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 中上 一夫

1 調達の名称

(1) 軽油A(4月~6月分)

予定数量 244キロリットル  
 (2) 軽油B (4月～6月分)  
 予定数量 320キロリットル  
 (3) 軽油C (4月～6月分)  
 予定数量 226キロリットル  
 (4) 軽油D (4月～6月分)  
 予定数量 340キロリットル  
 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
 交通局企画管理部経理課  
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
 (川崎御幸ビル9階)  
 3 契約の相手方を決定した日  
 令和4年3月16日  
 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 (1) 軽油A  
 中日本商事株式会社 東京支店  
 支店長 藤田 誠  
 東京都千代田区内神田1-3-1  
 トーハン第3ビル  
 (2) 軽油B  
 中日本商事株式会社 東京支店  
 支店長 藤田 誠  
 東京都千代田区内神田1-3-1  
 トーハン第3ビル  
 (3) 軽油C  
 中日本商事株式会社 東京支店  
 支店長 藤田 誠  
 東京都千代田区内神田1-3-1  
 トーハン第3ビル  
 (4) 軽油D  
 中日本商事株式会社 東京支店  
 支店長 藤田 誠  
 東京都千代田区内神田1-3-1  
 トーハン第3ビル  
 5 決定金額  
 (1) 軽油A 127,900円(1キロリットル当たり)  
 (2) 軽油B 127,900円(1キロリットル当たり)  
 (3) 軽油C 127,900円(1キロリットル当たり)  
 (4) 軽油D 127,900円(1キロリットル当たり)  
 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約  
 7 随意契約理由  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定による。

---

**川崎市交通局公告(調達)第5号**  
 落札者等の公示  
 川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。  
 令和4年4月11日  
 川崎市交通事業管理者  
 交通局長 中 上 一 夫

定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。  
 令和4年4月11日  
 川崎市交通事業管理者  
 交通局長 中 上 一 夫  
 1 調達の名称  
 いすゞ自動車純正部品購入(単価契約)  
 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
 交通局企画管理部経理課  
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
 (川崎御幸ビル9階)  
 3 契約の相手方を決定した日  
 令和4年3月25日  
 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 いすゞ自動車首都圏 株式会社 京浜臨海支店  
 京浜臨海支店 支店長 岩城 聡  
 川崎市川崎区大師河原1丁目3-2  
 5 契約金額  
 48,761,516円(税込み)  
 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約  
 7 随意契約理由  
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定による。

---

**川崎市交通局公告(調達)第6号**  
 落札者等の公示  
 川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。  
 令和4年4月11日  
 川崎市交通事業管理者  
 交通局長 中 上 一 夫  
 1 調達の名称  
 日野自動車純正部品購入(単価契約)  
 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
 交通局企画管理部経理課  
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
 (川崎御幸ビル9階)  
 3 契約の相手方を決定した日  
 令和4年3月25日  
 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 南関東日野自動車 株式会社 川崎支店  
 支店長 上田 直幸  
 川崎市川崎区四谷下町25番地6  
 5 契約金額  
 57,541,585円(税込み)  
 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
令和4年2月10日

**交 通 局 訓 令**

**川崎市交通局訓令第1号**

局内一般  
営業所

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程（昭和49年交通局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削る。

別表第1中「、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）」を削り、「7名」を「6名」に改める。

別表第2中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。）」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局訓令第2号**

局内一般  
営業所

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程（昭和49年交通局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鷺ヶ峰営業所	鷺ヶ峰営業所長
鷺ヶ峰営業所菅生車庫	鷺ヶ峰営業所担当課長 (菅生車庫担当)

を

鷺ヶ峰営業所	鷺ヶ峰営業所長
--------	---------

に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局訓令第3号**

局内一般  
営業所

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原秀夫

川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員服務規程（平成18年交通局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）」を削る。

第4条第1項中「住居届」の次に「（川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年交通部規程第7号）第12条の3第4項に規定する届出書をいう。次項において同じ。）」を加える。

第14条第2項中「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当）。以下同じ。）」を削る。

様式目次を次のように改める。

様式番号	名称	関係条文
1	履歴事項変更届	第4条第2項
2	職員証	第5条
3	職員き章	第7条
4	川崎市職員ICカード	第11条第2項
5	出勤状況報告書	第14条第2項
6	職務専念義務免除承認 営利企業従事等許可 申請書	第22条第2項、 第23条
7	職務専念義務免除承認書 営利企業従事等許可書	第22条第2項、 第23条

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式から第8号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市交通局訓令第4号**

局内一般  
営業所

川崎市交通局企業職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。



令和4年3月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 篠原 秀夫

川崎市交通局企業職員研修規程の一部を改正する訓令

川崎市交通局企業職員研修規程（昭和47年交通局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「行政改革マネジメント推進室」を「人材育成課」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「行政改革マネジメント推進室」を「人材育成課」に、「総務企画局」を「総務企画局人事部」に改める。

第5条中「行政改革マネジメント推進室」を「人材育成課」に改め、「（鷺ヶ峰営業所菅生車庫においては、鷺ヶ峰営業所担当課長（菅生車庫担当））」を削る。

第6条（見出しを含む。）中「行政改革マネジメント推進室」を「人材育成課」に改める。

第9条第3項第2号中「職員研修所」を「人材育成課」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

## 病 院 局 規 程

### 川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄  
川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第3条中「庶務課長」を「経営管理を担当する担当課長」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（帳簿の照合）

第15条の2 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第22条第2項中「うちに」を「翌々日（その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日）までに」に、「翌日に預け入れることができる」を「この限りでない」に改め、同条第4項中「収納済通知書」を「収納済通知書等」に改める。

第28条第1項中「支出の原因となるべき契約その他の

行為については」を「支出負担行為をしようとするときは」に、「管理者が別に定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 報酬、給料、職員手当その他給与費で支給額及び支給期日の定めのあるもの
- (2) 退職年金等及び旅費
- (3) 電気、水道、ガス、電話及びテレビの使用料、ごみ、粗大ごみ及び汚泥の処理の手数料、浄化槽等の清掃手数料その他の経常的かつ定期的に支払う経費
- (4) 料金後納郵便料及び公金取扱手数料
- (5) 有料道路通行料及び駐車場使用料（即時払により一時的に使用する場合に限る。）
- (6) 入院患者及び院内保育の保育園児に係る給食材料費（患者外付添食に係るもの含む。）
- (7) 新聞、官報、追録、定期的に刊行される雑誌その他零細なもので、毎月支払われるもの
- (8) 建物等の軽易な（10万円以下）小破修繕料
- (9) その他管理者が特に必要と認めたもの

第31条第3号中「送金払」を「隔地払」に改める。

第35条第1項中「管理者が指定する書面又は」を削り、「口座振替依頼データ」を「口座振替依頼データ等」に改め、「通知し」の次に「債権者の預金口座に振り替えさせ」を加える。

第44条第1項中「課長」の次に「（病院事務局庶務課にあつては経営管理を担当する担当課長）」を加える。

第46条第3項中「甲祭料、供花料等の」を削り、「事務局長」の前に「経理担当課長又は」を加える。

第48条の2の次に次の1条を加える。

（概算払の精算）

第48条の3 概算払を受けた者は、その用件終了後、7日以内に概算払精算書を作成し、決裁を受けなければならない。ただし、旅費の概算払をした場合で、その受領額と精算額とに過不足がなかったときは、概算払精算書の作成を省略することができる。

2 概算払を受けた者は、精算残金があるときは、直ちに収納取扱金融機関に払い込み、当該領収証を概算払精算書に添付しなければならない。

第51条第2項中「から第21条まで」を「、第20条第1項、第21条」に改める。

第91条中「その許可を受け」を削る。

第97条の次に次の1条を加える。

（延滞金）

第97条の2 管理者は、行政財産の使用料について、川崎市病院局債権管理規程（平成26年川崎市病院局規程第10号）第4条の督促をしたときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

2 前項の延滞金は、当該督促に係る使用料の額が2,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、使用料の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、使用料の額の一部につき納入があったときは、その納入の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納入があった使用料の額を控除した額とする。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第103条中「(以下「借受人」という。)は」を「は、競争入札による場合その他管理者が必要がないと認める場合を除き」に改め、「その許可を受け」を削り、同条を同条第1項とし、次の1項を加える。

2 管理者は、前項の規定により申請があった場合は、当該普通財産を貸し付けるか否かを決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

第103条の次に次の1条を加える。

(契約)

第103条の2 普通財産の貸付の相手方(以下「借受人」という。)を決定したときは、管理者は、借受人と契約を締結するものとする。

第105条を次のように改める。

(貸付料)

第105条 普通財産の貸付料(以下「貸付料」という。)については、第96条の規定を準用する。ただし、競争入札又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第2号、第3号、第4号、第8号若しくは第9号の規定により契約したときの貸付料は、この限りでない。

第107条中「、第93条」を削り、「第96条」を「第97条」に改める。

第115条第1項中「5月20日までに」を削り、「同月25日」を「5月末日」に改める。

第119条第1項中「5月25日までに」を「終了後、」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第97条の2第2項(第107条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の

規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に契約し、又は入札に参加され、若しくは申請された行政財産又は普通財産の借受けに伴う貸付料の延滞料については、なお従前の例による。

#### 川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院局事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院局事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年3月31日病院局規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1 井田病院の項中

薬剤師及び診療放射線技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00	1 日勤 勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし	4週間を通じ8日
		2 変則勤務 16:30~翌日の9:00	2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	2 変則勤務 勤務時間中において15分ずつ2回	

を

薬剤師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00	1 日勤 勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし	4週間を通じ8日
		2 変則勤務 16:30~翌日の9:00	2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	2 変則勤務 勤務時間中において15分ずつ2回	
診療放射線技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00	1 日勤 勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし	4週間を通じ8日
		2 変則勤務 (1) 7:30~16:00 (2) 16:30~翌日の9:00	(1) 勤務時間の途中において45分 (2) 勤務時間の途中において1時間	(1) なし (2) 勤務時間中において15分ずつ2回	

に、

看護師(病棟(透析室を除く。)勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00~15:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において45分	交替勤務 (1) なし	4週間を通じ8日
		(2) 8:30~17:00	(2) 勤務時間の途中において45分	(2) なし	
		(3) 10:30~19:00	(3) 勤務時間の途中において45分	(3) なし	
		(4) 12:00~20:30	(4) 勤務時間の途中において45分	(4) なし	
		(5) 16:30~翌日の1:00	(5) 勤務時間の途中において45分	(5) なし	
		(6) 0:30~9:00	(6) 勤務時間の途中において45分	(6) 勤務時間中において15分	

看護師(透析室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし	日曜日及び4週間を通じ4日
		2 変則勤務 (1) 7:30~16:00 (2) 10:30~19:00 (3) 12:00~20:30		2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし	
看護師(外来勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし	4週間を通じ8日
		2 変則勤務 (1) 10:30~19:00 (2) 12:30~21:00 (3) 16:30~翌日の1:00 (4) 0:30~9:00		2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) 勤務時間中において15分	

を

看護師(病棟勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00~15:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において45分	交替勤務 (1) なし	4週間を通じ8日
		(2) 8:30~17:00	(2) 勤務時間の途中において45分	(2) なし	
		(3) 10:30~19:00	(3) 勤務時間の途中において45分	(3) なし	
		(4) 12:00~20:30	(4) 勤務時間の途中において45分	(4) なし	
		(5) 16:30~翌日の1:00	(5) 勤務時間の途中において45分	(5) なし	
		(6) 0:30~9:00	(6) 勤務時間の途中において45分	(6) 勤務時間中において15分	
		(7) 16:30~翌日の9:30	(7) 勤務時間の途中において1時間30分	(7) 勤務時間中において15分ずつ2回	
看護師(手術室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし	4週間を通じ8日

		2 変則勤務 (1) 7:30~16:00 (2) 12:00~20:30		2 変則勤務 (1) なし (2) なし	
看護師 (外来勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00  2 変則勤務 (1) 7:30~16:00 (2) 10:30~19:00 (3) 12:30~21:00 (4) 16:30~翌日の1:00 (5) 0:30~9:00	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし  2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) 勤務時間中において15分	4週間を通じ8日
看護師 (透析室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30~17:00  2 変則勤務 (1) 7:30~16:00 (2) 10:30~19:00 (3) 12:00~20:30	勤務時間の途中において45分	1 日勤 なし  2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし	日曜日及び4週間を通じ4日

に改める。

別表第5中

「

15 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間(病院企業職給料表(3)又は病院企業職給料表(4)の適用を受ける職員で病院に勤務するものにあつては、1の年の6月1日から10月31日までの間)において5日の範囲内の期間
---------------	---

を

「

15 夏季における健康保持	1の年の7月1日から10月31日までの間(病院企業職給料表(3)又は病院企業職給料表(4)の適用を受ける職員で病院に勤務するものにあつては、1の年の6月1日から10月31日までの間)において5日の範囲内の期間
---------------	--

に改める。

別表第5備考に次の1項を加える。

19関係

(1) 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。

(2) 短時間勤務職員が受けることができる期間は、5日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とし、当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつ

に、

「

18 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合、1の年において5日(短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
----------	--

」

を

「

18 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合、1の年において5日(短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間
19 不妊治療	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

」

ては、10日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とする。

(3) 付与日数の単位は、第16条第11項の規定を準用する。この場合において、同項後段中「8時間」とあるのは「7時間45分」と読み替えるものとする。

(4) この休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、

休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第5中

11 骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
12 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間（勤務時間規程第2条の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して管理者が必要と認める会計年度任用職員にあっては、1の年の6月1日から10月31日までの間）において付表第2に定める範囲内の期間
13 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間

14 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの（以下「短期の介護に係る要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
----------	---

11 会計年度任用職員の配偶者等の出産	配偶者等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後4週間を経過するまでに3日の範囲内の期間
12 骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
13 夏季における健康保持	1の年の7月1日から10月31日までの間（勤務時間規程第2条の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して管理者が必要と認める会計年度任用職員にあっては、1の年の6月1日から10月31日までの間）において付表第2に定める範囲内の期間
14 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
15 会計年度任用職員の育児参加	配偶者等が出産する場合であってその分べん予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子を養育するとき、当該期間内において5日の範囲内の期間

16 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
17 不妊治療	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

に改める。

別表第5備考に次の3項を加える。

11関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

15関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

17関係

(1) この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

(2) 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合(1の年において任用期間の初日前10日間に会計年度任用職員であった者が、会計年度任用職員として任用される場合を含む。)の日数は、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数(0日を下回るときは、0日)とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄  
川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程(平成17年川崎市病院局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号サ中「結婚」を「結婚等」に改め、同号チ中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同号ニ中「男性職員」を「職員」に改め、同号中ホをマとし、ネからへまでをノからホまでとし、ヌの次に次のように加える。

ネ 不妊治療休暇

(ア) 1日を単位としたもの 特休19

(イ) 半日を単位としたもの 半特19

(ウ) 時間を単位としたもの 時特19

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局旅費支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄  
川崎市病院局旅費支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局旅費支給規程(平成17年川崎市病院局規程第22号)の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(震災、風水害その他の非常災害時の旅費)

第23条 震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により、職員(川崎市病院局企業職員の通勤手当支給規程(平成17年病院局規程第28号)第2条各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。

別表車賃の欄中「実費」の次に「又は1キロメートルにつき37円」を加え、同表第7項を次のように改める。

7 車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合は実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自家用自動車等」という。)による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。

別表第9項ただし書中「宿泊」を「、宿泊し、又は自家用自動車等により旅行」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市病院局規程第9号**

川崎市病院局企業職員の市内出張旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄  
川崎市病院局企業職員の市内出張旅費に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の市内出張旅費に関する規程(平成17年病院局規程第23号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 市内における出張については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合 これに要する鉄道賃及び車賃
- (2) 自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自家用自動車等」という。)による旅行の場合 1キロメートルにつき37円の車賃
- (3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合 旅費支給規程別表に定める宿泊料の定額の2分の1に相当する額
- (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により自家用自動車等を使用して旅行した場合 旅費支給規程別表に定める日当の定額の2分の1に相当する額

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市病院局規程第10号**

川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄  
川崎市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市病院局事務分掌規程(平成17年川崎市病院局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「(2)神奈川県がん診療連携指定病院に関すること。」を

「(2)地域がん診療連携拠点病院に関すること。」

に改め、同条第2項の表中

「かわさき総合ケアセンター

- (1) 緩和ケアに関すること。
- (2) 在宅医療に関すること。
- (3) 居宅介護サービス計画の作成に関すること。

(4) ケアサービスに係る情報ネットワークシステムに関すること。

(5) 医療従事者等に対する研修及びボランティアの活動に対する支援に関すること。

(6) 地域医療関係機関との連携に関すること。

(7) 医療相談に関すること。」

を削る。

別表中

「  
| 神経内科 |  
|」

を

「  
| 脳神経内 |  
|」

に改め、同表井田病院の項中

「  
| 救急センター |  
| かわさき総合ケアセンター |  
|」

を

「  
| 救急センター |  
|」

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市病院局規程第11号**

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄  
川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程(令和2年川崎市病院局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市病院局規程第12号**

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市立病院の管理等に関する規程の一部  
を改正する規程

川崎市立病院の管理等に関する規程（平成17年川崎市  
病院局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「神経内科」を「脳神経内科」  
に改め、同条第3号中「神経内科」を「脳神経内科  
緩和ケア内科」に改める。

第5条第1項ただし書を削り、同条第3項を次のよう  
に改める。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があ  
ると認めるときは、これを変更することができる  
第5条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、緊急を要する者その他やむを得な  
い事由のある者に対する診療を行うことを妨げるもの  
ではない。

第6条第1項中「(次条に規定するがん検診を除く。）」  
を削り、同項本文中「する者」の次に「(以下「申込者」  
という。）」を加え、「診療申込書（第1号様式）」を「診  
療を申し込む書類」に改め、同条第2項中「診療申込書」  
を「診療を申し込む書類」に改め、「(第2号様式)」を  
削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の診療を申し込む書類及び前項の診察券は、  
申込者を特定できる情報を記載することとする。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第8条中「入院申込書（第3号様式）」を「入院を申  
し込む書類」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の入院を申し込む書類は、入院しようとする者  
を特定できる情報を記載することとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

病院局公告（調達）

川崎市病院局公告（調達）第7号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を  
定める規程（平成17年川崎市病院局規程第40号）第11条  
の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示しま  
す。

令和4年4月11日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

- 1 物品及び役務の名称  
感染性産業廃棄物及び産業廃棄物収集運搬処理業務  
委託
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
病院局経営企画室契約担当  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル7階
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年2月22日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社 中商 代表取締役 中嶋 達夫  
川崎市幸区南加瀬一丁目8番6号
- 5 落札金額  
137,276,871円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告（公示）を行った日  
令和4年1月11日

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第1号

局内一般  
消防署

川崎市消防吏員き章はい用規程の一部を改正する訓令  
を次のように定める。

令和4年3月22日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防吏員き章はい用規程の一部を改  
正する訓令

川崎市消防吏員き章はい用規程（昭和41年消防局訓令  
第6号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「き章」を「き章」に、「はい用」  
を「はい用」に改める。

第2条中「き章」を「き章」に、「消防功労者表彰  
取扱規程（昭和28年国家公安委員会告示第1号）第3条に  
定める特別功労章、永年勤続功労章、功労章」を「消防  
表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）第4条に定め  
る特別功労章、顕功章、功績章、功労章、永年勤続功労  
章、国際協力功労章」に、「全国消防長会規約第4条に  
定める消防功労章、永年勤続功労章（以下「全消会の功  
労章等」という。）」を「全国消防長会規約第4条に定  
める消防功労章（以下「全消会の功労章」という。）」に、  
「消防局長」を「消防長」に改める。

第3条の見出し中「はい用」を「はい用」に、同条中  
「全消会の功労章等」を「全消会の功労章」に改め、次



のただし書きを加える。

ただし、授与した機関からはい用位置を指定されているものはこの限りでない。

第4条の見出し中「はい用」を「はい用」に改め、同条中「き章」を「き章」に、「はい用」を「はい用」に、「次の各号のとおりとする。」を「、次の各号のとおりとするが、服務上支障があるときはこの限りではない。」に、同条第1号から第4号までを次のように改め、第4号の次に次の1号を加える。

- (1) 功労章 儀式、祭典及び川崎市の行事に参加する場合
- (2) 国の功労章等 儀式、祭典及び総務省消防庁の行事に参加する場合
- (3) 全消会の功労章 儀式、祭典及び全国消防長会の行事に参加する場合
- (4) 前各号に準ずる名誉あるき章等 儀式、祭典及び授与した機関の行事に参加する場合
- (5) 前号以外で消防長が必要と認める場合

第5条(見出しを含む。)中「き章」を「き章」に、「はい用」を「はい用」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「はい用」を「はい用」に改め、同条第2項中「全消会の功労章等または名誉あるき章」を「全消会の功労章または名誉あるき章等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

川崎市消防局訓令第2号

局内一般  
消 防 署

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月23日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を  
改正する訓令

川崎市消防職員出勤記録整理規程(昭和45年消防局訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中へをホとし、フをへとし、ヒをフとし、ハをヒとし、ノをハとし、ネをノとし、ヌの次に次のように加える。

ネ 不妊治療のための休暇

- (ア) 1日を単位としたもの 特休19
- (イ) 半日を単位としたもの 半特19
- (ウ) 時間を単位としたもの 時特19

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第3号

局内一般  
消 防 署

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月23日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の  
一部を改正する訓令

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程(平成15年消防局訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 当直責任者は、勤務に就く者を指定するための勤務表(第1号様式)を作成しなければならない。

第12条第2項中「記載」を「記録」に改める。

第1号様式を次のように改める。



第2号様式中「**決裁欄**」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**消防局訓令第4号**

局内一般  
消 防 署

川崎市消防局管理公舎規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月24日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防局管理公舎規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局管理公舎規程の一部を次のように改正する。

第1条中「小田公舎及び幸公舎」の次に「(以下「公舎」という。)」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 規則第9条に基づき入居を命ぜられた消防職員(以下「職員」という。)又は、職員及び職員と生計を一にする家族とする。ただし、市長が特に必要と認める場合この限りでない。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**川崎市消防局訓令第5号**

局内一般  
消 防 署

川崎市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月24日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防立入検査証規程の一部を改正する訓令

川崎市消防立入検査証規程(平成14年消防局訓令第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年3月24日から施行する。

**川崎市消防局訓令第6号**

局内一般  
消 防 署

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防通信規程の一部を改正する訓令

川崎市消防通信規程(平成15年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第21条を次のように改める。

(故障時の報告及び措置)

第21条 通信施設の故障を発見した者は、応急の措置を行うとともに、速やかに指令課へ連絡しなければならない。

2 通信使用管理者は、通信施設が故障したときは、通信施設故障報告書(第1号様式)により統括管理者へ報告しなければならない。

3 指令課の通信取扱者は、通信施設の故障について連絡を受けたときは、通信施設故障受付票(第2号様式)により通信管理者へ報告しなければならない。

第24条第1号を削り、第2号中「簡潔かつ明瞭を旨とし」を「簡潔かつ明瞭とすることとし」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条第5号を同条第3号とする。

第29条中「警察、電力、ガス」を「警察機関、電力事業者、ガス事業者」に改める。

別表第5(第41条関係)第三次統制の項、統制の条件の欄中「東海地震」を「南海トラフ地震」に改める。

別表第6(第44条関係)を次のように改める。

無線局の通信方法  
(特例による通信方法)

無線通信の方法										
項目	通信方法	留意事項								
呼出し	普通通話の呼出し	1 (通話開始前の注意) 通話を開始しようとするときは、他の通信に混信を与えないかどうかを確かめ、もし他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ通信を開始してはならない。 2 (識別信号) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各局</td> <td>同一通信波を構成する無線局のすべてを呼出す場合</td> </tr> <tr> <td>各移動</td> <td>同一通信波を構成する移動局のすべてを呼出す場合</td> </tr> <tr> <td>各隊</td> <td>同一通信波を構成する移動局のうち災害出場中の移動局のすべてを呼出す場合</td> </tr> </tbody> </table> 注：特定地域の無線局のすべてを呼出す場合は、識別信号に地域名を冠する。 3 (至急通話の優先取扱い) (1) 至急通信の通話は、普通通話の通話中に割込んで行うことができる。	区分	内容	各局	同一通信波を構成する無線局のすべてを呼出す場合	各移動	同一通信波を構成する移動局のすべてを呼出す場合	各隊	同一通信波を構成する移動局のうち災害出場中の移動局のすべてを呼出す場合
	区分		内容							
	各局		同一通信波を構成する無線局のすべてを呼出す場合							
	各移動		同一通信波を構成する移動局のすべてを呼出す場合							
各隊	同一通信波を構成する移動局のうち災害出場中の移動局のすべてを呼出す場合									
1 自局の呼出名称 1回										
2 から 1回										
3 相手局の呼出名称(又は識別信号) 1回										
	至急通話の呼出し									
	1 至急 2回									
	2 自局の呼出名称 1回									
	3 から 1回									

	<p>4 相手局の呼出名称(又は識別信号) 1回</p>	<p>(2) 普通通話を通信中の無線局は、他の無線局が至急通話の通信を行うための呼出し、又は通信開始の要求を聴取したときは、直ちに普通通話の通信を中止するものとする。</p>	不 確 実 に な 対 呼 す 出 る し 応 答	<p>1 自局の呼出名称 1回 2 です 1回 3 さらに 1回 4 どうぞ 1回</p>	<p>1 自局に対する呼出しであるが、呼出しを行った無線局の呼出名称が不明である場合は応答するものとする。 2 自局に対する呼出しであることが明らかでない呼出しを聴取したときは、それが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが判明するまで応答しないものとする。</p>
再 呼 出 し		<p>呼出しを行っても相手局の応答がないときは、その呼出しを行った無線局は10秒以上の間隔をおいて再び呼出しを行うことができる。 それでもなお応答がないときは、1分以上経過した後でなければ再び呼出しを行ってはならない。 ただし、他の通信に混信を与えるおそれがないと認められる場合又は至急通話の送信を行う場合はこの限りでない。</p>	通 話 の 送 信	<p>1 一通信事項一 2 どうぞ 1回</p>	<p>1 通話の送信の速度は、日常の会話における速度を標準とする。 2 通話の送信が30秒以上にわたるときは、至急通話の割込み等を容易にするため約20秒ごとに2、3秒間電波の発射を中止しなければならない。 3 通信の途中において相手局を1分間以上待たせる必要のあるときは原則としてその通信を一度打ち切り、他の無線局に通信の機会を与えなければならない。 4 指令センターは、出場指令等急を要する場合は、至急2回の送信に引続き通話の送信を行うことができる。 5 呼出しに対する応答があった場合は、相手局から「しばらく待て」の送信があった場合を除き、直ちに通話の送信を行わなければならない。</p>
呼 出 し の 中 止 等	<p>混信を与える無線局の呼出名称が判明している場合 1 混信を与える無線局の呼出名称 1回 2 しばらく待て 1回 混信を与える無線局の呼出名称が不明の場合 1 しばらく待て 1回</p>	<p>自局の呼出しが他のすで行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。</p>	通 話 の 解 信	<p>受信局が単数の場合 1 了解 1回 受信局が2以上の場合 1 自局の呼出名称 1回 2 了解 1回</p>	<p>1 通話を受信したときは、折返し解信を行わなければならない。 2 受信局が2以上ある場合は、移動局にあっては、呼出符号の数の少ない本署から出張所の順とし、固定局及び基地局は指令センターの指示により行わなければならない。</p>
応 答	<p>指令センターが普通通話の呼出しに対して応答する場合 1 相手局の呼出名称 1回 2 どうぞ(又は、「しばらく待て」) 1回 指令センターが至急通話の呼出しに対して応答する場合 1 至急 2回 2 相手局の呼出名称 1回 3 どうぞ 1回 指令センター以外の無線局が普通通話の呼出しに対して応答する場合 1 自局の呼出名称 1回 2 です 1回 3 どうぞ(又は、「しばらく待て」) 1回 指令センター以外の無線局が至急通話の呼出しに対して応答する場合 1 至急 2回 2 自局の呼出名称 1回 3 です 1回 4 どうぞ 1回</p>	<p>直ちに受信できない場合は、「どうぞ」に代えて「しばらく待て」を送信する。</p>	再 送 要 求	<p>1 さらに 1回 2 どうぞ 1回</p>	<p>通話内容が不明確な場合は、再送の要求を行うことができる。</p>
			解 信 の 要 求	<p>受信局が単数の場合 1 了解か 1回 2 どうぞ 1回 受信局が2以上の場合 1 相手局の呼出名称 1回 2 了解か 1回 3 どうぞ 1回</p>	<p>通話の送信終了後約5秒以上経過しても受信局が解信しないときは、解信要求を行うことができる。</p>
			通 信 の 終 了	<p>1 以上 1回 2 自局の呼出名称 1回</p>	<p>通信の終了は、呼出しを行った無線局が送信しなければならない。</p>

指 令 通 信 等 の 通 信 方 法		
項目	通 信 方 法	留 意 事 項
通信の開始	1 自局の呼出名称 1回	1 指令センターの行う災害出場等の指令は、相手局の注意を喚起するため別表第3に定める呼出信号を送信するものとする。 2 この通信方法は、指令通信のほか、これに類する通信方法にも準用する。
	2 から 1回	
	3 相手局の呼出名称(又は識別信号) 1回	
	4 一通信事項一 2回	
通信の終了	1 以上 1回	
	2 自局の呼出名称 1回	

試 験 電 波 の 発 射 方 法		
項目	通 信 方 法	留 意 事 項
試験電波の発射方法	1 自局の呼出名称 1回	
	2 ただいま試験中 1回	
	3 本日は晴天なり 数回 (約10秒で一度切る)	

第1号様式中

指令課押印欄
--------

を削除する。

第2号様式中

通信施設故障受付票	指令課押印欄
-----------	--------

を

通信施設故障受付票
-----------

に、

通信施設修理完了票	指令課押印欄
-----------	--------

を

通信施設修理完了票
-----------

に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

川崎市消防局訓令第7号

局内一般  
消 防 署

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月25日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令  
川崎市消防局警防規程(平成28年消防局訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第33条に次のただし書きを加える。

ただし、消防局管理公舎に居住する非直員等の動員については、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第8号

局内一般  
消 防 署

川崎市火災調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市火災調査に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市火災調査に関する規程(平成7年消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(調査員の指名)

第5条 消防長及び消防署長は、次のとおり調査員を指名し調査を実施する。

(1) 消防長

ア 予防部予防課調査係から本部調査員

イ 署員のうち高度な火災調査技術を有する者から本部指定調査員

(2) 消防署長

ア 所属職員から署調査員

イ 前アの調査員のうち、本署に勤務し、かつ、火災調査に精通している者から指定調査員

第5条の次に次の1条を加える。

(調査員の調査の区分)

第5条の2 前条各号に掲げる調査員が実施する調査の区分は次のとおりとする。

(1) 本部調査員及び本部指定調査員(以下「本部調査員等」という。)にあっては、市内全域で発生した火災

(2) 署調査員にあっては、管轄区域内で発生した火災

(3) 指定調査員にあっては、管轄区域内で発生した火災のうち、一定規模以上のもの。

第6条の見出し中「本部調査員」を「本部調査員等」に改め、同第2項中「、出火原因の決定上不審があると

き又は特殊異例の火災については、速やかに消防長に報告し、必要により本部調査員」を「、出火原因の究明が困難である火災又は一定規模以上の火災で必要がある場合には、本部調査員等」に改める。

第7条中「本部調査員」を「本部調査員等」に改める。

第57条中「、第15号様式の2又は第15号様式の3」を「又は第15号様式の2」に改める。

第90条第3項中「、毎葉契印」を「、契印」に改める。

第92条の2を次のように改める。

(火災調査の処理基準)

第92条の2 火災調査は、火災の種別、損害程度等に応じ、次に掲げる区分により処理するものとする。

(1) 1号処理

ア 法第35条の3の2に規定する消防庁長官が行う火災原因調査に該当する火災

イ 製造物の欠陥(疑い含む。)により出火した火災

ウ 出火原因の判定が困難な火災

エ 建物火災で半焼又は焼損床面積30平方メートル以上のもの。

オ 死傷者の発生した火災

カ その他、消防長が必要と認める火災

(2) 2号処理

1号処理以外の火災

2 消防署長は必要に応じて、2号処理の火災を1号処理とすることができる。

第92条の3を次のように改める。

(調査書類の作成基準)

第92条の3 火災調査書類は前条の区分に応じ、次の書類を必ず作成するものとする。

(1) 1号処理

ア 火災調査書(第25号様式)

イ 火災原因判定書(第15号様式)

ウ 実況見分調書

エ 質問調書

(2) 2号処理

ア 火災調査書

イ 火災原因判定書(第15号様式の2)

ウ 実況見分調書

第93条中「(第25号様式)」及び「(第15号様式、第15号様式の2又は第15号様式の3)」を削る。

第95条ただし書き及び各号を削る。

第98条を次のように改める。

(調査書類の保存)

第98条 この規程により作成した火災調査書類は、川崎市消防局公文書管理規程(昭和61年消防局訓令第10号)に基づき保存しなければならない。

様式目次中「15の3 火災原因判定書(3号処理)

57」を削る。

第15号様式の3(第57条関係)を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行前に覚知した火災については、なお従前の例による。

#### 川崎市消防局訓令第9号

局内一般

消 防 署

消防職員及び主要機械の配置基準を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市消防長 日 迫 善 行







消防署(常務要員・予防要員)

Table showing personnel counts for various fire stations (臨港消防署, 川崎消防署, etc.) categorized by role (消防士, 事務職員, etc.) and station type (常務, 予防).

消防局・消防署(警防要員) 1

Table detailing equipment and personnel counts for various fire vehicles (e.g., 航空隊要員, ヘリコプター, 消防ポンプ自動車) across different fire stations.

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局・消防署(警防委員) 2

Table with columns for vehicle types (e.g., 消防ポンプ自動車, 水槽付消防ポンプ自動車) and personnel counts across various divisions (e.g., 高津消防署, 宮前消防署, 多摩消防署, 麻生消防署).

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 最低操作人員に週休係数(0.5336)を乗じて計上する。

消防局 消防機械

Table showing equipment counts for various departments (e.g., 総務部, 警防部, 警防課, 救急課, 指令課, 航空隊, 予防課, 査察課, 危険物課) and vehicle types.

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 消防機械 1

	臨港消防署						川崎消防署				幸消防署					中原消防署				
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	刈宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車	1		1	1		3	1	1		2	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	*1		1		1	3	1			1	1				1	1				1
化学消防車		1				1		1	1	2			1		1					
大型化学消防車			1		1	2														
大型化学高所放水車	1					1														
はしご自動車	1					1	1			1	1				1	1				1
救助工作車	1					1	1			1	1				1	1				1
高発泡車							1			1										
電源車											1				1					
救急自動車	1		1	1		3	1	1	1	3	1	1	1	1	4	1		1	1	3
指揮車	1					1	1			1	1				1	1				1
支援車					1	1														
震災工作車																1				1
大型動力ポンプ自動車																1				1
ホース延長車																1				1
ポンプ積載車	1					1	1			1	1				1	1				1
水災害対応車	1					1														
特殊災害対応自動車	1					1														
特別高度工作車	1					1														
大型除染システム搭載車																				
消防艇		1				1														
ヘリコプター																				
その他車両(*2)	5	2		1	1	9	5			5	6				6	5	1			6
合計	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	15	2	2	2	21

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 非常用車両はその他車両を含む。

消防署 消防機械 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署				麻生消防署					番合計							
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王裡寺	百合丘		柿生	栗木	小計				
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	5	33			
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	1					1	1						2	1				1	1							1	11		
化学消防車		1				1																					5		
大型化学消防車																											2		
大型化学高所放水車																											1		
はしご自動車	1					1	1						1	1				1	1							1	8		
救助工作車	1					1	1						1	1				1	1							1	8		
高発泡車																											1		
電源車																											1		
救急自動車	1		1		1	3	1	1	1	1		1	5	1	1	1	1	4	1	1			1	1	1	4	29		
指揮車	1					1	1						1	1				1	1								1	8	
支援車																												1	
震災工作車																												1	
大型動力ポンプ自動車																												1	
ホース延長車																												1	
ポンプ積載車	1					1	1						1	1				1	1								1	8	
水災害対応車	1					1																						2	
特殊災害対応自動車							1						1															2	
特別高度工作車																												1	
大型除染システム搭載車													1					1										1	
消防艇																												1	
ヘリコプター																													1
その他車両(*2)	4			1		5	6					1	7	6	1			7	5		1			1	1	7	52		
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	2	26	13	3	2	2	20	12	2	2	2	3	3	21	178			

\*1 泡原液搬送車を含む。 \*2 非常用車両はその他車両を含む。



消防署 その他車両 2

	高津消防署					宮前消防署					多摩消防署				麻生消防署					番合計					
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	犬蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署		王禅寺	百合丘	柿生	栗木	小計
消防ポンプ自動車				1		1					1	1		1				1			1			1	8
水槽付消防ポンプ自動車																							1	1	1
大型高所放水車																									1
救助工作車																									1
救急自動車	1					1	1					1	1					1	1					1	8
消防艇																									1
ヘリコプター																									
指令車																									
広報車	2					2	2					2	2					2	2					2	16
査察車	1					1	2					2	2					2	2					2	11
査察車(緊急車)																									1
警備連絡車							1					1													1
防災指導車																									
防災資器材運搬車													1					1							3
人員輸送車(警防バス)																									
人員輸送車(その他バス)																									
合計	4			1		5	6					7	6	1				7	5		1		1	7	52

\* 非常用車両はその他車両に含む。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和4年4月1日から施行する。  
(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)
- 消防職員及び主要機械の配置基準(令和3年消防局訓令第15号)は、廃止する。

川崎市消防局訓令第10号

局内一般  
消 防 署

川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市消防長 日 迫 善 行

川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防署の組織に関する規程(昭和53年消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第3条の表予防課の項中「庶務係 予防係」を「庶務係 消防団・防災支援係 予防係」に改める。

第6条の表予防課の項中第13号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- 地域における防災活動の支援に関すること。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会規則

川崎市教育委員会規則第3号

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。  
第3条の表中

学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係
	健康教育課	学校保健・体育係

を  
「

	指導課	指導事務係
学校教育部	支援教育課	支援教育係
	健康教育課	

に、

生涯学習部	生涯学習推進課	
	文化財課	

を

生涯学習部	生涯学習推進課	
	地域教育推進課	
	文化財課	

に改める。

第4条の表総務部の部庶務課の項第6号中「事務局指定管理者評価選定委員会」を「事務局民間活用事業者選定評価委員会」に改め、同表学校教育部の部指導課の項第2号及び第4号中「こと」の次に「(支援教育課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第8号を削り、同項第9号中「及び特別支援教育」を削り、「こと」の次に「(支援教育課の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同項の次に次のように加える。

#### 支援教育課

- (1) 支援教育（特別支援教育を含む。）に関すること。
- (2) 不登校対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の運営に関すること。
- (4) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
- (5) 特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。

第4条の表生涯学習部の部生涯学習推進課の項中第13号及び第14号を削り、同項の次に次のように加える。

#### 地域教育推進課

- (1) 地域の教育力の向上に関すること。
- (2) 学校施設の有効活用に関すること。
- (3) 特別開放施設に関すること。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市教育委員会規則第4号

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

#### 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 校長は、前項の教育課程を編成したときは、学年開始後、速やかに各教科に属する科目並びに総合的な探究の時間及び特別活動の学科別及び学年別授業時数を教育委員会に報告するものとする。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

#### 川崎市教育委員会規則第5号

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

#### 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則 の一部を改正する規則

川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「有するもの」を「有する者」に、「得た者」を「得たもの」に、「第6条」を「第6条及び第7条」に、「以下」を「。以下」に改める。

第5条中「有するもの」を「有する者」に、「者」を「もの」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「いつわって」を「偽って」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

第6条 前2条に定めるもののほか、県内に住所を有する者のうち、外国の国籍を有するもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第61条の2第1項に規定する難民の認定を受けたものを含む。）で入国後の在留期間が別に定める期間内であるものは、第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める学区以外からも志願することができる。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行し、改正後の規則の規定は、令和5年度以降川崎市立高等学校へ就学しようとする者に適用する。

川崎市教育委員会規則第6号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則  
川崎市立図書館規則(平成2年川崎市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条」に改める。

第9条ただし書中「身体障害者等」を「教育長が別に定める者」に改める。

第10条の表中

図書館貸出し	合計で10点以内
自動車文庫貸出し	
身体障害者等宅配貸出し	5点以内

を

図書館貸出し	合計で10点以内
自動車文庫貸出し	
宅配による貸出し	

に改める。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の規則附則第3項の宅配による貸出しを受けている者は、改正後の規則第10条の宅配による貸出しを受けた者とみなす。

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第6号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和4年3月16日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和4年3月23日(水) 10時00分から
- 場 所 川崎市役所第3庁舎15階  
第1・2・3会議室
- 議 事 議案第50号 「文永四年銘阿弥陀如来種子板碑」の川崎市重要歴史記念物指定について

議案第51号 「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画」の策定について

議案第52号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第53号 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第54号 川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第55号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第7号

川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)第2条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり川崎市重要歴史記念物の指定を行ったので、同条例第7条の規定に基づき告示する。

令和4年3月23日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

名称	員数	年代	所有者	所在地
文永四年銘阿弥陀如来種子板碑	1基	文永4(1267)年	宗教法人 東光院 代表役員 福井一光	麻生区岡上 2-12-1

川崎市教育委員会告示第8号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和4年3月31日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和4年4月7日(木) 13時30分から
- 場 所 教育会館 第1会議室
- その他報告等

教育委員会訓令

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課  
各教育機関

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市教育委員会  
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改

正する訓令

川崎市教育委員会職員服務規程（平成29年川崎市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「住居届」の次に「(川崎市職員の給料等の支給に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第14号）第13条第4項に規定する届出書をいう。次項において同じ。)」を加える。

第10条中「第7条第3項」を「第8条第3項」に改める。

第12条第3項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

様式目次を次のように改める。

様式番号	名称	関係条文
1	履歴事項変更届	第4条第2項
2	職員証	第5条
3	職員き章	第7条
4	職員ICカード	第11条第2項
5	職務専念義務免除承認	申請書 第16条第2項、 第24条
	営利企業従事等許可	
6	職務専念義務免除承認書 営利企業従事等許可書	第16条第2項、 第24条
7	営利企業従事等許可・教育事務 従事承認申請書	第25条

第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式から第8号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第3号

事務局各課  
各教育機関

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改

正する訓令

川崎市教育委員会職員研修規程（平成21年川崎市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に、「総務企画局行政改革マネジメント推進室」を「総務企画局人事部人材育成課」に改める。

第4条第2項第3号中「総務企画局行政改革マネジメント推進室」を「総務企画局人事部人材育成課」に改める。

第9条中「行政改革マネジメント推進室研修」を「人材育成課研修」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第13項に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会が別に定める場合を除く。

別表第3中

15	夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間において5日の範囲内の期間
----	------------	----------------------------------

を

15	夏季における健康保持	1の年の7月1日から10月31日までの間において5日の範囲内の期間
----	------------	-----------------------------------

に、

18	短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、条例第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「短期の介護に係る要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合、1の年において5日（短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
----	-------	--

を

「



委員長 魚津利興

18 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、条例第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合、1の年において5日(短期の介護に係る要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
19 不妊治療	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

に改める。

別表第3備考に次の1項を加える。

19関係

- (1) 「1の年」とは、休暇年度をいうものとする。
- (2) 短時間勤務職員が受けることができる期間は、5日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とし、当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日に1週当たりの勤務日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数の範囲内の期間とする。
- (3) 付与日数の単位は、第6条第12項の規定を準用する。この場合において、同項後段中「8時間」とあるのは「7時間45分」と読み替えるものとする。
- (4) この休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別表第3の付表第2に次のように加える。

10月	-
-----	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

川崎市人事委員会

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者が別に定める場合を除く。

第11条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

第12条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第5中

11 骨髄又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
12 夏季における健康保持	1の年の7月1日から9月30日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
13 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
14 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間

を

11 会計年度任用職員の配偶者等の出産	配偶者等が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後4週間を経過する日までに3日の範囲内の期間
---------------------	---

12 骨髓又は末梢血幹細胞の提供	その都度必要と認める期間
13 夏季における健康保持	1の年の7月1日から10月31日までの間において付表第2に定める範囲内の期間
14 子の看護	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者等の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子を看護する場合、1の年において付表第3に定める範囲内の期間
15 会計年度任用職員の育児参加	配偶者等が出産する場合であってその分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)日に当たる日から産後8週間目に当たる日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子を養育するとき、当該期間内において5日の範囲内の期間
16 短期の介護	配偶者等、父母、子、配偶者等の父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹又は会計年度任用職員と同居している父母の配偶者等、配偶者等の父母の配偶者等、子の配偶者等若しくは配偶者等の子で、日常生活を営むのに支障があるもの(以下「短期の介護に係る要介護者」という。)の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合、付表第4に定める範囲内の期間
17 不妊治療	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1の年において5日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

に改める。

別表第5備考に次の3項を加える。

11関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1

年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

15関係

この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

17関係

(1) この休暇は、1週間の勤務日数が3日以上又は1年間の勤務日数が121日以上であって、任用期間が6月以上である会計年度任用職員が受けることができる。

(2) 会計年度任用職員が1の年において引き続き会計年度任用職員に任用される場合(人事委員会の定める場合を含む。)の日数は、引き続き任用期間の初日の前日までに使用した日数を減じて得た日数(0日を下回るときは、0日)とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月16日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の給料の支給等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「7から9まで、13及び14」を「8、9、14及び16」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第6号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成11年川崎市人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「し、要求をする職員（以下次項を除いて「要求者」という。）が記名押印」を削り、同項第1号中「要求者」を「要求をする職員（以下次項を除いて「要求者」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「押印」を削る。

第4条第2項中「要求書に記名押印」を「選任」に改め、「の選任」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第7号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成11年川崎市人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「し、審査請求人が記名押印」を削り、同条第2項中「押印」を削る。

第41条第2項及び第44条第3項中「押印」を削る。

第59条第4項中「し、再審を請求する者（以下「再審請求人」という。）が記名押印」を削り、同項第1号中「再審請求人」を「再審を請求する者（以下「再審請求人」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

川崎市人事委員会規則第8号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則（平成15年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

総務企画局	局長 危機管理監
-------	-------------

を

「

総務企画局	局長
-------	----

に、「危機管理室長」を「情報化施策推進室長」に改め、「オリンピック・パラリンピック推進室長」を削り、

	市民文化振興室長
--	----------

を

	市民文化振興室長 市民ミュージアム館長
--	------------------------

に改め、「国際経済推進室長」及び「イノベーション推進室長」を削り、「地球環境推進室長」を「脱炭素戦略推進室長」に改め、「保健医療政策室長」、「保健所長」及び「保健所副所長」を削り、

	健康安全研究所長
--	----------

を

	健康安全研究所長 看護大学事務局長
--	----------------------

に、

	広域道路整備室長
--	----------

を

	広域道路整備室長 緑化フェア推進室長
--	-----------------------

に、「臨海部事業推進部長」を「事業推進部長」に、

	キングスカイフロントマネジメントセンター所長	8種
--	------------------------	----

を

	キングスカイフロントマネジメントセンター所長	8種
危機管理本部	危機管理監	1種
	危機管理部長	4種
	危機対策部長	5種

に改める。

別表第2中

「

看護短期大学	学長	116,200円
	学長補佐	56,000円

を

看護大学	学長	116,200円
	副学長	56,000円
	学部長	
看護短期大学	学長	116,200円
	副学長	56,000円

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

**川崎市人事委員会規則第9号**

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年川崎市人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ウ及び第3条第1項第2号ウ中「学長補佐」を「副学長、学部長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

**川崎市人事委員会規則第10号**

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表(1)の部6級の項第1号及び7級の項第1号中「保健所、」を削り、同部7級の項第2号中「看護短期大学」を「看護大学、看護短期大学」に改め、同表医療職給料表(1)の部3級の項及び4級の項第2号並びに同表医療職給料表(2)の部6級の項及び7級の項中「保健所、」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

**川崎市人事委員会規則第11号**

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年川崎市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

公益財団法人川崎市文化財団
公益財団法人川崎市産業振興財団

を

公益財団法人川崎市文化財団
---------------

に改める。

別表第3中

公益財団法人日本下水道新技術機構
------------------

を

公益財団法人日本下水道新技術機構
公益社団法人日本下水道協会

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

**川崎市人事委員会規則第12号**

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第6号様式

中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

**川崎市人事委員会規則第13号**

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成14年川崎市人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市立学校（）」の次に「川崎市立看護大学及び」を加える。

第2条第1項中「押印」を削る。

様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

**川崎市人事委員会規則第14号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表市長事務部局の項中「学長補佐」を「副学長 学部長」に改め、「行政改革マネジメント推進室の組織及び定数を担当する担当係長」の次に「並びに働き方・仕事の進め方改革を担当する主たる担当係長」を加え、「臨

海部国際戦略本部臨海部事業推進部の庶務担当の担当係長」を「臨海部国際戦略本部事業推進部の庶務担当の担当係長 危機管理本部危機管理部の庶務担当の担当係長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

**川崎市人事委員会規則第15号**

川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の退職管理に関する規則（平成28年川崎市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。第6条第5号及び第13条第1号中「看護短期大学学長」を「看護大学学長及び看護短期大学学長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**人事委員会訓令**

勤務条件に関する措置の要求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

**川崎市人事委員会訓令第1号**

勤務条件に関する措置の要求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令

勤務条件に関する措置の要求に関する書面の様式を定める規程（平成11年川崎市人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」を削り、同様式注第2項中「記名押印」を「記名」に改める。

第2号様式中「印」を削る。

第3号様式中「印」を削り、同様式注中「の記名押印を」を「が記名」に改める。

第4号様式中「印」を削る。

第5号様式中「印」を削り、同様式注中「の記名押印を」を「が記名」に改める。

第6号様式から第16号様式まで中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和4年3月31日

川崎市人事委員会

委員長 魚津利興

**川崎市人事委員会訓令第2号**

不利益処分についての審査請求に関する書

面の様式を定める規程の一部を改正する訓令

不利益処分についての審査請求に関する書面の様式を定める規程（平成11年川崎市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

**職員共済組合告示**

**川崎市共済告示第1号**

川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日共済告示第4号）の一部を変更したのでここに告示する。

令和4年3月31日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

第1条 川崎市職員共済組合定款（昭和37年12月1日川崎市共済告示第4号）の一部を次のように変更する。

第34条の3中「施行令第46条の2」を「施行令第46条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第2条 川崎市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第9条第2項の表中「臨海部国際戦略本部」の次に「危機管理本部」を加える。

第12条第2項の表中「臨海部国際戦略本部」の次に「危機管理本部」を加える。

第34条の2第1項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額と掛金と の割合			標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額と負担金 との割合		
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
市長組合員	分の	分の	分の	分の	分の	分の
特定消防組合員	37.0	9.0	1.5	37.0	9.0	1.5
長期組合員市長	1,000		1,000	1,000		1,000
長期組合員	分の	-	分の	分の	-	分の
	2.35		1.5	2.35		1.5

第34条の3中「1,000分の70.0」を「1,000分の74.0」に改める。

第35条の2中「令和3年度」を「令和4年度」に、「2,075円」を「2,095円」に改める。

第3条 川崎市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第32条第1項中「一般組合員」の次に「短期組合員」を、「長期組合員」の次に「後期高齢者等短期組合員」を加え、同条第2項中「第8項」を「第10項」に改め、同条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とする。

第32条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80条）第50条に規定する被保険者をいう）」を「被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者をいう。以下同じ。）」に、「及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員」を「（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。

第32条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。

第33条中「長期組合員」の次に「後期高齢者等短期組合員」を加える。

第33条の10中「任意継続組合員」を「短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員」に改める。

第34条の2第1項の表を次のように改める。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額と掛金と の割合			標準報酬の月額及び標準 期末手当等の額と負担金 との割合		
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業
	短期分	介護分		期分	介護分	
一般組合員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
市長組合員	分の	分の	分の	分の	分の	分の
特定消防組合員	37.0	9.0	1.5	37.0	9.0	1.5
長期組合員市長	1,000		1,000	1,000		1,000
長期組合員	分の	-	分の	分の	-	分の
	2.35		1.5	2.35		1.5

一般組合員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
短期組合員	分の	分の	分の	分の	分の	分の
市長組合員	37.0	9.0	1.5	37.0	9.0	1.5
特定消防組合員						
長期組合員	1,000	-	1,000	1,000	-	1,000
後期高齢者等	分の		分の	分の		分の
短期組合員	2.35		1.5	2.35		1.5
市長長期組合員						

附 則 (令和4年3月31日共済告示第1号)

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第34条の3の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第6号

川崎市職員共済組法定款第36条の規定に基づき、令和

4年度事業計画及び予算を次のとおり公告する。

令和4年3月22日

川崎市職員共済組合

理事長 伊藤 弘

- 1 令和4年度事業計画及び予算 (別紙のとおり)
- 2 議決年月日 令和4年3月17日

令和4年度事業計画及び予算

川崎市職員共済組合

短 期 経 理  
予 算 総 則

事 項	令和3年度	令和4年度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	有 価 証 券 1,000,000 千円	有 価 証 券 1,000,000 千円
2 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる資金の最 高限度額	組 合 員 一 人 当 たり 1,368 円 (定款上の限度額 2,075 円)	組 合 員 一 人 当 たり 1,388 円 (定款上の限度額 2,095 円)



短期経理  
予定損益計算書

科目	令和2年度 決算額 千円	令和3年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	前年度対比較増△減	
				令和3年度 千円	令和4年度 千円
経常費用 (事業費用)	8,284,879	8,458,072	9,375,034	173,193	917,562
保健給付	3,120,496	3,472,262	3,968,392	351,766	496,130
休業給付	445,446	459,350	503,074	13,904	43,724
災害給付	860	0	1,200	△ 860	1,200
附加給付	23,767	27,047	39,927	3,280	12,880
退職者給付拠出金	66	64	58	△ 2	△ 6
前期高齢者給付金	1,029,663	677,000	1,026,582	△ 352,663	349,582
後期高齢者支援金	1,949,845	2,050,798	2,041,611	100,953	△ 9,187
病床転換支援金	8	5	5	△ 3	0
介護納付金	1,113,252	1,161,124	1,150,051	47,872	△ 11,073
一部負担金払戻金	40,700	48,495	55,114	7,795	6,619
短期任意継続掛金還付金	878	1,473	1,473	595	0
介護任意継続掛金還付金	189	373	373	184	0
連合会払込金	118,178	118,174	124,009	△ 4	5,835
連合会拠出金	441,531	441,907	463,765	376	21,858
繰入金	16,953	17,519	17,881	566	362
業務経理へ繰入	16,953	17,519	17,881	566	362
次年度繰越支払準備金	540,356	606,269	698,961	65,913	92,692
次年度繰越支払準備金	540,356	606,269	698,961	65,913	92,692
特別損失	185	390	0	205	△ 390
前期損益修正損	185	390	0	205	△ 390
当期利益	0	0	44,199	0	44,199
当期短期利益金	0	0	0	0	0
当期介護利益金	0	0	44,199	0	44,199
合計	8,842,373	9,082,250	10,136,675	239,877	1,054,425

科目	令和2年度 決算額 千円	令和3年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	前年度対比較増△減	
				令和3年度 千円	令和4年度 千円
経常収益 (事業収益)	7,807,683	8,018,903	8,755,929	211,220	737,026
短期負担金	3,070,272	3,166,859	3,513,055	96,587	346,196
介護負担金	548,598	574,173	583,190	25,575	19,017
短期掛金	3,064,754	3,161,384	3,507,319	96,630	345,935
介護任意継続掛金	548,621	574,173	583,190	25,552	19,017
介護任意継続掛金	46,131	40,472	44,409	△ 5,659	3,937
雑収入 (補助金等収入)	9,088	8,723	8,243	△ 365	△ 480
雑収入	8,170	3,935	3,030	△ 4,235	△ 905
高額医療交付金	109,127	109,127	109,127	0	0
災害給付交付金	860	0	1,200	△ 860	1,200
育児・介護休業手当金交付金	388,273	369,545	372,743	△ 18,728	3,198
高齢者医療円滑化補助金	0	0	0	0	0
介護保険事業費補助金	2,497	0	0	△ 2,497	0
調整負担金	9,131	9,122	9,556	△ 9	434
(事業外収益)					
短期利息及び短期配当金	2,114	1,390	820	△ 724	△ 570
賠償	47	0	47	△ 47	47
前年度繰越支払準備金	553,030	540,357	606,269	△ 12,673	65,912
前年度繰越支払準備金	553,030	540,357	606,269	△ 12,673	65,912
特別利益	4,757	4,755	0	△ 2	△ 4,755
前期損益修正益	4,757	4,755	0	△ 2	△ 4,755
当期損失金	475,903	518,235	774,477	41,332	256,242
当期短期損失金	472,267	513,807	774,477	41,540	260,670
当期介護損失金	4,636	4,428	0	△ 208	△ 4,428
合計	8,842,373	9,082,250	10,136,675	239,877	1,054,425

短期経理  
予定損益計算書説明書

科目	令和3年度	令和4年度
(借方)	千円	千円
経常費用 (事業費用)	8,458,072	9,375,634
保健給付	3,472,262	3,968,382
療養の給付	1,386,561	1,614,903
入院時食事療養の給付	3,650	4,139
訪問看護療養の給付	3,825	5,499
家族療養の給付	1,017,784	1,139,204
家族訪問看護療養の給付	7,815	10,628
高額療養の給付	230,411	301,449
療養費	19,795	22,110
移送費	0	100
家族療養費	12,606	13,579
家族移送費	0	100
高額療養費	24,081	26,153
高額介護合算療養費	0	100
薬剤支給	687,389	755,226
出張費	48,378	48,236
家族出張費	29,335	26,090
埋葬料	469	581
家族埋葬料	263	295
傷病手当金	459,350	503,074
出張手当金	89,168	130,151
出産手当金	637	100

科目	令和3年度	令和4年度
休業手当金	0	休業手当金
育児休業手当金	368,528	育児休業手当金
介護休業手当金	1,017	介護休業手当金
弔慰金	0	弔慰金
家族弔慰金	0	家族弔慰金
災害見舞金	0	災害見舞金
家族療養費附加金	27,047	39,327
家族訪問看護療養費附加金	13,630	12,523
家族訪問看護療養費附加金	0	家族訪問看護療養費附加金
出張費附加金	2,567	出張費附加金
家族出張費附加金	1,217	家族出張費附加金
埋葬料附加金	469	埋葬料附加金
家族埋葬料附加金	263	家族埋葬料附加金
傷病手当金附加金	8,901	傷病手当金附加金
退職者給付拠出金	64	58
前期高齢者納付金	577,000	1,026,582
後期高齢者支援金	2,050,798	2,041,611
病床転換支援金	5	5
介護納付金	1,161,124	1,150,051
一部負担金払戻金	48,495	55,114
短期任意選抜掛金還付金	1,473	1,473
介護任意選抜掛金還付金	373	373
連合会払込金	118,174	124,069
災害給付払込金	18,181	19,079
財政調整払込金	99,993	104,930
連合会拠出金	411,907	463,765
育児・介護休業手当金拠出金	432,785	454,209
特別調整拠出金	9,122	9,556

科目	令和3年度	令和4年度
介護負担金	千円 574,173 465,401 108,772	千円 593,190 458,902
3年度12月末実績 1～3月推計		1 標準報酬月額負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×9.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 4,247,711,000円×9.0/1,000×12月 2 標準期末手当等負担金 134,288 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×9.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 14,915,238,000円×9.0/1,000
短期掛金	千円 3,161,384 2,550,423 610,961	千円 3,507,319 2,724,355
3年度12月末実績 1～3月推計		1 標準報酬月額掛金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×37.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 6,134,417,000円×37.0/1,000×12月 (3) 長期組合員 2,000,000円×2.35/1,000×12月 2 標準期末手当等掛金 782,964 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×37.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 21,155,115,000円×37.0/1,000 (3) 長期組合員 5,280,000円×2.35/1,000
介護掛金	千円 574,173 465,424 108,749	千円 593,190 458,902
3年度12月末実績 1～3月推計		1 標準報酬月額掛金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×9.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 4,247,711,000円×9.0/1,000×12月 2 標準期末手当等掛金 134,288 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×9.0/1,000 (2) 一般及び特定消防組合員 14,915,238,000円×9.0/1,000
短期任意継続掛金 介護任意継続掛金 雑収入	千円 40,472 8,723 3,955	千円 44,402 8,243 3,020

科目	令和3年度	令和4年度
繰入金	千円 17,519 17,519	千円 17,881 17,881
業務経理へ繰入 次年度繰越支払準備金 次年度繰越支払準備金	千円 606,269 606,269	千円 608,961 608,961
特別損失	千円 390 390	千円 0 0
前期損益修正損	千円 0	千円 44,199
当期利益金	千円 0	千円 0
当期短期利益金 当期介護利益金	千円 0	千円 44,199
合計	千円 9,082,250	千円 10,136,675
(貸方)	千円	千円
経常収益 (事業収益)	千円 8,018,903	千円 8,755,929
短期負担金	千円 3,165,852 2,561,676 605,183	千円 2,513,055 2,724,355
3年度12月末実績 1～3月推計		1 標準報酬月額負担金 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×37.0/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 6,134,417,000円×37.0/1,000×12月 (3) 長期組合員 2,000,000円×2.35/1,000×12月 2 標準期末手当等負担金 782,964 (1) 地方公共団体の長 5,730,000円×37.0/1,000 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 21,155,115,000円×37.0/1,000 (3) 長期組合員 5,280,000円×2.35/1,000 3 公的負担金 5,736 (1) 地方公共団体の長 1,390,000円×0.06/1,000×12月 (2) 一般、特定消防及び短期組合員 6,195,042,000円×0.06/1,000×12月 (3) 貴庁分 ア 地方公共団体の長 5,730,000円×0.06/1,000 イ 一般、特定消防及び短期組合員 21,234,134,000円×0.06/1,000

短期経理  
予定貸借対照表

科目	令和2年度 決算額	令和3年度		令和4年度	
		増△減	年度末	増△減	年度末
(借方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	2,935,824	△453,163	2,482,661	△637,423	1,845,238
普通預金	698,785	47,356	746,141	355,860	1,102,001
定期預金	0	0	0	0	0
金銭信託	2,200,000	△500,000	1,700,000	△1,000,000	700,000
未収収益	5	△3	2	0	2
未収金	516	△516	0	0	0
支払基金委託金	36,518	0	36,518	6,717	43,235
合計	2,935,824	△453,163	2,482,661	△637,423	1,845,238
(貸方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	7,248	△840	6,408	163	6,571
未払金	75	△75	0	0	0
前受収益	7,171	△763	6,408	163	6,571
仮受金	2	△2	0	0	0
固定負債	540,356	65,913	606,269	92,692	698,961
支払準備金	540,356	65,913	606,269	92,692	698,961
剰余金	2,388,220	△518,236	1,869,984	△730,278	1,139,706
利益剰余金	2,388,220	△518,236	1,869,984	△730,278	1,139,706
合計	2,935,824	△453,163	2,482,661	△637,423	1,845,238

科目	令和3年度	令和4年度
(補助金等収入)	千円	千円
高額医療交付金	487,794	492,695
災害給付交付金	109,127	109,127
買戻金	0	1,200
高齢者医療費等交付金	369,545	372,743
高齡者医療費等交付金	0	0
介護保険事業費補助金	0	0
調整負担金	9,122	9,556
(事業外収益)	867	867
短期利息及び短期借入金	1,390	820
賠償	0	47
前年度繰越支払準備金	540,357	606,269
前年度繰越支払準備金	540,357	606,269
特別利益	4,755	0
前期損益修正益	4,755	0
当期損失	518,235	774,477
当期短期損失	513,807	774,477
当期介護損失	4,428	0
合計	9,052,250	10,136,675

短期経理  
 予定貸借対照表説明書

科 目 (借 方)	令和3年度 千円	令和4年度 千円
流動資産	2,482,061	1,845,238
普通預金	746,141	1,102,001
金銭信託	1,700,000	700,000
未収収益	2	2
未収金	0	0
支払基金委託金	36,518	43,235
合計	2,482,061	1,845,238
(貸 方)	千円	千円
流動負債	6,408	6,571
前受収益	6,408	6,571
固定負債	606,269	606,269
支払準備金	606,269	606,269
剰余金	1,869,984	1,139,706
利益剰余金	1,869,984	1,139,706
欠損金補てん積立金	339,931	369,117
短期積立金	1,519,539	715,876
介護積立金	10,514	54,713
合計	2,482,061	1,845,238

厚生年金保険経理  
 予定損益計算書

科 目	令和2年度 決算 千円	令和3年度 推計 千円		令和4年度 推計 千円		前年度対比 令和3年度 千円		前年度対比 令和4年度 千円	
		令和2年度 決算 千円	令和3年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	令和3年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	令和3年度 推計 千円	令和4年度 推計 千円	令和3年度 推計 千円
(借 方)									
経常費用 (事業費用)	21,010,294	20,973,645	21,015,199	21,015,199	△36,649	41,554			
負担金払込金 組合員保険料払込金	12,933,075	12,868,394	12,881,093	12,881,093	△64,681	12,699			
合計	21,010,294	20,973,645	21,015,199	21,015,199	△36,649	41,554			
(貸 方)									
経常収益 (事業収益)	21,010,294	20,973,645	21,015,199	21,015,199	△36,649	41,554			
負担金	12,933,075	12,868,394	12,881,093	12,881,093	△64,681	12,699			
組合員保険料	8,077,219	8,105,251	8,134,106	8,134,106	28,032	28,855			
合計	21,010,294	20,973,645	21,015,199	21,015,199	△36,649	41,554			

厚生年金保険経理  
予定損益計算書説明書

科 目	令和3年度 千円	令和4年度 千円
(借 方) 経 常 費 用 ( 事 業 費 用 ) 負 担 金 払 込 金 組合員保険料払込金	20,973,645 12,868,394 8,105,251	21,015,199 12,881,092 8,134,106
合 計	20,973,645	21,015,199
(貸 方) 経 常 収 益 ( 事 業 収 益 ) 負 担 金	20,973,645 12,868,394 10,622,525 2,245,869	21,015,199 12,881,092 8,134,106 6,256,251 713 650千円 × 91.5/1,000 × 12月 イ 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 6,255,538 5,697,211千円 × 91.5/1,000 × 12月 (2) 標準期末手当等 1,877,855 7 地方公共団体の長 274 3,000千円 × 91.5/1,000 イ 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 1,877,581 20,520,005千円 × 91.5/1,000 2 基礎年金拠出金 3,735,512 (1) 標準報酬月額 2,877,682 7 地方公共団体の長 324 650千円 × 41.6/1,000 × 12月 イ 一般及び特定前払組合員 2,877,358 5,763,937千円 × 41.6/1,000 × 12月 (2) 標準期末手当等 857,830 7 地方公共団体の長 124 3,000千円 × 41.6/1,000 イ 一般及び特定前払組合員 857,706 20,617,917千円 × 41.6/1,000 3 追加費用 1,011,475 5,619,310千円 × 15.0/1,000 × 12月

科 目	令和3年度 千円	令和4年度 千円
組 合 員 保 険 料	8,105,251 6,548,976 1,556,275	8,134,106 6,256,251 6,256,251 713 650千円 × 91.5/1,000 × 12月 イ 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 6,255,538 5,697,211千円 × 91.5/1,000 × 12月 2 標準期末手当等保険料 1,877,855 (1) 標準期末手当等 1,877,855 7 地方公共団体の長 274 3,000千円 × 91.5/1,000 イ 一般及び特定前払組合員(免除者除く) 1,877,581 20,520,005千円 × 91.5/1,000
合 計	20,973,645	21,015,199

厚生年金保険経理  
予定貸借対照表

科目 (借方)	令和2年度 決算額		令和3年度 増△減		令和4年度 増△減	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	1,238,533	20,399	1,258,932	24,530	1,283,462	
普通預金	1,236,881	21,104	1,257,985	24,530	1,282,515	
当座預金	376	571	947	0	947	
未収金	1,276	△1,276	0	0	0	
合計	1,238,533	20,399	1,258,932	24,530	1,283,462	
(貸方)						
流動負債	1,238,533	20,399	1,258,932	24,530	1,283,462	
未払金	1,238,157	19,828	1,257,985	24,530	1,282,515	
預り金	376	571	947	0	947	
合計	1,238,533	20,399	1,258,932	24,530	1,283,462	

厚生年金保険経理  
予定貸借対照表説明書

科目	令和3年度		令和4年度	
	千円	千円	千円	千円
(借方)				
流動資産	1,258,932	1,283,462		
普通預金	1,257,985	1,282,515		
当座預金	947	947		
未収金	0	0		
	未収負担金	0	未収負担金	0
	未収組合員保険料	0	未収組合員保険料	0
合計	1,258,932	1,283,462		
(貸方)				
流動負債	1,258,932	1,283,462		
未払金	1,257,985	1,282,515		
預り金	947	947		
合計	1,258,932	1,283,462		

退職等年金経理  
予定損益計算書

科目	令和2年度 決算額		令和3年度 推計		令和4年度 推計		前年度対比増△減	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借方)								
経常費用	1,324,672	1,328,902	1,333,800	4,230	4,898			
(事業費用)								
負担金払込金	662,344	664,451	666,900	2,107	2,449			
掛金払込金	662,328	664,451	666,900	2,123	2,449			
合計	1,324,672	1,328,902	1,333,800	4,230	4,898			
(貸方)								
経常収益	1,324,672	1,328,902	1,333,800	4,230	4,898			
(事業収益)								
負担金	662,344	664,451	666,900	2,107	2,449			
掛金	662,328	664,451	666,900	2,123	2,449			
合計	1,324,672	1,328,902	1,333,800	4,230	4,898			

退職等年金経理  
予定貸借対照表

科 目	令和2年度 決算額		令和3年度 増△減		令和4年度 増△減	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)						
流動資産	83,050	84,435	1,385	1,055	85,490	
普通預金	82,987	84,435	1,448	1,055	85,490	
未収金	63	0	△63	0	0	
合 計	83,050	84,435	1,385	1,055	85,490	
(貸 方)						
流動負債	83,050	84,435	1,385	1,055	85,490	
未払金	83,050	84,435	1,385	1,055	85,490	
合 計	83,050	84,435	1,385	1,055	85,490	

退職等年金経理  
予定貸借対照表説明書

科 目	令和3年度		令和4年度	
	千円	千円	千円	千円
(借 方)				
流動資産	84,435	85,490		
普通預金	84,435	85,490		
未収金	0	0		
未収負担金	0	0		
未収掛金	0	0		
合 計	84,435	85,490		
(貸 方)				
流動負債	84,435	85,490		
未払金	84,435	85,490		
合 計	84,435	85,490		

退職等年金経理  
予定損益計算書説明書

科 目	令和3年度		令和4年度	
	千円	千円	千円	千円
(借 方)				
経常費用 (事業費用)	1,328,902	1,333,800		
負担金払込金	664,451	666,900		
掛金払込金	664,451	666,900		
合 計	1,328,902	1,333,800		
(貸 方)				
経常収益 (事業収益)	1,328,902	1,333,800		
負担金	664,451	666,900		
3年12月末実績 1～3月推計	537,079	666,900		
1 地方公共団体負担金	127,372	512,940		
(1) 標準報酬月額	58	58		
7 地方公共団体の長	650千円 × 7.5/1,000 × 12月	512,882		
イ 一般及び特定特別区職員等(他職者除く)	5,698,699千円 × 7.5/1,000 × 12月	153,960		
(2) 標準報酬期末手当等分	153,960	22		
7 地方公共団体の長	3,000千円 × 7.5/1,000	22		
イ 一般及び特定特別区職員等(他職者除く)	20,525,173千円 × 7.5/1,000	153,938		
組合員掛金	664,451	666,900		
3年12月末実績 1～3月推計	537,129	666,900		
1 標準報酬月額掛金	127,322	512,940		
(1) 標準報酬月額	58	58		
7 地方公共団体の長	650千円 × 7.5/1,000 × 12月	512,882		
イ 一般及び特定特別区職員等(他職者除く)	5,698,699千円 × 7.5/1,000 × 12月	153,960		
2 標準報酬期末手当等掛金	153,960	22		
(1) 標準報酬期末手当等分	153,960	22		
7 地方公共団体の長	3,000千円 × 7.5/1,000	22		
イ 一般及び特定特別区職員等(他職者除く)	20,525,173千円 × 7.5/1,000	153,938		
合 計	1,328,902	1,333,800		



経過の長期経理  
予定損益計算書

科 目	令和2年度 決算額	令和3年度		令和4年度		前年度対比較増△減	
		推計	千円	推計	千円	令和3年度	千円
(借 方) 経常費用 (事業費用)	104,015	102,357	104,323	102,357	104,323	△1,966	1,966
負担金払込金	104,015	102,357	104,323	102,357	104,323	△1,966	1,966
合 計	104,015	102,357	104,323	102,357	104,323	△1,966	1,966
(貸 方) 経常収益 (事業収入)	104,015	102,357	104,323	102,357	104,323	△1,966	1,966
負担金	104,015	102,357	104,323	102,357	104,323	△1,966	1,966
合 計	104,015	102,357	104,323	102,357	104,323	△1,966	1,966

経過の長期経理  
予定損益計算書説明書

科 目	令和3年度		令和4年度	
	千円	千円	千円	千円
(借 方) 経常費用 (事業費用)	102,357	104,323	102,357	104,323
負担金払込金	102,357	104,323	102,357	104,323
合 計	102,357	104,323	102,357	104,323
(貸 方) 経常収益 (事業収入)	102,357	104,323	102,357	104,323
負担金	102,357	104,323	102,357	104,323
3年12月末実績 1～3月推計	100,627	102,357	100,627	102,357
1 地方公共団体負担金	9,919	10,404	9,919	10,404
(1) 標準報酬月額分	7,641	7,641	7,641	7,641
7 地方公共団体の長	650千円	650千円	650千円	650千円
イ 一般及び特定報酬組合員等	7,640	7,640	7,640	7,640
5,762,035千円	5,762,035千円	5,762,035千円	5,762,035千円	
(2) 標準期末手当等分	2,278	2,278	2,278	2,278
7 地方公共団体の長	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円
イ 一般及び特定報酬組合員等	2,277	2,277	2,277	2,277
20,608,022千円	20,608,022千円	20,608,022千円	20,608,022千円	
2 追加費用	94,404	94,404	94,404	94,404
5,619,310千円	5,619,310千円	5,619,310千円	5,619,310千円	
合 計	102,357	104,323	102,357	104,323

業 務 経 理  
予 算 総 則

事 項	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 100,000 有価証券	千円 100,000 有価証券
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 39 37,491 職員給与 旅 費 事 務 費 20,564	千円 39 45,230 731 20,879
3 法第113条第4項に規定 する組合の事務に要する費用 の組合員1人当たりの額	円 7,200	円 7,200
4 施行規程第7条第1項に 規定する短期経理から業務 経理へ繰り入れる買金の最 高限度額	円 1,368 (定款上の限度額 2,075)	円 1,388 (定款上の限度額 2,095)

経 過 の 長 期 経 理  
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	決 算 額	増△減	年 度 末	年 度 末	年 度 末	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	580	△10	570	66	636	636
普通預金	580	△10	570	66	636	636
未収金	0	0	0	0	0	0
合 計	580	△10	570	66	636	636
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	580	△10	570	66	636	636
未払金	580	△10	570	66	636	636
合 計	580	△10	570	66	636	636

経 過 の 長 期 経 理  
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
	年 度 末 推 計	年 度 末 推 計	年 度 末 推 計	年 度 末 推 計
(借 方)	千円	千円	千円	千円
流動資産	570	636	570	636
普通預金	570	636	570	636
未収金	0	0	0	0
未収負債金	0	0	0	0
合 計	570	636	570	636
(貸 方)	千円	千円	千円	千円
流動負債	570	636	570	636
未払金	570	636	570	636
合 計	570	636	570	636

業 務 経 理  
予 定 損 益 計 算 書 説 明 書

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
(借 方) 経 常 費 用 (事業費用)	千円 116,807	千円 163,672
役 員 報 酬	29,398	39
職 員 給 与	29,398	45,230
		9,250
		35,980
旅 費	11	731
		2
		554
		0
		0
		49
		1
		123
事 務 費	15,650	20,374
		1,691
		916
		775
		2,587
		10
		380
		54
		60
		10
		1,740
		333
		10,215
		417
		8,718
		851
		140
		69
		20
4 会議費		13
(1) 組合会		7
(2) その他の会議		6

業 務 経 理  
予 定 損 益 計 算 書

科 目	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		前 年 度 対 比 較 増 減	
	決 算 額	推 計	推 計	推 計	推 計	推 計	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
(借 方) 経 常 収 益 (事業収益)	112,516	116,807	163,672	4,291	46,865			
負 担 金	26	39	13	0	15,832			
雑 収 入	25,387	29,398	45,230	4,011	720			
(補助金等収入)	15,595	15,690	20,879	95	5,189			
(事業外収益)	20,655	12,541	35,928	△ 8,114	23,387			
利息及び配当金	0	0	50	0	50			
繰 入 金	4,598	4,646	4,682	48	36			
短期経理より繰入	2,050	2,069	940	19	△ 1,129			
特別利益	3,280	3,531	6,080	251	2,519			
前期損益修正益	0	0	10	0	10			
前期損益修正損失	100	100	0	0	0			
当期損失金	440	4,635	7,121	4,195	2,486			
当期損失	40,852	44,135	41,847	3,783	△ 2,288			
繰 上 金	25	25	35	0	10			
特別損失	2,310	50	0	△ 2,260	△ 50			
前期損益修正損	2,199	0	0	△ 2,199	0			
固定資産売却損	111	50	0	△ 61	△ 50			
当期利益金	5,065	9,068	0	4,003	△ 9,068			
当期利益	5,065	9,068	0	4,003	△ 9,068			
合 計	119,891	125,925	163,672	6,034	37,747			
(貸 方) 経 常 収 益 (事業収益)	102,827	108,201	113,254	5,374	5,053			
負 担 金	90,619	92,203	93,902	1,584	1,699			
雑 収 入	7	7	0	0	△ 7			
(補助金等収入)	12,201	15,991	19,352	3,790	3,361			
(事業外収益)	0	0	0	0	0			
繰 入 金	16,953	17,519	18,102	566	583			
短期経理より繰入	16,953	17,519	18,102	566	583			
特別利益	111	205	0	94	△ 205			
前期損益修正益	111	205	0	94	△ 205			
当期損失金	0	0	32,316	0	32,316			
当期損失	0	0	32,316	0	32,316			
合 計	119,891	125,925	163,672	6,034	37,747			

科目	令和3年度 千円	令和4年度 千円
事務費負担金払込金 (組合員1人当たり) (平均組合員数) 3,200円 × 13,077人	44,135	41,847
雑費	25	25
特別損失	0	0
前期損益修正額	0	0
固定資産除増損	50	0
当期利益金	9,068	0
当期利益金	9,068	0
合計	125,925	168,672
(貸)	千円	千円
経常収益 (事業収益)	108,201	113,254
負担金	92,203	93,902
雑収入	7	0
(補助金等収入) 連合会交付金	15,981	19,352
1 連合会交付金(厚年・経過的)(1-2) 令和4年度交付額 (①×②-③) ①事務費負担金払込金 (組合員1人当たり) (明算組合員数) 7,200円 × 13,042人 ②組合事務費繰入金 (厚年・経過的経理より繰入) (組合員1人当たり) (明算組合員数) 1,372円 × 13,042人 ③連合会事務費(厚年・経過的分) (組合員1人当たり) (明算組合員数) 2,294円 × 13,042人 ④地方公務員共済組合連合会分担当金 (組合員1人当たり) (明算組合員数) 1,120円 × 13,042人	15,102	14,840
1 連合会交付金(厚年・経過的)(1-2) 令和4年度交付額 (①×②-③) ①事務費負担金払込金 (組合員1人当たり) (明算組合員数) 7,200円 × 13,042人 ②組合事務費繰入金 (厚年・経過的経理より繰入) (組合員1人当たり) (明算組合員数) 1,372円 × 13,042人 ③連合会事務費(厚年・経過的分) (組合員1人当たり) (明算組合員数) 2,294円 × 13,042人 ④地方公務員共済組合連合会分担当金 (組合員1人当たり) (明算組合員数) 1,120円 × 13,042人	15,102	14,840

科目	令和3年度 千円	令和4年度 千円
5 雑費		6,373
(1) 振込手数料		3,078
(2) 納入通知書振込手数料		2,252
(3) 通知書発行手数料		18
(4) コンビニ収納手数料		506
(5) 税高証明発行・証券管理等手数料		30
(6) RIBET研修参加費等		259
(7) その他手数料等雑費		230
委託費	12,541	25,925
1 短期給付システム保守費		3,762
2 共済組合IT維持管理委託費		301
3 柔道整復点検部会事務委託料		1,833
4 電子レシート交関委託費		807
5 産業廃棄物収集運搬及び処理		9
6 FAX保守費		30
7 電子化業務委託費		3,000
8 基幹システム保守委託費		1,238
9 短期給付システム改修委託費		4,950
10 個人番号照会及び印刷用紙等取替費用		68
11 オンライン資格確認に関する運営費		383
12 クラウド移行業務管理ソフトウェア費用		292
13 医療保険者向け中間サーバーに関する運営費用		252
14 矢野橋町簡易電子化業務委託		5,865
15 「年金だより」封入作業委託費		170
16 扶養親権コールセンター業務委託費		1,980
17 組合専用端末(リ)アドレス委託費		660
18 組合員証カード費用及び印字委託費		5,280
19 その他委託費(労働者派遣委託費用など)		5,068
修繕費	0	0
賃借料	4,646	4,682
1 パソコン使用料		4,082
2 コピー使用料		600
普及費	2,089	940
1 職員月報発行経費		414
2 共済新聞		11
3 わかりやすい年金		8
4 その他普及費(運用拡大の周知パンフレット等)		507
負債金	3,531	5,080
1 社会保険料等負担金		6,041
2 その他の会議		39
運賃費	0	0
減価償却費	100	100
連合会分担当金	4,635	7,121
連合会分担当金(短期給付分) (組合員1人当たり) (明算組合員数) 566円 × 13,042人		7,121

業 務 経 理  
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	決 算 額	増△減	増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)						
流動資産	124,673	8,959	8,959	133,632	△ 32,216	101,416
普通預金	124,623	8,986	8,986	133,609	△ 32,216	101,393
立替金	40	△ 17	△ 17	23	0	23
仮払金	5	△ 5	△ 5	0	0	0
未収金	5	△ 5	△ 5	0	0	0
固定資産	558	△ 150	△ 150	408	△ 100	308
(有形固定資産)	508	△ 100	△ 100	408	△ 100	308
器具及び備品						
(無形固定資産)	50	△ 50	△ 50	0	0	0
電話加入権						
合 計	125,231	8,809	8,809	134,040	△ 32,316	101,724
(貸 方)						
流動負債	2,779	△ 209	△ 209	2,570	0	2,570
未払金	671	△ 23	△ 23	648	0	648
未払費用	1,980	△ 137	△ 137	1,843	0	1,843
預り金	128	△ 49	△ 49	79	0	79
剰余金	122,452	9,018	9,018	131,470	△ 32,316	99,154
資本剰余金	50	△ 50	△ 50	0	0	0
利益剰余金	122,402	9,068	9,068	131,470	△ 32,316	99,154
合 計	125,231	8,809	8,809	134,040	△ 32,316	101,724

科 目	令和3年度	令和4年度
	千円	千円
2 令和3年度精算額(②-①)		△ 282
①令和3年度交付額(見込)		11,803
②令和3年度確定額(見込)		11,541
(ア)イウエ		
ア 事務費負担金払込金決算見込額		41,088
(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)		
3,200円×12,840人		
イ 事務費繰入金払込金決算見込額		17,616
(組合員1人当たり) (組合員数実績見込)		
1,372円×12,840人		
ウ 運営費事務費確定額		32,821
(組合員1人当たり) (運営組員数実績)		
2,563円×12,806人		
エ 地方公営企業等債の交付金償還額		14,342
(組合員1人当たり) (運営組員数実績)		
1,120円×12,806人		
II 連合交付金(退職等) (1+2)		4,512
1 退職等年金給付業務に要する経費		5,666
相当額(①-②-③)		
① 短期・長期未払経費の25分の1の額		3,155
② 長期未払経費の12分の1の額		1,560
③ 個別の退職等年金給付業務経費の額		851
2 令和3年度精算額(②-①)		△ 1,054
①令和3年度交付額(見込)		4,799
②令和3年度確定額(見込)		3,745
(事業外収益)		
利息及び配当金	0	0
繰 入	17,519	18,102
短期経理より繰入	17,519	18,102
(組合員1人当たり) (運営組員数)	1,388円 ×	13,042人
特 別 利 益	205	0
前期繰越修正益	205	0
当期損失金	0	32,316
当期損失金		32,316
合 計	125,935	163,672

業 務 経 理  
予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	千 円	千 円
(借 方)		
流動資産		
普通預金	133,632	101,416
立替金	133,609	101,393
仮払金	23	23
未収金	0	0
未収金	0	0
固定資産	408	308
(有形固定資産)	408	308
器具及び備品		
(無形固定資産)		
電話加入権	0	0
合 計	134,040	101,724
(貸 方)		
流動負債		
未払金	2,570	2,570
未払費用	648	648
預り金	1,843	1,843
預り所得税等	79	79
剰余金	131,470	99,154
資本剰余金	0	0
利益剰余金	131,470	99,154
前年度繰越利益剰余金	122,402	131,470
当期利益金	9,068	32,316
当期損失金		
合 計	134,040	101,724

保 健 経 理  
予 算 総 則

事 項	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	千 円	千 円
1. 法第25条の規定により 余剰金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	100,000	100,000
2. 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 3,167 30 701	千円 553 30 983
3. 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	千円 30,000	千円 30,000

保健経理  
予定損益計算書説明書

科目	令和3年度	令和4年度
(借方) 経常費用 職員給与	355,667 2,755	382,722 553
厚生費	248,957	553
特定健康診査等費	83,662	250,411
旅費	0	250,700
事務費	485	51,700
委託費	13,494	144,000
借料	1,573	30,000
普及費	811	24,711
負担金	342	83,623
連合会分損金	3,585	74,928
当期利益金	0	8,695
当期利益金	0	20
合計	355,667	882,722

保健経理  
予定損益計算書

科目	令和2年度 決算額	令和3年度 推計	令和4年度 推計	前年度対比較増△減	
				令和3年度	令和4年度
(借方) 経常費用 (事業費用) 職員給与	312,638	355,667	382,722	43,029	27,055
厚生費	1,859	2,755	553	896	△ 2,202
特定健康診査等費	218,325	248,957	250,411	30,632	1,454
旅費	73,381	83,662	83,623	10,281	△ 39
事務費	0	0	30	0	30
委託費	399	485	983	86	498
借料	12,084	13,494	41,439	1,410	27,945
普及費	1,680	1,573	1,520	△ 107	△ 53
負担金	1,029	814	1,650	△ 215	836
連合会分損金	266	342	0	76	△ 342
当期利益金	3,615	3,585	2,513	△ 30	△ 1,072
当期利益金	0	0	0	0	0
当期利益金	0	0	0	0	0
合計	312,638	355,667	382,722	43,029	27,055
(貸方) 経常収益 (事業収益) 負担金	305,786	308,556	324,087	3,070	15,231
掛入	138,331	138,557	144,422	226	5,865
施設収入	135,203	135,509	142,232	306	6,723
当期損失金	32,252	34,790	37,433	2,538	2,643
当期損失金	6,852	46,811	58,635	39,959	11,824
当期損失金	6,852	46,811	58,635	39,959	11,824
合計	312,638	355,667	382,722	43,029	27,055

保 健 経 理  
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和2年度 決 算 額	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度	
		増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	248,126	△ 56,738	191,388	△ 58,585	132,803
普通預金	215,840	△ 59,242	156,598	△ 61,228	95,370
未収金	32,286	2,504	34,790	2,643	37,433
固定資産 (無形固定資産)	450,000	0	450,000	0	450,000
施設預託金	450,000	0	450,000	0	450,000
合 計	698,126	△ 56,738	641,388	△ 58,585	582,803
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円
流動負債	10,996	△ 9,927	1,069	50	1,119
未払金	10,871	△ 9,861	1,010	0	1,010
未払費用	125	△ 66	59	50	109
預り金	0	0	0	0	0
剰余金	587,130	△ 46,811	640,319	△ 58,635	581,684
資本剰余金	450,000	0	450,000	0	450,000
利益剰余金	237,130	△ 46,811	190,319	△ 58,635	131,684
合 計	698,126	△ 56,738	641,388	△ 58,585	582,803

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
(貸 方)	千円	千円
経常収益 (事業収益)	308,856	324,087
負債	138,557	144,422
3年12月末実績	112,328	142,232
1~3月累計	26,229	110,482
1 地方公共団体負担金		26
(1) 標準報酬月額		110,456
ア 地方公共団体の長		31,750
イ 一般及び特定消防組合員		9
エ 1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月		
ロ 6,136,417千円 × 1.5/1,000 × 12月		
110,456		
(2) 標準期末手当等		
ア 地方公共団体の長		2,190
イ 一般及び特定消防組合員		
エ 5,730千円 × 1.5/1,000		
ロ 21,160,395千円 × 1.5/1,000		
2 特定健康診査等負担金		
170円 × 12,882人		
掛 金	135,509	142,232
2年12月末実績	109,283	110,482
1~3月累計	26,226	26
1 標準報酬月額掛金		110,456
(1) 地方公共団体の長		31,750
イ 1,390千円 × 1.5/1,000 × 12月		9
ロ 6,136,417千円 × 1.5/1,000 × 12月		
2 標準期末手当等掛金		
(1) 地方公共団体の長		2,190
イ 5,730千円 × 1.5/1,000		
ロ 21,160,395千円 × 1.5/1,000		
施設収入	34,790	37,433
当期損失金	46,811	58,635
当期損失金	46,811	58,635
合 計	355,667	382,722



保 健 経 理  
 予 定 貸 借 対 照 表 説 明 書

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
(借 方)	千円	千円
流動資産	191,388	132,803
普通預金	156,598	95,370
未収金	34,790	37,433
固定資産 (有形固定資産)	450,000	450,000
施設預託金	450,000	450,000
合 計	641,388	582,803
(貸 方)	千円	千円
流動負債	1,069	1,119
未払金	1,010	1,010
未払費用	59	109
剰余金	640,319	581,684
資本剰余金	450,000	450,000
利益剰余金	190,319	131,684
欠損金補てん積立金	22,500	22,500
前年度繰越利益剰余金	214,630	167,819
当期損失	46,811	58,635
合 計	641,388	582,803

貯 金 経 理  
 予 算 総 則

事 項	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
1 法第25条の規定により 剰余金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 有価証券 10,000,000	千円 有価証券 10,000,000
2 人件費及び事務費の最高 限度額	千円 職員給与 191 事務費 1,051	千円 職員給与 368 事務費 1,346
3 組合員貯金に対する支払 利率	年 0.35%	年 0.35%

貯 金 経 理  
 予 定 損 益 計 算 書

科 目	令 和 2 年 度 決 算 額	令 和 3 年 度		令 和 4 年 度		前 年 度 対 比 較 増 減
		推 計	推 計	推 計	推 計	
(借 方)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用 (事業費用)	59,254	40,117	42,653	△ 19,137	2,536	
職員給与	80	191	368	111	177	
事務費	541	575	1,346	34	771	
支払利息	58,633	39,351	40,939	△ 19,282	1,588	
特別損失	0	0	0	0	0	
前期損益修正損	0	0	0	0	0	
当期利益金	7,351	20,611	15,829	13,260	△ 4,782	
当期利益金	7,351	20,611	15,829	13,260	△ 4,782	
合 計	66,605	60,728	58,482	△ 5,877	△ 2,246	
(貸 方)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
経常収益 (運用収入)	66,605	60,728	58,482	△ 5,877	△ 2,246	
利息及び配当金	66,435	60,678	58,412	△ 5,757	△ 2,266	
償還差益	170	50	70	△ 120	20	
合 計	66,605	60,728	58,482	△ 5,877	△ 2,246	

貯 金 経 理  
予 定 貸 借 対 照 表

科 目	令和2年度	令和3年度		令和4年度	
	決 算 額	増△減	年 度 末	増△減	年 度 末
	千円	千円	千円	千円	千円
(借 方)					
流動資産	564,244	△ 246,101	318,143	△ 16,795	301,348
普通預金	553,154	△ 244,833	308,321	△ 16,986	291,335
未収収益	11,090	△ 1,268	9,822	191	10,013
固定資産	10,791,597	600,050	11,391,647	300,070	11,691,717
(投資その他の資産)					
金銭信託	1,700,000	900,000	2,600,000	0	2,600,000
投資有価証券	9,091,597	△ 299,950	8,791,647	300,070	9,091,717
合 計	11,355,841	353,949	11,709,790	283,275	11,993,065
(貸 方)					
流動負債	10,695,740	333,337	11,029,077	267,446	11,296,523
組合員貯金	10,665,562	342,838	11,008,420	266,981	11,275,401
未払費用	28,738	△ 9,521	19,217	465	19,682
預り金	1,440	0	1,440	0	1,440
剰余金	660,101	20,612	680,713	15,829	696,542
利益剰余金	660,101	20,612	680,713	15,829	696,542
合 計	11,355,841	353,949	11,709,790	283,275	11,993,065

貯 金 経 理  
予 定 損 益 計 算 説 明 書

科 目	令和3年度	令和4年度
	千円	千円
(借 方)		
経常費用 (事業費用)	40,117	42,653
職員給与	191	368
事務費	575	1,346
1 事務用消耗品費	0	50
2 図庫印刷費	143	386
(1) 様式印刷	143	286
(2) その他印刷物	100	100
3 事務費雑費	432	910
(1) 通知書振込手数料	432	108
(2) 振込手数料	3	535
(3) 振込票発行手数料	3	3
(4) 媒体持込基本料金	264	264
支払利息	39,351	40,939
令和3年12月末残額	19,179	20,261
1～3月推計	20,172	20,678
特別損失	0	0
前期損益修正損	0	0
当期利益金	20,611	15,829
当期利益金	20,611	15,829
合 計	60,728	58,482
(貸 方)		
経常収益 (運用収入)	60,728	58,482
利息及び配当金		
1 有価証券利息	60,678	58,412
令和3年12月末残額	57,809	54,869
1～3月推計	32,907	24,902
2 信託収益	2,869	3,543
令和3年12月末残額	1,817	1,817
1～3月推計	1,052	1,052
償還差益	50	70
合 計	60,728	58,482

理 経 金 貯  
予定貸借対照表説明書

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	千円	千円
(借 方)		
流動資産		
普通預金	318,143	301,348
未収収益	308,321	291,335
	年度末推計	年度末推計
1 有価証券利息	9,822	10,013
2 信託収益	9,558	9,748
	年度末推計	年度末推計
固定資産		
(投資その他の資産)		
金銭信託	264	265
投資有価証券	11,391,647	11,691,717
	年度末推計	年度末推計
1 国債	2,600,000	2,600,000
	年度末推計	年度末推計
2 地方債	8,791,647	9,091,717
	年度末推計	年度末推計
3 社債	300,000	300,000
	年度末推計	年度末推計
4 諸債券	0	0
	年度末推計	年度末推計
合計	11,709,790	11,993,065

科 目	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
	千円	千円
(貸 方)		
流動負債		
組合員貯金	11,029,077	11,296,523
未払費用	11,008,420	11,275,401
預り金	19,217	19,682
	年度末推計	年度末推計
剰余金	1,440	1,440
	年度末推計	年度末推計
利益剰余金	680,713	696,542
	年度末推計	年度末推計
合計	680,713	696,542
	年度末推計	年度末推計
欠損金補てん積立金	550,421	563,770
積立金	130,292	132,772
	年度末推計	年度末推計
合計	11,709,790	11,993,065

貸 付 経 理  
子 算 総 則

事 項	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	千円 1,500,000	千円 1,500,000
2 総理単位相互間における 資金の最高限度額及び条件	退職等年金預託管理経理からの 長期借入金 最高限度額 0 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方公 務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が定める 率	退職等年金預託管理経理からの 長期借入金 最高限度額 0 利率 地方公務員等共済組合法第38条の 2第2項第7号の規定により地方公 務員共済組合連合会が定める基 準利率の区分に応じて総務大臣が定める 率
3 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)	1 普通貸付 貸付限度額 2,000 利率 年1.26% 2 住宅貸付 貸付限度額 18,000 利率 年1.26% (介護1.0%)
4 人件費及び事務費の最高 限度額	3 災害貸付 貸付限度額 18,000 利率 年0.93% 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 8,800 医療 1,000 結核 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800	3 災害貸付 貸付限度額 18,000 利率 年0.93% 災害再貸付 19,000 利率 年0.93% 4 特別貸付 貸付限度額 8,800 医療 1,000 結核 2,000 葬祭 2,000 入学 2,000 修学 1,800
5 福祉経理相互間における 資金の繰入れの最高限度額	職員給与 3,136 旅費 245 事務費 1,466 30,000	職員給与 600 旅費 101 事務費 1,252 30,000

貸付経理  
予定損益計算書説明書

科目	令和2年度 決算額	令和3年度 推計	令和4年度 推計	前年度対比		増減
				令和3年度	令和4年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(借方)						
経常費用	11,532	8,886	9,690	△2,917	804	
(事業費用)						
職員給与	2,400	2,664	600	284	△2,064	
旅費	0	0	101	0	101	
事務費	685	666	1,252	△29	586	
委託費	405	359	4,564	△46	4,205	
修繕費	0	0	30	0	30	
賃借料	123	13	830	△110	317	
書費	2,035	2,177	663	142	△1,514	
諸謝金	0	0	30	0	30	
負担金	288	337	50	49	△287	
支払利息	0	0	0	0	0	
連合会払込金	5,708	2,491	1,946	△3,217	△545	
雑費	25	25	50	0	25	
減価償却費	154	154	74	0	△80	
特別損失	1	0	0	△1	0	
前期損益修正損	1	0	0	△1	0	
当期利益金	11,118	9,945	5,768	△1,173	△4,177	
当期利益金	11,118	9,945	5,768	△1,173	△4,177	
合計	22,952	18,831	15,458	△4,121	△3,373	
(貸方)						
経常収益	22,841	18,718	15,458	△4,123	△3,280	
(事業収益)						
組合員貸付金利息	22,047	17,513	14,252	△4,534	△3,281	
(補助金等収入)						
連合会交付金	190	167	167	△23	0	
(事業外収益)						
利息及び配当金	604	1,038	1,039	434	1	
特別利益	111	113	0	2	△113	
前期損益修正益	111	113	0	2	△113	
当期損失金	0	0	0	0	0	
当期損失金	0	0	0	0	0	
合計	22,952	18,831	15,458	△4,121	△3,373	

貸付経理  
予定損益計算書説明書

科目	令和3年度	令和4年度
	千円	千円
(借方)		
経常費用	8,886	9,690
(事業費用)		
職員給与	2,664	600
旅費	0	101
事務費	666	1,252
委託費	359	4,564
修繕費	0	30
賃借料	110	830
書費	142	663
諸謝金	0	30
負担金	49	50
支払利息	0	0
連合会払込金	3,217	1,946
雑費	0	50
減価償却費	0	74
特別損失	△1	0
前期損益修正損	△1	0
当期利益金	4,177	5,768
当期利益金	4,177	5,768
合計	3,373	15,458
(貸方)		
経常収益	15,458	15,458
(事業収益)		
組合員貸付金利息	14,252	14,252
(補助金等収入)		
連合会交付金	167	167
(事業外収益)		
利息及び配当金	434	1,039
特別利益	2	0
前期損益修正益	2	0
当期損失金	0	0
当期損失金	0	0
合計	3,373	15,458

貸付経理  
貸付貸借対照表

科目	平成2年度		令和3年度		令和4年度	
	決算額	千円	増△減	千円	増△減	千円
(借方)						
流動資産	246,812	△163,703	83,139	205,634	288,773	
普通預金	232,179	△163,748	68,436	205,634	274,070	
立替金	0	0	0	0	0	
未収収益	63	40	103	0	103	
未収金	14,600	0	14,600	0	14,600	
固定資産	2,197,650	172,636	2,370,286	△200,093	2,170,193	
(有形固定資産)						
器具及び備品	227	△154	73	△72	1	
(投資その他の資産)						
金銭信託	600,000	500,000	1,100,000	0	1,100,000	
組合員貸付金	1,597,423	△327,210	1,270,213	△200,021	1,070,192	
合計	2,444,492	8,933	2,453,425	5,541	2,458,966	
(貸方)						
流動負債	1,956	△1,012	944	△227	717	
未払金	1,703	△968	745	△209	536	
未払費用	54	△2	52	△9	43	
預り金	199	△52	147	△9	138	
固定負債	0	0	0	0	0	
長期借入金	0	0	0	0	0	
剰余金	2,442,536	9,946	2,452,481	5,768	2,458,249	
利益剰余金	2,442,536	9,946	2,452,481	5,768	2,458,249	
合計	2,444,492	8,933	2,453,425	5,541	2,458,966	

科目	令和3年度	令和4年度
借料	13	330
普及費	2,177	280
諸謝金	0	50
負担金	337	663
支払利息	0	453
連合会払込金	2,491	10
雑費	25	200
減価償却費	154	30
特別損失	0	50
前期損益修正損	0	50
当期利益金	9,945	0
当期利益金	9,945	5,768
合計	18,831	15,468
(貸方)		
經常収益	18,718	15,468
(事業収益)		
組合員貸付利息	17,513	14,252
(補助金等収入)		
連合会交付金	167	167
(事業外収益)		
利息及び配当金	1,038	1,039
特別利益	113	0
前期損益修正益	113	0
当期損失金	0	0
当期損失金	0	0
合計	18,831	15,468

貸付経理  
貸付借対照表説明書

Table with columns for '科目' (Item), '令和3年度' (FY2021), and '令和4年度' (FY2022). Rows include '流動資産' (Current Assets), '固定資産' (Fixed Assets), and '負債' (Liabilities).

川崎市共済公告第7号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第46条の2第1項の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

令和4年3月31日

川崎市職員共済組合  
理事長 伊藤 弘

平均標準報酬月額 470,000円

ただし、令和4年4月から令和5年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

川崎区公告

川崎市川崎区公告第48号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田 宏之

Table with columns: '年度' (Year), '科目' (Item), '期別' (Period), 'この公告により滞納処分に着手しうる日' (Start date of delinquency disposal), and '件数・備考' (Number of cases/Remarks).

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第49号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険

法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する  
地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定に  
より公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付  
します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第50号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべき  
ところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明  
のため送達することができないので、介護保険法(平成  
9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法  
(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告し  
ます。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	介護保険料	第 11期	令和4年3月29日 (第11期分)	計21件

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第51号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の  
者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及  
び事業所が不明のため送達することができないので、高  
齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  
第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第  
20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第 8期	令和4年3月29日 (第8期分)	計4件

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第52号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す  
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が  
不明のため送達することができないので、国民健康保険  
法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭

和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。  
なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付  
します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第53号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の  
住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達するこ  
とができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律  
第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律  
第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第54号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の  
者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及  
び事業所が不明のため送達することができないので、高  
齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)  
第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第  
20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年3月18日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第55号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙  
記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事  
務所及び事業所が不明のため送達することができないの  
で、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、  
介護保険法(平成9年法律第123号)第143条及び高齢者  
の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第  
112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20  
条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交  
付します。

令和4年3月22日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

#### 川崎市川崎区公告第56号



差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月29日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第57号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月31日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第58号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月31日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第59号

国民健康保険料に係る交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月31日

川崎市川崎区長 増田宏之

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第14号

次の後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月16日

川崎市幸区長 関敏秀

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料			2件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市幸区長 関敏秀

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数備考
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第1期	令和4年3月29日	計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和4年3月29日	計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和4年3月29日	計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和4年3月29日	計1件
令和2年度	後期高齢者医療保険料	第5期	令和4年3月29日	計1件

令和 2年度	後期高齢者 医療保険料	第 6期	令和4年3月29日	計1件
-----------	----------------	---------	-----------	-----

(別紙省略)

**川崎市幸区公告第16号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市幸区長 関 敏 秀

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	介護保険料	第 9期	令和4年3月29日	計1件
令和 3年度	介護保険料	第 10期	令和4年3月29日	計1件
令和 3年度	介護保険料	第 11期	令和4年3月29日	計4件

(別紙省略)

**川崎市幸区公告第17号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市幸区長 関 敏 秀

(別紙省略)

**中 原 区 公 告****川崎市中原区公告第13号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和4年3月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第14号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	介護保険料	第 9期	令和4年3月29日	1件
令和 3年度	介護保険料	第 10期	令和4年3月29日	2件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第15号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市中原区長 永 山 実 幸

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第 6期	令和4年3月29日	計1件
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第 7期	令和4年3月29日	計1件

(別紙省略)

**川崎市中原区公告第16号**

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用す

る地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月28日

川崎市中原区長 永山実幸

(別紙省略)

高津区公告

川崎市高津区公告第26号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第27号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	後期高齢者医療保険料	第8期分	令和4年3月29日(第8期分)	計2件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第28号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和4年3月18日

川崎市高津区長 鈴木哲朗

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和3年度	介護保険料	第11期分	令和4年3月29日(第11期分)	計6件

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第11号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第12号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第13号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市宮前区長 南昭子

**多摩区公告****川崎市多摩区公告第16号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市多摩区長 藤井智弘

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第17号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	介護保険料	第 11期	令和4年3月29日	4件

(別紙省略)

**川崎市多摩区公告第18号**

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年度	科目	期別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第 8期	令和4年3月29日	計1件

(別紙省略)

**麻生区公告****川崎市麻生区公告第14号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第15号**

保険料に係る交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第16号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市麻生区長 三瓶清美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第17号**

保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所

が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

**川崎市麻生区公告第18号**

保険料に係る差押調書（贍本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年3月18日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

(別紙省略)

**正 誤**

川崎市公報第1,839号（令和4年3月25日発行）1730ページ川崎市公告（調達）第137号中「令和4年2月1日」は「令和4年3月23日」の、

「

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

8 その他

当該事業者決定の効果は、令和4年第2回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

」

は

「

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

」

の誤り。

川崎市公報第1,839号（令和4年3月25日発行）1731

ページ川崎市公告（調達）第140号中「令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)まで」は「令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)まで（土、日及び祝日を除く）」の誤り。

川崎市公報第1,839号（令和4年3月25日発行）1733ページ川崎市公告（調達）第141号中「令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)まで」は「令和4年3月25日(金)から令和4年3月31日(木)まで（土、日及び祝日を除く）」の誤り。

川崎市公報第1,839号（令和4年3月25日発行）1744ページ川崎市公告（調達）第146号中「ウ 建築物の建設業務を行う者」は「ウ 建築物の設計業務を行う者」の、「設計企業で業務を実施する場合は、統括する建設企業」は「設計企業で業務を実施する場合は、統括する設計企業」の誤り。